

別添資料

標準点検項目表および事後保全項目表

標準点検項目表

サブシステム名	(1) ラジアルゲート 扉体 (2) ラジアルゲート 戸当り・基礎材				設 備 区 分 I				設 備 区 分 II			
	点 検				待機系設備		常用系設備		待機系設備		常用系設備	
					日常点検	定期点検	日常点検	定期点検	日常点検	定期点検	日常点検	定期点検
装置区分	点検内容	点 検 方 法	良否判定方法	不具合時対応	(点検点検)	(定期点検)	(点検点検)	(定期点検)	(点検点検)	(定期点検)	(点検点検)	(定期点検)
【扉体】												
扉体全般	外観の異常	運転前に目視により、外観に異常、閉閉に支障となる事象が無いことを確認する。	外観に異常が無いこと。閉閉に支障となる事象(漏水・漏油・堆積物・流木等)が無いこと。	異常箇所、事象の程度を記録する。軽微な場合は、事象の除去を行う。	○		○		○		○	
	閉閉動作の異常	運転時に目視、聴診、触診により、異常が無いことを確認する。	扉体が円滑に動作すること。異常振動・異音・片吊り等が発生していないこと。	異常がある場合は、運転を停止し、原因の特定を行い記録する。		1ヶ月毎		1ヶ月毎		2ヶ月毎		2ヶ月毎
ボルト・ナット	弛み・脱落	目視又は触診により、ボルト・ナットに異常が無いことを確認する。	マーキングにズレが無いこと。損傷・変形・腐食・弛み・脱落が無いこと。	異常がある場合は、異常箇所を記録する。弛みがある場合は、増締めを行う。また、増締め後にマーキングする。	○		○		○		○	
		ハンマリングにより、ボルト・ナットに異常が無いことを確認する。	弛み音が無いこと。	異常がある場合は、異常箇所を記録する。弛みがある場合は、増締めを行う。また、増締め後にマーキングする。		2年毎		2年毎		2年毎		2年毎
塗装	塗膜の異常	目視により、塗膜に異常が無いことを確認する。	発錆・傷・ふくれ・亀裂・剥離・変退色・白亜化が無いこと。	異常がある場合は、異常範囲を記録する。		1年毎		1年毎		1年毎		1年毎
主桁	たわみ	目視により、たわみが無いことを確認する。	たわみが無いこと。	たわみがある場合は、異常箇所を記録する。	○		○		○		○	
	板厚減少	目視により、板厚減少が無いことを確認する。 残存板厚を計測する。	板厚減少が無いこと。 設計腐食代を超過していないこと。	板厚減少がある場合は、異常箇所を記録する。 計測結果を記録する。	○		○		○		○	
脚柱	たわみ	目視により、たわみが無いことを確認する。	たわみが無いこと。	たわみがある場合は、異常箇所を記録する。	○		○		○		○	
	板厚減少	目視により、板厚減少が無いことを確認する。 残存板厚を計測する。	板厚減少が無いこと。 設計腐食代を超過していないこと。	板厚減少がある場合は、異常箇所を記録する。 計測結果を記録する。	○		○		○		○	
スキンプレート	継手部の漏水	目視により、継手部からの漏水が無いことを確認する。	漏水が無いこと。	漏水がある場合は、異常箇所を記録する。	○		○		○		○	
	変形	目視により、変形が無いことを確認する。	変形が無いこと。	変形がある場合は、異常箇所を記録する。	○		○		○		○	
	板厚減少	目視により、板厚減少が無いことを確認する。 残存板厚を計測する。	板厚減少が無いこと。 設計腐食代を超過していないこと。	板厚減少がある場合は、異常箇所を記録する。 計測結果を記録する。	○		○		○		○	
サイドローラ	固着	運転時に目視により、外観・回転に異常が無いことを確認する。聴診により、異音が無いことを確認する。また、手回し可能なものは、手動で回転状況を確認する。	外観の異常、異音が無く、円滑に回転すること。手動で円滑に回転すること。	異常がある場合は、異常箇所を記録する。運転時に給油を行い再確認する。		1ヶ月毎		1ヶ月毎		2ヶ月毎		2ヶ月毎
扉体シーブ	固着	運転時に目視により、外観・回転に異常が無いことを確認する。聴診により、異音が無いことを確認する。	外観の異常、異音が無く、円滑に回転すること。	異常がある場合は、異常箇所を記録する。運転時に給油を行い再確認する。		1ヶ月毎		1ヶ月毎		2ヶ月毎		2ヶ月毎
水密ゴム	漏水を伴う損傷・変形	目視により、異常な漏水が無いことを確認する。	異常な漏水が無いこと。	異常がある場合は、異常箇所を記録する。	○		○		○		○	
		目視により、外観に異常が無いことを確認する。	損傷・変形・まくれ込み・偏摩耗・亀裂が無いこと。	異常がある場合は、異常箇所を記録する。		1ヶ月毎		1ヶ月毎		2ヶ月毎		2ヶ月毎
アンカレッジ	板厚減少	コンクリート部より露出しているアンカレッジについて、板厚現象につながる腐食等が無いことを確認する。	局所的な変形(凹み)、腐食が無ければ良い。	異常を確認した場合は、異常箇所を特定して記録する。なお、目視点検により、板厚減少につながる著しい腐食が発見された場合は、腐食範囲や板厚の計測記録を行う。		2年毎		2年毎		2年毎		2年毎
トラニオン軸受	固着、磨耗	目視により、トラニオンの回転に異常が無いことを確認する。	トラニオンの回転に異常が無いこと。	異常を確認した場合は、異常箇所を特定して記録する。なお、給油を行い再度運転を行う。		2年毎		2年毎		2年毎		2年毎
	清掃・給油	軸受部の給油と清掃を行う。	規定量の給油ができれば良い。	適正な給油ができない場合は、異常箇所を特定して記録する。		1年毎		1年毎		1年毎		1年毎
【戸当り・基礎材】												
戸当り可動部ボルト・ナット	弛み・脱落	目視又は触診により、ボルト・ナットに異常が無いことを確認する。	マーキングにズレが無いこと。損傷・変形・腐食・弛み・脱落が無いこと。	異常がある場合は、異常箇所を記録する。弛みがある場合は、増締めを行う。また、増締め後にマーキングする。	○		○		○		○	
		ハンマリングにより、ボルト・ナットに異常が無いことを確認する。	損傷・弛み・脱落が無いこと。	異常がある場合は、異常箇所を記録する。弛みがある場合は、増締めを行う。また、増締め後にマーキングする。		2年毎		2年毎		2年毎		2年毎
【高圧ゲート(油圧シリンダ式)の場合】												
ピストンロッド吊上軸	固着・作動不良	目視により作動に異常が無いことを確認する。	片吊りやスティックスリップ等が無く、円滑に作動すること。	異常がある場合は、運転を停止し、異常箇所を記録する。		1ヶ月毎		1ヶ月毎		2ヶ月毎		2ヶ月毎

標準点検項目表

サブシステム名	(3) ローラゲート 扉体 (4) ローラゲート 戸当り		設 備 区 分 I				設 備 区 分 II			
	点 検		待機系設備		常用系設備		待機系設備		常用系設備	
			日常点検	定期点検	日常点検	定期点検	日常点検	定期点検	日常点検	定期点検
装置区分	点検内容	点 検 方 法	良否判定方法	不具合時対応	(注視点検)	(運転時点検)	(注視点検)	(運転時点検)	(注視点検)	(運転時点検)
【扉 体】										
扉体全般	外観の異常	運転前に目視により、外観に異常、閉閉に支障となる事象が無いことを確認する。	外観に異常が無いこと。閉閉に支障となる事象(漏水・漏油・堆積物・流木等)が無いこと。	異常箇所、事象の程度を記録する。軽微な場合は、事象の除去を行う。	○	○	○	○	○	○
	開閉動作の異常	運転時に目視、聴診、触診により、異常が無いことを確認する。	扉体が円滑に動作すること。異常振動・異音・片吊り等が発生していないこと。	異常がある場合は、運転を停止し、原因の特定を行い記録する。		1ヶ月毎	1ヶ月毎	2ヶ月毎	2ヶ月毎	2ヶ月毎
塗装	塗膜の異常	目視により、塗膜に異常が無いことを確認する。	発錆・傷・ふくれ・亀裂・剥離・変退色・白化が無いこと。	異常がある場合は、異常範囲を記録する。		1年毎	1年毎	1年毎	1年毎	1年毎
主桁・端梁桁	たわみ	目視により、たわみが無いことを確認する。 たわみ量を計測、記録する。	たわみが無いこと。 設計たわみ度を超過していないこと。	たわみがある場合は、異常箇所を記録する。	○	○	○	○	○	○
	板厚減少	目視により、板厚減少が無いことを確認する。 残存板厚を計測、記録する。	板厚減少が無いこと。 設計腐食代を超過していないこと。	板厚減少がある場合は、異常箇所を記録する。	○	○	○	○	○	○
スキンプレート	継手部の漏水	目視により、継手部からの漏水が無いことを確認する。	漏水が無いこと。	漏水がある場合は、異常箇所を記録する。	○	○	○	○	○	○
	板厚減少	目視により、変形が無いことを確認する。 目視により、板厚減少が無いことを確認する。 残存板厚を計測、記録する。	変形が無いこと。 板厚減少が無いこと。 設計腐食代を超過していないこと。	変形がある場合は、異常箇所を記録する。 板厚減少がある場合は、異常箇所を記録する。	○	○	○	○	○	○
ボルト・ナット	弛み・脱落	目視又は触診により、ボルト・ナットに異常が無いことを確認する。	マーキングにズレが無いこと。損傷・変形・腐食・弛み・脱落が無いこと。	異常がある場合は、異常箇所を記録する。弛みがある場合は、増締めを行う。また、増締め後にマーキングする。	○	○	○	○	○	○
		ハンマリングにより、ボルト・ナットに異常が無いことを確認する。	損傷・弛み・脱落が無いこと。	異常がある場合は、異常箇所を記録する。弛みがある場合は、増締めを行う。また、増締め後にマーキングする。		2年毎	2年毎	2年毎	2年毎	2年毎
主ローラ	固着	運転時に目視により、外観・回転に異常が無いことを確認する。聴診により、異音が無いことを確認する。また、手回し可能なものは、手動で回転状況を確認する。	外観の異常、異音が無く、円滑に回転すること。手動で円滑に回転すること。	異常がある場合は、異常箇所を記録する。運転時に給油を行い再確認する。		1ヶ月毎	1ヶ月毎	2ヶ月毎	2ヶ月毎	2ヶ月毎
ロックビーム	固着	運転時に目視により、外観・回転に異常が無いことを確認する。聴診により、異音が無いことを確認する。	外観の異常、異音が無く、円滑に回転すること。	異常がある場合は、異常箇所を記録する。運転時に給油を行い再確認する。		1ヶ月毎	1ヶ月毎	2ヶ月毎	2ヶ月毎	2ヶ月毎
扉体シーブ	固着	運転時に目視により、外観・回転に異常が無いことを確認する。聴診により、異音が無いことを確認する。	外観の異常、異音が無く、円滑に回転すること。	異常がある場合は、異常箇所を計測、記録する。運転時に給油を行い再確認する。		1ヶ月毎	1ヶ月毎	2ヶ月毎	2ヶ月毎	2ヶ月毎
水密ゴム	漏水を伴う損傷・変形	目視により、異常な漏水が無いことを確認する。 目視により、外観に異常が無いことを確認する。	異常な漏水が無いこと。 損傷・変形・まくれ込み・偏摩耗・亀裂が無いこと。	異常がある場合は、異常箇所を記録する。異常がある場合は、異常箇所を記録する。	○	○	○	○	○	○
【戸当り】										
戸当り可動部ボルト・ナット	弛み・脱落	目視又は触診により、ボルト・ナットに異常が無いことを確認する。	マーキングにズレが無いこと。損傷・変形・腐食・弛み・脱落が無いこと。	異常がある場合は、異常箇所を記録する。弛みがある場合は、増締めを行う。また、増締め後にマーキングする。	○	○	○	○	○	○
		ハンマリングにより、ボルト・ナットに異常が無いことを確認する。	損傷・弛み・脱落が無いこと。	異常がある場合は、異常箇所を記録する。弛みがある場合は、増締めを行う。また、増締め後にマーキングする。		2年毎	2年毎	2年毎	2年毎	2年毎
【高圧ゲート（油圧シリンダ式）の場合】										
ピストンロッド吊上軸	固着・作動不良	運転時に目視により、作動に異常が無いことを確認する。	片吊りやスティックスリップ等が無く、円滑に作動すること。	異常がある場合は、運転を停止し、異常箇所を記録する。		1ヶ月毎	1ヶ月毎	2ヶ月毎	2ヶ月毎	2ヶ月毎

標準点検項目表

サブシステム名	(5) シェルローラゲート 扉体				(6) シェルローラゲート 戸当り				設備区分 I		設備区分 II	
	装置区分	点検			待機系設備	常用系設備	待機系設備	常用系設備	日常点検	定期点検	日常点検	定期点検
		点検内容	点検方法	良否判定方法								
【扉体】												
扉体全般	外観の異常	運転前に目視により、外観に異常、閉閉に支障となる事象が無いことを確認する。	外観に異常が無いこと。閉閉に支障となる事象（漏水・漏油・堆積物・流木等）が無いこと。	異常箇所、事象の程度を記録する。軽微な場合は、事象の除去を行う。	○	○	○	○				
	閉閉動作の異常	運転時に目視、聴診、触診により、異常が無いことを確認する。	扉体が円滑に動作すること。異常振動・異音・片吊り等が発生していないこと。	異常がある場合は、運転を停止し、原因の特定を行い記録する。		1ヶ月毎	1ヶ月毎		2ヶ月毎		2ヶ月毎	
塗装	塗膜の異常（外面）	目視により、塗膜に異常が無いことを確認する。	発錆・傷・ふくれ・亀裂・剝離・変退色・白亜化が無いこと。	異常がある場合は、異常範囲を記録する。		1年毎	1年毎		1年毎		1年毎	
	塗膜の異常（内面）	目視により、塗膜に異常が無いことを確認する。	発錆・傷・ふくれ・亀裂・剝離・変退色・白亜化が無いこと。	異常がある場合は、異常範囲を記録する。		5年毎	5年毎		5年毎		5年毎	
ダイヤフラム	板厚減少	目視により、板厚減少が無いことを確認する。	残存板厚を計測、記録する。	設計腐食代を超過していないこと。		5年毎	5年毎		5年毎		5年毎	
スキンプレート	板厚減少	目視により、板厚減少が無いことを確認する。	残存板厚を計測、記録する。	設計腐食代を超過していないこと。	○	10年毎	10年毎	○	10年毎	○	10年毎	
頂板	板厚減少	目視により、板厚減少が無いことを確認する。	残存板厚を計測、記録する。	設計腐食代を超過していないこと。	○	10年毎	10年毎	○	10年毎	○	10年毎	
背面板	板厚減少	目視により、板厚減少が無いことを確認する。	残存板厚を計測、記録する。	設計腐食代を超過していないこと。	○	10年毎	10年毎	○	10年毎	○	10年毎	
底面板	板厚減少	目視により、板厚減少が無いことを確認する。	残存板厚を計測、記録する。	設計腐食代を超過していないこと。	○	10年毎	10年毎	○	10年毎	○	10年毎	
端縦桁	板厚減少	目視により、板厚減少が無いことを確認する。	残存板厚を計測、記録する。	設計腐食代を超過していないこと。	○	10年毎	10年毎	○	10年毎	○	10年毎	
ボルト・ナット	弛み・脱落	目視又は触診により、ボルト・ナットに異常が無いことを確認する。	マーキングにズレが無いこと。損傷・変形・腐食・弛み・脱落が無いこと。	異常がある場合は、異常箇所を記録する。弛みがある場合は、増締めを行う。また、増締め後新たにマーキングする。	○		○		○		○	
		ハンマリングにより、ボルト・ナットに異常が無いことを確認する。	損傷・弛み・脱落が無いこと。	異常がある場合は、異常箇所を記録する。弛みがある場合は、増締めを行う。また、増締め後新たにマーキングする。		2年毎		2年毎		2年毎		2年毎
主ローラ	固着	運転時に目視により、外観・回転に異常が無いことを確認する。聴診により、異音が無いことを確認する。また、手回し可能なものは、手動で回転状況を確認する。	外観の異常、異音が無く、円滑に回転すること。手動で円滑に回転すること。	異常がある場合は、異常箇所を記録する。運転時に給油を行い再確認する。		1ヶ月毎		1ヶ月毎		2ヶ月毎		2ヶ月毎
ロッカービーム	固着	運転時に目視により、外観・回転に異常が無いことを確認する。聴診により、異音が無いことを確認する。	外観の異常、異音が無く、円滑に回転すること。	異常がある場合は、異常箇所を記録する。運転時に給油を行い再確認する。		1ヶ月毎		1ヶ月毎		2ヶ月毎		2ヶ月毎
扉体シープ	固着	運転時に目視により、外観・回転に異常が無いことを確認する。聴診により、異音が無いことを確認する。	外観の異常、異音が無く、円滑に回転すること。	異常がある場合は、異常箇所を計測、記録する。運転時に給油を行い再確認する。		1ヶ月毎		1ヶ月毎		2ヶ月毎		2ヶ月毎
水密ゴム	漏水を伴う損傷・変形	目視により、異常な漏水が無いことを確認する。	異常な漏水が無いこと。	異常がある場合は、異常箇所を記録する。	○		○		○		○	
		目視により、外観に異常が無いことを確認する。	損傷・変形・まくれ・込み・偏摩耗・亀裂が無いこと。	異常がある場合は、異常箇所を記録する。		1ヶ月毎		1ヶ月毎		2ヶ月毎		2ヶ月毎
【電気防食】												
電気防食（犠牲陽極）	外観の異常	目視により、外観に異常が無いことを確認する。	犠牲陽極の損傷、消耗状態、固定状態に異常が無いこと。犠牲陽極の消耗状態と設置経過年数から推定寿命を算出する。	異常がある場合は、異常箇所を記録する。		1年毎		1年毎		1年毎		1年毎
電気防食（外部電源）	電圧値	運転時に操作盤電圧計にて、電圧値を計測、記録する。	定格値±10%以内であること。	定格値を超過する場合は、運転を停止する。過負荷の原因となる事象が無いことを確認する。		1ヶ月毎		1ヶ月毎		1ヶ月毎		1ヶ月毎
		運転時に操作盤電圧計及びテスタにて、電圧値を計測、記録する。	定格値±10%以内であること。また、操作盤電圧計及びテスタの計測値に大きな差異が無いこと。	定格値を超過する場合は、運転を停止する。		1年毎		1年毎		1年毎		1年毎
電流値	電圧値	運転時に操作盤電流計にて、電流値を計測、記録する。	定格値以下であること。通常の電流値に比べて大幅な変動が無いこと。	定格値を超過する場合は、運転を停止する。過負荷の原因となる事象が無いことを確認する。		1ヶ月毎		1ヶ月毎		1ヶ月毎		1ヶ月毎
		運転時に操作盤電流計及びクランプメータにて、電流値を計測、記録する。	定格値以下であること。通常の電流値に比べて大幅な変動が無いこと。また、操作盤電流計及びクランプメータの計測値に大きな差異が無いこと。	定格値を超過する場合は、運転を停止する。過負荷の原因となる事象が無いことを確認する。		1年毎		1年毎		1年毎		1年毎
電流値	電圧値	運転時に操作盤電圧計及びテスタにて、電圧値を計測、記録する。	定格値±10%以内であること。	定格値を超過する場合は、運転を停止する。		1ヶ月毎		1ヶ月毎		1ヶ月毎		1ヶ月毎
		目視により、外観に異常が無いことを確認する。	電極の損傷、消耗状態、固定状態に異常が無いこと。	異常がある場合は、異常箇所を記録する。固定ボルトに弛みがある場合は、増締めを行う。また、増締め後新たにマーキングする。		1年毎		1年毎		1年毎		1年毎
【戸当り】												
戸当り可動部ボルト・ナット	弛み・脱落	目視又は触診により、ボルト・ナットに異常が無いことを確認する。	マーキングにズレが無いこと。損傷・変形・腐食・弛み・脱落が無いこと。	異常がある場合は、異常箇所を記録する。弛みがある場合は、増締めを行う。また、増締め後新たにマーキングする。	○		○		○		○	
		ハンマリングにより、ボルト・ナットに異常が無いことを確認する。	損傷・弛み・脱落が無いこと。	異常がある場合は、異常箇所を記録する。弛みがある場合は、増締めを行う。また、増締め後新たにマーキングする。		2年毎		2年毎		2年毎		2年毎

標準点検項目表

サブシステム名	(7) 起伏ゲート 扉体		(8) 起伏ゲート 戸当り		設備区分 I		設備区分 II	
	点 検				待機系設備		常用系設備	
	点検内容	点 検 方 法	良否判定方法	不具合時対応	日常点検 <small>(点検点検)</small>	定期点検 <small>(定期点検)</small>	日常点検 <small>(点検点検)</small>	定期点検 <small>(定期点検)</small>
【扉体】								
扉体全般	外観の異常	運転前に目視より、外観に異常、閉閉に支障となる事象が無いことを確認する。	外観に異常が無いこと。閉閉に支障となる事象（漏水・漏油・堆積物・流木等）が無いこと。	異常箇所、事象の程度を記録する。軽微な場合は、事象の除去を行う。	○	○	○	○
	開閉動作の異常	運転時に目視、聴診、触診により、異常が無いことを確認する。	扉体が円滑に動作すること。異常振動・異音・片吊り等が発生していないこと。	異常がある場合は、運転を停止し、原因の特定を行い記録する。		1ヶ月毎	1ヶ月毎	2ヶ月毎 2ヶ月毎
塗装	塗膜の異常	目視により、塗膜に異常が無いことを確認する。	発錆・傷・ふくれ・亀裂・剥離・変退色・白化が無いこと。	異常がある場合は、異常範囲を記録する。		1年毎	1年毎	1年毎 1年毎
主桁・端縦桁	たわみ	目視により、たわみが無いことを確認する。	たわみが無いこと。	たわみがある場合は、異常箇所を記録する。	○	○	○	○
		たわみ量を計測、記録する。	設計たわみ度を超過していないこと。			2年毎	2年毎	2年毎 2年毎
	板厚減少	目視により、板厚減少が無いことを確認する。	板厚減少が無いこと。	板厚減少がある場合は、異常箇所を記録する。	○	○	○	○
		残存板厚を計測、記録する。	設計腐食代を超過していないこと。		2年毎	2年毎	2年毎 2年毎	
スキンプレート	継手部の漏水	目視により、継手部からの漏水が無いことを確認する。	漏水が無いこと。	漏水がある場合は、異常箇所を記録する。	○	○	○	○
	変形	目視により、変形が無いことを確認する。	変形が無いこと。	変形がある場合は、異常箇所を記録する。	○	○	○	○
	板厚減少	目視により、板厚減少が無いことを確認する。	板厚減少が無いこと。	板厚減少がある場合は、異常箇所を記録する。	○	○	○	○
		残存板厚を計測、記録する。	設計腐食代を超過していないこと。		2年毎	2年毎	2年毎 2年毎	
ボルト・ナット	弛み・脱落	目視又は触診により、ボルト・ナットに異常が無いことを確認する。	マーキングにズレが無いこと。損傷・変形・腐食・弛み・脱落が無いこと。	異常がある場合は、異常箇所を記録する。弛みがある場合は、増締めを行う。また、増締め後にマーキングする。	○	○	○	○
		ハンマリングにより、ボルト・ナットに異常が無いことを確認する。	損傷・弛み・脱落が無いこと。	異常がある場合は、異常箇所を記録する。弛みがある場合は、増締めを行う。また、増締め後にマーキングする。		2年毎	2年毎	2年毎 2年毎
支承部	外観の異常	目視により、外観に異常、閉閉に支障となる障害物が無いことを確認する。	外観に異常が無いこと。閉閉に支障となる事象（漏水・漏油・堆積物・流木等）が無いこと。	異常箇所、事象の程度を記録する。軽微な場合は、事象の除去を行う。	○	○	○	○
水密ゴム	漏水を伴う損傷・変形	目視により、異常な漏水が無いことを確認する。	異常な漏水が無いこと。	異常がある場合は、異常箇所を記録する。	○	○	○	○
		目視により、外観に異常が無いことを確認する。	損傷・変形・まくれ込み・偏摩耗・亀裂が無いこと。	異常がある場合は、異常箇所を記録する。		1年毎	1年毎	1年毎 1年毎
【電気防食】								
電気防食（犠牲陽極）	外観の異常	目視により、外観に異常が無いことを確認する。	犠牲陽極の損傷、消耗状態、固定状態に異常が無いこと。犠牲陽極の消耗状態と設置経過年数から推定寿命を算出する。	異常がある場合は、異常箇所を記録する。		1年毎	1年毎	1年毎 1年毎

標準点検項目表

サブシステム名	(9) スライドゲート 扉体				(10) スライドゲート 戸当り				設 備 区 分 I				設 備 区 分 II			
	点 検								待機系設備		常用系設備		待機系設備		常用系設備	
	装置区分	点検内容	点 検 方 法	良否判定方法	不具合時対応	日常点検 <small>(点検点検)</small>	定期点検	日常点検 <small>(運転時点検)</small>	定期点検	日常点検 <small>(点検点検)</small>	定期点検	日常点検 <small>(運転時点検)</small>	定期点検			
【扉体】																
扉体全般	外観の異常	運転前に目視により、外観に異常、閉閉に支障となる事象が無いことを確認する。	外観に異常が無いこと。閉閉に支障となる事象(漏水・漏油・堆積物・流木等)が無いこと。	異常箇所、事象の程度を記録する。軽微な場合は、事象の除去を行う。	○		○		○		○					
	開閉動作の異常	運転時に目視、聴診、触診により、異常が無いことを確認する。	扉体が円滑に動作すること。異常振動・異音・片吊り等が発生していないこと。	異常がある場合は、運転を停止し、原因の特定を行い記録する。		1ヶ月毎		1ヶ月毎		2ヶ月毎		2ヶ月毎				
塗装	塗膜の異常	目視により、塗膜に異常が無いことを確認する。	発錆・傷・ふくれ・亀裂・剥離・変退色・白亜化が無いこと。	異常がある場合は、異常範囲を記録する。		1年毎		1年毎		1年毎		1年毎				
主桁・端継桁	たわみ	目視により、たわみが無いことを確認する。	たわみが無いこと。	たわみがある場合は、異常箇所を記録する。	○		○		○		○					
		たわみ量を計測、記録する。	設計たわみ度を超過していないこと。			2年毎		2年毎		2年毎		2年毎				
	板厚減少	目視により、板厚減少が無いことを確認する。	板厚減少が無いこと。	板厚減少がある場合は、異常箇所を記録する。	○		○		○		○					
		残存板厚を計測、記録する。	設計腐食代を超過していないこと。			2年毎		2年毎		2年毎		2年毎				
スキンプレート	継手部の漏水	目視により、継手部からの漏水が無いことを確認する。	漏水が無いこと。	漏水がある場合は、異常箇所を記録する。	○		○		○		○					
	変形	目視により、変形が無いことを確認する。	変形が無いこと。	変形がある場合は、異常箇所を記録する。	○		○		○		○					
	板厚減少	目視により、板厚減少が無いことを確認する。	板厚減少が無いこと。	板厚減少がある場合は、異常箇所を記録する。	○		○		○		○					
		残存板厚を計測、記録する。	設計腐食代を超過していないこと。			2年毎		2年毎		2年毎		2年毎				
水密ゴム	漏水を伴う損傷・変形	目視により、異常な漏水が無いことを確認する。	異常な漏水が無いこと。	異常がある場合は、異常箇所を記録する。	○		○		○		○					
		目視により、外観に異常が無いことを確認する。	損傷・変形・まくれ込み・偏摩耗・亀裂が無いこと。	異常がある場合は、異常箇所を記録する。		1ヶ月毎		1ヶ月毎		2ヶ月毎		2ヶ月毎				
【戸当り】																
戸当り可動部ボルト・ナット	弛み・脱落	目視又は触診により、ボルト・ナットに無いことを確認する。	マーキングにズレが無いこと。損傷・変形・腐食・弛み・脱落が無いこと。	異常がある場合は、異常箇所を記録する。弛みがある場合は、増締めを行う。また、増締め後にマーキングする。	○		○		○		○					
		ハンマリングにより、ボルト・ナットに異常が無いことを確認する。	損傷・弛み・脱落が無いこと。	異常がある場合は、異常箇所を記録する。弛みがある場合は、増締めを行う。また、増締め後にマーキングする。		2年毎		2年毎		2年毎		2年毎				

標準点検項目表

サブシステム名	(11) 直線多段式ゲート 扉体・戸当り				設備区分 I				設備区分 II			
	点 検				待機系設備		常用系設備		待機系設備		常用系設備	
					日常点検	定期点検	日常点検	定期点検	日常点検	定期点検	日常点検	定期点検
装置区分	点検内容	点 検 方 法	良否判定方法	不具合時対応	(注視点検)	(注視点検)	(注視点検)	(注視点検)	(注視点検)	(注視点検)	(注視点検)	
【扉 体】												
扉体全般	外観の異常	運転前に目視により、外観に異常、閉閉に支障となる事象が無いことを確認する。	外観に異常が無いこと。閉閉に支障となる事象(漏水・漏油・堆積物・流木等)が無いこと。	異常箇所、事象の程度を記録する。軽微な場合は、事象の除去を行う。	○		○		○		○	
	開閉動作の異常	運転時に目視、聴診、触診により、異常が無いことを確認する。	扉体が円滑に動作すること。異常振動・異音・片吊り、スティックスリップが発生していないこと。	異常がある場合は、運転を停止し、原因の特定を行い記録する。				1ヶ月毎			2ヶ月毎	
ボルト・ナット	弛み・脱落	目視又は触診により、ボルト・ナットに異常が無いことを確認する。	マーキングにズレが無いこと。損傷・変形・腐食・弛み・脱落が無いこと。	異常がある場合は、異常箇所を記録する。弛みがある場合は、増締めを行う。また、増締め後にマーキングする。	○		○		○		○	
		ハンマリングにより、ボルト・ナットに異常が無いことを確認する。	弛み音が無いこと。	異常がある場合は、異常箇所を記録する。弛みがある場合は、増締めを行う。また、増締め後にマーキングする。		2年毎		2年毎		2年毎		2年毎
塗装	塗膜の異常	目視により、塗膜に異常が無いことを確認する。	発錆・傷・ふくれ・亀裂・剝離・変退色・白亜化が無いこと。	異常がある場合は、異常範囲を記録する。		1年毎		1年毎		1年毎		1年毎
主桁・端縦桁	たわみ	目視により、たわみが無いことを確認する。	たわみが無いこと。	たわみがある場合は、異常箇所を記録する。	○		○		○		○	
	板厚減少	目視により、板厚減少が無いことを確認する。 残存板厚を計測する。	板厚減少が無いこと。 設計腐食代を超過していないこと。	板厚減少がある場合は、異常箇所を記録する。 計測結果を記録する。	○		○		○		○	
スキンプレート	継手部の漏水	目視により、継手部からの漏水が無いことを確認する。	漏水が無いこと。	漏水がある場合は、異常箇所を記録する。	○		○		○		○	
	変形	目視により、変形が無いことを確認する。	変形が無いこと。	変形がある場合は、異常箇所を記録する。	○		○		○		○	
	板厚減少	目視により、板厚減少が無いことを確認する。 残存板厚を計測する。	板厚減少が無いこと。 設計腐食代を超過していないこと。	板厚減少がある場合は、異常箇所を記録する。 計測結果を記録する。	○		○		○		○	
リフティングビーム	たわみ・板厚減少	目視により、全体及び局所的なたわみが無いことや板厚減少につながる腐食が無いことを確認する。	たわみや腐食が無いこと。	異常を確認した場合は、異常箇所を特定して記録する。なお、目視点検により、たわみや板厚減少につながる著しい腐食が発見された場合は、腐食範囲や板厚の計測記録を行う。			2年毎			2年毎		
主ローラ	固着	運転時に目視により、外観・回転に異常が無いことを確認する。聴診により、異音が無いことを確認する。また、手回し可能なものは、手動で回転状況を確認する。	外観の異常、異音が無く、円滑に回転すること。手動で円滑に回転すること。	異常がある場合は、異常箇所を記録する。運転時に給油を行い再確認する。			1ヶ月毎			2ヶ月毎		
扉体シーブ	固着	運転時に目視により、外観・回転に異常が無いことを確認する。聴診により、異音が無いことを確認する。	外観の異常、異音が無く、円滑に回転すること。	異常がある場合は、異常箇所を記録する。運転時に給油を行い再確認する。			1ヶ月毎			2ヶ月毎		
水密ゴム	漏水を伴う損傷・変形	目視により、異常な漏水が無いことを確認する。	異常な漏水が無いこと。	異常がある場合は、異常箇所を記録する。		1ヶ月毎		1ヶ月毎		2ヶ月毎	2ヶ月毎	
引掛金物	たわみ・板厚減少	目視により、全体及び局所的なたわみが無いことや板厚減少につながる腐食が無いことを確認する。	たわみや腐食が無いこと。	異常を確認した場合は、異常箇所を特定して記録する。なお、目視点検により、たわみや板厚減少につながる著しい腐食が発見された場合は、腐食範囲や板厚の計測記録を行う。			2年毎			2年毎		
【電気防食】												
電気防食(犠牲陽極)	外観の異常	目視で可能な犠牲陽極の体積減少及び心金の露出状況、取り付け状態を確認する。	陽極の体積減少及び取付ボルト・ナットの脱落が無いこと。	異常を確認した場合は、異常箇所、本数を特定して記録する。		1年毎		1年毎		1年毎	1年毎	
電気防食(外部電源)	電流値	運転時に操作盤電流計にて、電流値を計測、記録する。	定格値以下であること。通常の電流値に比べて大幅な変動が無いこと。	定格値を超える場合は、運転を停止する。過負荷の原因となる事象が無いか確認する。		1ヶ月毎		1ヶ月毎		1ヶ月毎	1ヶ月毎	
		運転時に操作盤電流計及びクランプメータにて、電流値を計測、記録する。	定格値以下であること。通常の電流値に比べて大幅な変動が無いこと。また、操作盤電流計及びクランプメータの計測値に大幅な差異が無いこと。	定格値を超える場合は、運転を停止する。過負荷の原因となる事象が無いか確認する。		1年毎		1年毎		1年毎	1年毎	
	電圧値	運転時に操作盤電圧計にて、電圧値を計測、記録する。	定格値±10%以内であること。	定格値±10%を超える場合は、運転を停止する。		1ヶ月毎		1ヶ月毎		1ヶ月毎	1ヶ月毎	
		運転時に操作盤電圧計及びテスタにて、電圧値を計測、記録する。	定格値±10%以内であること。また、操作盤電圧計及びテスタの計測値に大幅な差異が無いこと。	定格値±10%を超える場合は、運転を停止する。		1年毎		1年毎		1年毎	1年毎	
	機能確認	防食電位を計測、記録する。	基準値内であること。	異常を確認した場合は、異常の程度を確認して記録する。		1年毎		1年毎		1年毎	1年毎	
	直流電源装置	絶縁抵抗値、出力電圧、出力電流値を計測、記録する。盤内配線等に異常が無いことを確認する。	基準値内であれば良い。盤内配線等に異常が無いこと。	異常を確認した場合は、異常の程度を確認して記録する。盤内配線等で弛みがある場合は、増締めする。		1年毎		1年毎		1年毎	1年毎	
	中継箱	絶縁抵抗値、通電電流値を計測、記録する。盤内配線等に異常が無いことを確認する。	基準値内であれば良い。盤内配線等に異常が無いこと。	異常を確認した場合は、異常の程度を確認して記録する。盤内配線等で弛みがある場合は、増締めする。		1年毎		1年毎		1年毎	1年毎	
	配線	ケーブル、ケーブルリール、ケーブルリール制御盤等に異常が無いことを確認する。	異常が無いこと。	異常を確認した場合は、異常の程度を確認して記録する。		1年毎		1年毎		1年毎	1年毎	
電極	取付状態及び配線との接続状態を確認する。	電極及び取付ボルト・ナットの脱落が無いこと。	異常を確認した場合は、異常の程度を確認して記録する。		5年毎		5年毎		5年毎	5年毎		
【戸当り】												
戸当り可動部ボルト・ナット	弛み・脱落	目視又は触診により、ボルト・ナットに異常が無いことを確認する。	マーキングにズレが無いこと。損傷・変形・腐食・弛み・脱落が無いこと。	異常がある場合は、異常箇所を記録する。弛みがある場合は、増締めを行う。また、増締め後にマーキングする。			○				○	
		ハンマリングにより、ボルト・ナットに異常が無いことを確認する。	損傷・弛み・脱落が無いこと。	異常がある場合は、異常箇所を記録する。弛みがある場合は、増締めを行う。また、増締め後にマーキングする。			2年毎				2年毎	

標準点検項目表

サブシステム名	(12) ホロージェットバルブ 本体				設 備 区 分 I				設 備 区 分 II			
	点 検				待機系設備		常用系設備		待機系設備		常用系設備	
					日常点検	定期点検	日常点検	定期点検	日常点検	定期点検	日常点検	定期点検
装置区分	点検内容	点 検 方 法	良否判定方法	不具合時対応	(点検点検)	(点検点検)	(点検点検)	(点検点検)	(点検点検)	(点検点検)	(点検点検)	
【本 体】												
バルブ全般	外観の異常	運転前に目視により、外観に異常、開閉に支障となる事象が無いことを確認する。	外観に異常が無いこと。開閉に支障となる事象(漏水・漏油・堆積物・流木等)が無いこと。	異常箇所、事象の程度を記録する。軽微な場合は、事象の除去を行う。	○		○		○		○	
	開閉動作の異常	運転時に目視、聴診、触診により、異常が無いことを確認する。	弁体が円滑に動作すること。異常振動・異音等が発生していないこと。	異常がある場合は、運転を停止し、原因の特定を行い記録する。		1ヶ月毎		1ヶ月毎		2ヶ月毎	2ヶ月毎	
ボルト・ナット	弛み・脱落	目視又は触診により、ボルト・ナットに異常が無いことを確認する。	マーキングにズレが無いこと。損傷・変形・腐食・弛み・脱落が無いこと。	異常がある場合は、異常箇所を記録する。弛みがある場合は、増締めを行う。また、増締め後にマーキングする。	○		○		○		○	
		ハンマリングにより、ボルト・ナットに異常が無いことを確認する。	弛み音が無いこと。	異常がある場合は、異常箇所を記録する。弛みがある場合は、増締めを行う。また、増締め後にマーキングする。		2年毎		2年毎		2年毎	2年毎	
塗装	塗膜の異常	目視により、塗膜に異常が無いことを確認する。	発錆・傷・ふくれ・亀裂・剝離・変退色・白亜化が無いこと。	異常がある場合は、異常範囲を記録する。		1年毎		1年毎		1年毎	1年毎	
ニードル	外観の異常	目視により、異常が無いことを確認する。	キズ・孔食が無いこと。	異常を確認した場合は、キズの範囲等を計測、記録する。		1年毎		1年毎		1年毎	1年毎	
	振動・異音	運転中に聴診により、異常振動・異音が無いことを確認する。	異常振動・異音が無いこと。	異常がある場合は、運転を停止し、異常箇所を記録する。		2年毎		2年毎		2年毎	2年毎	
シート面	漏水を伴う損傷変形	目視により、異常な漏水が無いことを確認する。	異常な漏水が無いこと。	異常がある場合は、異常箇所を記録する。		1ヶ月毎		1ヶ月毎		2ヶ月毎	2ヶ月毎	
		目視により、外観に異常が無いことを確認する。	損傷・変形が無いこと。	異常がある場合は、異常箇所を記録する。		1年毎		1年毎		1年毎	1年毎	
フランジャー	摺動状態不良	目視により、正常に作動していることを確認する。	バルブの操作に連動してフランジャーが摺動していること。	異常を確認した場合は、異常箇所を特定して記録する。		1ヶ月毎	○			2ヶ月毎	○	
		運転時に目視、触診、聴診により、異常振動・異音等が発生しないことを確認する。	異常振動・異音が無いこと。	異常がある場合は、運転を停止し、異常箇所を記録する。		1ヶ月毎		1ヶ月毎		2ヶ月毎	2ヶ月毎	
駆動軸 (ドライブシャフト)	異音	運転時に目視、触診、聴診により、異常振動・異音が発生が無いことを確認する。	異常振動・異音が無いこと。	異常がある場合は、運転を停止し、異常箇所を記録する。		2年毎		2年毎		2年毎	2年毎	
ユニバーサル ジョイント	作動不良	運転時に目視、聴診、触診により、異常が無いことを確認する。	円滑に動作すること。異常振動・異音等が発生していないこと。継ぎ手ピンの脱落、飛び出しが無いこと。	異常がある場合は、運転を停止し、異常箇所を記録する。		1ヶ月毎	○			2ヶ月毎	○	
傘歯車	歯当り・歯合い	歯車の当り具合(バックラッシュ)をマイクロメータにより、計測、記録する。	歯車の当り具合(バックラッシュ)が基準値内であること。			10年毎		10年毎		10年毎	10年毎	
	振動・異音	運転時に目視、触診、聴診により、異常振動・異音が発生が無いことを確認する。	異常振動・異音が無いこと。	異常がある場合は、ポータブル振動計等にて振動を計測、記録する。運転に支障がある場合は、運転を停止する。		1年毎		1年毎		1年毎	1年毎	
玉軸受	損傷・摩耗	目視により、損傷・異常摩耗が無いことを確認する。	損傷・異常摩耗が無いこと。	異常がある場合は、異常箇所を記録する。		10年毎		10年毎		10年毎	10年毎	
	振動・異音	軸受部表面を目視及び触診により、異常振動が無いことを確認する。また聴診により、異常が無いことを確認する。可能な限りドライ状態で実施する。	異常振動・異音が無いこと。	異常がある場合は、異常箇所を記録する。		2年毎		2年毎		2年毎	2年毎	
【機械式の場合】												
スピンドル・スピンドルボス	損傷・変形・磨耗	目視により、損傷・変形・磨耗が無いことを確認する。	損傷・変形・磨耗が無いこと。また、全周に渡り油切れが無いこと。	異常がある場合は、異常箇所を記録する。油が切れている場合は、油脂を補給する。		10年毎		10年毎		10年毎	10年毎	
	振動・異音	運転時に目視、触診、聴診により、異常振動・異音が無いことを確認する。	異常振動・異音が無いこと。	異常がある場合は、異常箇所を記録する。運転に支障がある場合は、運転を停止する。		2年毎		2年毎		2年毎	2年毎	
スクリーブ ロック	損傷・変形・磨耗	目視により、損傷・変形・磨耗が無いことを確認する。	損傷・変形・磨耗が無いこと。	異常がある場合は、異常箇所を記録する。		10年毎		10年毎		10年毎	10年毎	
固定ピン	固定状況	目視により、固定状況を確認する。	ピンが確実に固定されていること。	異常がある場合は、異常箇所を記録する。		1ヶ月毎		1ヶ月毎		2ヶ月毎	2ヶ月毎	

標準点検項目表

サブシステム名	(13) ジェットフローゲート 本体				設 備 区 分 I				設 備 区 分 II			
	点 検				待機系設備		常用系設備		待機系設備		常用系設備	
					日常点検 <small>(点検点検)</small>	定期点検	日常点検 <small>(運転時点検)</small>	定期点検	日常点検 <small>(点検点検)</small>	定期点検	日常点検 <small>(運転時点検)</small>	定期点検
装置区分	点検内容	点 検 方 法	良否判定方法	不具合時対応								
【本 体】												
バルブ全般	外観の異常	運転前に目視により、外観に異常、閉閉に支障となる事象が無いことを確認する。	外観に異常が無いこと。閉閉に支障となる事象(漏水・漏油・堆積物・流木等)が無いこと。	異常箇所、事象の程度を記録する。軽微な場合は、事象の除去を行う。	○		○		○		○	
	開閉動作の異常	運転時に目視、聴診、触診により、異常が無いことを確認する。	弁体が円滑に動作すること。異常振動・異音等が発生していないこと。	異常がある場合は、運転を停止し、原因の特定を行い記録する。		1ヶ月毎		1ヶ月毎		2ヶ月毎		2ヶ月毎
ボルト・ナット	弛み・脱落	目視又は触診により、ボルト・ナットに異常が無いことを確認する。	マーキングにズレが無いこと。損傷・変形・腐食・弛み・脱落が無いこと。	異常がある場合は、異常箇所を記録する。弛みがある場合は、増締めを行う。また、増締め後にマーキングする。	○		○		○		○	
		ハンマリングにより、ボルト・ナットに異常が無いことを確認する。	弛み音が無いこと。	異常がある場合は、異常箇所を記録する。弛みがある場合は、増締めを行う。また、増締め後にマーキングする。			2年毎		2年毎		2年毎	
塗装	塗膜の異常	目視により、塗膜に異常が無いことを確認する。	発錆・傷・ふくれ・亀裂・剥離・変退色・白亜化が無いこと。	異常がある場合は、異常範囲を記録する。		1年毎		1年毎		1年毎		1年毎
ボンネットカバー	たわみ・板厚減少	目視により、全体及び局部的なたわみ・板厚減少につながる腐食が無いことを確認する。	たわみ・板厚減少が無いこと。	異常がある場合は、異常箇所を記録する。たわみ・腐食がある場合は、計測、記録を行う。		2年毎		2年毎		2年毎		2年毎
扉体	たわみ・板厚減少	目視により、全体及び局部的なたわみ・板厚減少につながる腐食が無いことを確認する。	たわみ・板厚減少が無いこと。扉体の傾き・サイドガイドシューの脱落・ロックナットの弛みが無いこと。	異常がある場合は、異常箇所を記録する。扉体の傾き・たわみ・腐食がある場合は、計測、記録を行う。		2年毎		2年毎		2年毎		2年毎
		目視により、異常な漏水が無いことを確認する。	異常な漏水が無いこと。	異常がある場合は、異常箇所を記録する。		2年毎		2年毎		2年毎		2年毎
シールリング	漏水を伴う損傷変形	目視により、外観に異常が無いことを確認する。	損傷・変形が無いこと。	異常がある場合は、異常箇所を記録する。		1年毎		1年毎		1年毎		1年毎
		目視により、異常な漏水が無いことを確認する。	漏水が無いこと。	異常がある場合は、異常箇所を記録する。		2年毎		2年毎		2年毎		2年毎
Vパッキン	漏水	目視により、漏水が無いことを確認する。	漏水が無いこと。	異常がある場合は、異常箇所を記録する。		2年毎		2年毎		2年毎		2年毎
空気管	目詰まり	目視により、塵芥・腐食による目詰まりが発生していないことを確認する。	塵芥・腐食による目詰まりが無いこと。	異常がある場合は、異常箇所を記録する。軽微な場合は、塵芥の除去を行う。		1ヶ月毎		1ヶ月毎		2ヶ月毎		2ヶ月毎
	腐食・漏水	目視により、腐食・漏水が発生していないことを確認する。	腐食・漏水が無いこと。	異常がある場合は、異常箇所を記録する。		1ヶ月毎		1ヶ月毎		2ヶ月毎		2ヶ月毎
空気弁	作動不良	運転時に目視により、正常な作動を確認する。	弁体がスムーズに作動し、LS検出時に操作盤表示灯点灯すること。	異常がある場合は、異常箇所を記録する。		1ヶ月毎		1ヶ月毎		2ヶ月毎		2ヶ月毎

標準点検項目表

サブシステム名	(14) フィクストコーンバルブ 本体				設 備 区 分 I				設 備 区 分 II			
	点 検				待機系設備		常用系設備		待機系設備		常用系設備	
					日常点検	定期点検	日常点検	定期点検	日常点検	定期点検	日常点検	定期点検
装置区分	点検内容	点 検 方 法	良否判定方法	不具合時対応	(点検点検)	(定期点検)	(点検点検)	(定期点検)	(点検点検)	(定期点検)	(点検点検)	(定期点検)
【本 体】												
バルブ全般	外観の異常	運転前に目視により、外観に異常、閉閉に支障となる事象(漏水・漏油・堆積物・流木等)が無いことを確認する。	外観に異常が無いこと。閉閉に支障となる事象(漏水・漏油・堆積物・流木等)が無いこと。	異常箇所、事象の程度を記録する。軽微な場合は、事象の除去を行う。	○		○		○		○	
	閉閉動作の異常	運転時に目視、聴診、触診により、異常が無いことを確認する。	弁体が円滑に動作すること。異常振動・異音等が発生していないこと。	異常がある場合は、運転を停止し、原因の特定を行い記録する。		1ヶ月毎		1ヶ月毎		2ヶ月毎		2ヶ月毎
ボルト・ナット	弛み・脱落	目視又は触診により、ボルト・ナットに異常が無いことを確認する。	マーキングにズレが無いこと。損傷・変形・腐食・弛み・脱落が無いこと。	異常がある場合は、異常箇所を記録する。弛みがある場合は、増締めを行う。また、増締め後新たにマーキングする。	○		○		○		○	
		ハンマリングにより、ボルト・ナットに異常が無いことを確認する。	弛み音が無いこと。	異常がある場合は、異常箇所を記録する。弛みがある場合は、増締めを行う。また、増締め後新たにマーキングする。			2年毎		2年毎		2年毎	
塗装	塗膜の異常	目視により、塗膜に異常が無いことを確認する。	発錆・傷・ふくれ・亀裂・剝離・変退色・白亜化が無いこと。	異常がある場合は、異常範囲を記録する。		1年毎		1年毎		1年毎		1年毎
シート面	漏水を伴う損傷変形	目視により、異常な漏水が無いことを確認する。	異常な漏水が無いこと。	異常がある場合は、異常箇所を記録する。		1ヶ月毎		1ヶ月毎		2ヶ月毎		2ヶ月毎
		目視により、外観に異常が無いことを確認する。	損傷・変形が無いこと。	異常がある場合は、異常箇所を記録する。		1年毎		1年毎		1年毎		1年毎
スリーブ	パッキン部の漏水	目視により、漏水が無いことを確認する。	漏水が無いこと。	異常を確認した場合は、異常箇所を特定して記録する。		1ヶ月毎		1ヶ月毎		2ヶ月毎		2ヶ月毎
	摺動状態不良	目視により、正常に作動していることを確認する。 運転時に目視、触診、聴診により、異常振動・異音等が発生しないことを確認する。	バルブの操作に連動してプランジャーが摺動していること。	異常を確認した場合は、異常箇所を特定して記録する。		1ヶ月毎	○			2ヶ月毎	○	
駆動軸 (ドライブシャフト)	異音	運転時に目視、触診、聴診により、異常振動・異音が発生しないことを確認する。	異常振動・異音が無いこと。	異常がある場合は、運転を停止し、異常箇所を記録する。		1ヶ月毎	○			2ヶ月毎	○	
ユニバーサル ジョイント	作動不良	運転時に目視、聴診、触診により、異常が無いことを確認する。	円滑に動作すること。異常振動・異音等が発生していないこと。緩き手ビンの脱落、飛び出しが無いこと。	異常がある場合は、運転を停止し、異常箇所を記録する。		1ヶ月毎	○			2ヶ月毎	○	
歯車 (ベベル、 ウォーム)	歯当り・歯合い	歯車の当り具合(バックラッシュ)をマイクロメータにより、計測、記録する。	歯車の当り具合(バックラッシュ)が基準値内であること。			10年毎		10年毎		10年毎		10年毎
	振動・異音	運転時に目視、触診、聴診により、異常振動・異音が発生しないことを確認する。	異常振動・異音が無いこと。	異常がある場合は、ボーダブル振動計等にて振動を計測、記録する。運転に支障がある場合は、運転を停止する。		10年毎		10年毎		10年毎		10年毎
玉軸受	損傷・摩耗	目視により、損傷・異常摩耗が無いことを確認する。	損傷・異常摩耗が無いこと。	異常がある場合は、異常箇所を記録する。		10年毎		10年毎		10年毎		10年毎
	振動・異音	軸受部表面を目視及び触診により、異常振動が無いことを確認する。また聴診により、異音が無いことを確認する。可能な限りドライ状態で実施する。	異常振動・異音が無いこと。	異常がある場合は、異常箇所を記録する。		2年毎		2年毎		2年毎		2年毎
スクリースピンドル	損傷・変形・磨耗	目視により、損傷・変形・磨耗が無いことを確認する。	損傷・変形・磨耗が無いこと。また、全周に渡り油切れが無いこと。	異常がある場合は、異常箇所を記録する。油が切れている場合は、油脂を補給する。		10年毎		10年毎		10年毎		10年毎
	振動・異音	運転時に目視、触診、聴診により、異常振動・異音が発生しないことを確認する。	異常振動・異音が無いこと。	異常がある場合は、異常箇所を記録する。運転に支障がある場合は、運転を停止する。		10年毎		10年毎		10年毎		10年毎
スクリーブロック	損傷・変形・磨耗	目視により、損傷・変形・磨耗が無いことを確認する。	損傷・変形・磨耗が無いこと。	異常がある場合は、異常箇所を記録する。		10年毎		10年毎		10年毎		10年毎

標準点検項目表

サブシステム名	(999) 高圧スライドゲート 本体				設 備 区 分 I				設 備 区 分 II			
	装置区分	点 検			待機系設備		常用系設備		待機系設備		常用系設備	
		点検内容	点 検 方 法	良否判定方法	不具合時対応	日常点検 <small>(点検点検)</small>	定期点検	日常点検 <small>(運転時点検)</small>	定期点検	日常点検 <small>(点検点検)</small>	定期点検	日常点検 <small>(運転時点検)</small>
【本 体】												
バルブ全般	外観の異常	運転前に目視により、外観に異常、開閉に支障となる事象が無いことを確認する。	外観に損傷、変形が無いこと。開閉に支障となる事象（漏水・漏油・堆積物・流木等）が無いこと。	異常箇所、事象の程度を記録する。軽微な場合は、事象の除去を行う。	○		○		○		○	
	開閉動作の異常	運転時に目視、聴診、触診により、異常が無いことを確認する。	弁体が円滑に動作すること。異常振動・異音等が発生していないこと。	異常がある場合は、運転を停止し、原因の特定を行い記録する。		1ヶ月毎		1ヶ月毎		2ヶ月毎		2ヶ月毎
ボルト・ナット	弛み・脱落	目視又は触診により、ボルト・ナットに異常が無いことを確認する。	マーキングにズレが無いこと。損傷・変形・腐食・弛み・脱落が無いこと。	異常がある場合は、異常箇所を記録する。弛みがある場合は、増締めを行う。また、増締め後新たにマーキングする。	○		○		○		○	
		ハンマリングにより、ボルト・ナットに異常が無いことを確認する。	弛み音が無いこと。	異常がある場合は、異常箇所を記録する。弛みがある場合は、増締めを行う。また、増締め後新たにマーキングする。		2年毎		2年毎		2年毎		2年毎
塗装	塗膜の異常	目視により、塗膜に異常が無いことを確認する。	発錆・傷・ふくれ・亀裂・剥離・変退色・白亜化が無いこと。	異常がある場合は、異常範囲を記録する。		1年毎		1年毎		1年毎		1年毎
ボンネットカバー	たわみ	目視により、たわみが無いことを確認する。	たわみが無いこと。	たわみがある場合は、異常箇所を記録する。	○		○		○		○	
	板厚減少	目視により、板厚減少が無いことを確認する。	板厚減少が無いこと。	板厚減少がある場合は、異常箇所を記録する。		2年毎		2年毎		2年毎		2年毎
扉体	たわみ	目視により、たわみが無いことを確認する。	たわみや腐食、サイドガイドシューの脱落やロックナットの弛みが無いこと。	たわみがある場合は、異常箇所を記録する。	○		○		○		○	
	板厚減少	目視により、板厚減少が無いことを確認する。	板厚減少が無いこと。	板厚減少がある場合は、異常箇所を記録する。		2年毎		2年毎		2年毎		2年毎
水密ゴム	漏水を伴う損傷・変形	目視により、異常な漏水が無いことを確認する。	異常な漏水が無いこと。	異常がある場合は、異常箇所を記録する。	○		○		○		○	
		ゲートを閉閉操作可能な場合は、目視により、外観に異常が無いことを確認する。	損傷・変形・まくれ込み・偏摩耗・亀裂が無いこと。	異常がある場合は、異常箇所を記録する。		1ヶ月毎		1ヶ月毎		2ヶ月毎		2ヶ月毎
パッキン	漏水	目視により、漏水が無いことを確認する。	漏水が無いこと。	異常がある場合は、異常箇所を記録する。		2年毎		2年毎		2年毎		2年毎
空気管	目詰まり	目視により、塵芥・腐食による目詰まりが発生していないことを確認する。	塵芥・腐食による目詰まりが無いこと。	異常がある場合は、異常箇所を記録する。軽微な場合は、塵芥の除去を行う。		1ヶ月毎		1ヶ月毎		2ヶ月毎		2ヶ月毎
	腐食・漏水	目視により、腐食・漏水が発生していないことを確認する。	腐食・漏水が無いこと。	異常がある場合は、異常箇所を記録する。		1ヶ月毎		1ヶ月毎		2ヶ月毎		2ヶ月毎
空気弁	作動不良	運転時に目視により、正常な作動を確認する。	弁体がスムーズに作動し、LS検出時に操作盤表示灯点灯すること。	異常がある場合は、異常箇所を記録する。		1ヶ月毎		1ヶ月毎		2ヶ月毎		2ヶ月毎

標準点検項目表

サブシステム名	(15) 水路ラジアルゲート 扉体（無動力式）			(16) 水路ラジアルゲート 戸当り（無動力式）			(17) 無動力式ラジアルゲート 開閉装置			設備区分 I		設備区分 II	
	点 検			待機系設備		常用系設備		待機系設備		常用系設備			
	点検内容	点 検 方 法	良否判定方法	不具合時対応	日常点検 (定視点検)	定期点検	日常点検 (運転時点検)	定期点検	日常点検 (定視点検)	定期点検	日常点検 (運転時点検)	定期点検	
【扉体】													
扉体全般	外観の異常	運転時に目視により、外観に異常、開閉に支障となる事象が無いことを確認する。	外観に異常が無いこと。開閉に支障となる事象（漏水・堆積物・流木等）が無いこと。	異常箇所、事象の程度を記録する。軽微な場合は、事象の除去を行う。		○					○		
	開閉動作の異常	運転時に目視、聴診、触診により、異常が無いことを確認する。	扉体が円滑に動作すること。異常振動・異音・片吊り等が発生していないこと。	異常がある場合は、運転を停止し、原因の特定を行い記録する。			○					○	
塗装	塗膜の異常	目視により、塗膜に異常が無いことを確認する。	発錆・傷・ふくれ・亀裂・剥離・変退色・目置化が無いこと。	異常がある場合は、異常範囲を記録する。				○	1年毎			1年毎	
主桁・ゲートアーム（脚柱・斜材）	たわみ	目視により、たわみが無いことを確認する。	設計たわみを超過していないこと。	たわみがある場合は、異常箇所を記録する。			○					○	
	板厚減少	目視により、板厚減少が無いことを確認する。	設計板厚を超過していないこと。	異常がある場合は、異常箇所を記録する。				○	2年毎			2年毎	
スキンプレート	継手部の漏水	目視により、継手部からの漏水が無いことを確認する。	漏水が無いこと。	漏水がある場合は、異常箇所を記録する。			○					○	
	変形	目視により、変形が無いことを確認する。	変形が無いこと。	変形がある場合は、異常箇所を記録する。			○					○	
ボルト・ナット	弛み・脱落	目視又は触診により、ボルト・ナットに異常が無いことを確認する。	マーキングにズレが無いこと。損傷・変形・腐食・弛み・脱落が無いこと。	異常がある場合は、異常箇所を記録する。弛みがある場合は、増締めを行う。また、増締め後新たにマーキングする。			○					○	
		ハンマリングにより、ボルト・ナットに異常が無いことを確認する。	損傷・弛み・脱落が無いこと。	異常がある場合は、異常箇所を記録する。弛みがある場合は、増締めを行う。また、増締め後新たにマーキングする。					○	5年毎			5年毎
水密ゴム	漏水を伴う損傷・変形	目視により、異常な漏水が無いことを確認する。	異常な漏水が無いこと。	異常がある場合は、異常箇所を記録する。			○					○	
プランマブロック	固着	目視により、外観に異常が無いことを確認する。	損傷・変形・まくれ込み・偏摩耗・亀裂が無いこと。	異常がある場合は、異常箇所を記録する。				○	1ヶ月毎			2ヶ月毎	
【戸当り】													
ボルト・ナット	弛み・脱落	目視又は触診により、ボルト・ナットに異常が無いことを確認する。	マーキングにズレが無いこと。損傷・変形・腐食・弛み・脱落が無いこと。	異常がある場合は、異常箇所を記録する。弛みがある場合は、増締めを行う。また、増締め後新たにマーキングする。			○					○	
		ハンマリングにより、ボルト・ナットに異常が無いことを確認する。	損傷・弛み・脱落が無いこと。	異常がある場合は、異常箇所を記録する。弛みがある場合は、増締めを行う。また、増締め後新たにマーキングする。					○	2年毎			2年毎
【開閉装置】													
開閉装置全般	外観の異常	運転時に目視により、外観に異常、開閉に支障のある事象が無いことを確認する。	外観に異常が無いこと。開閉に支障となる事象（漏水・漏油・堆積物・流木等）が無いこと。	異常、事象の程度を記録する。軽微な場合は、事象の除去を行う。			○					○	
フロート	固着・浮力不足	目視により、外観に異常、作動不良が無いことを確認する。	外観に異常がなく、円滑に作動していること。堆積物・流木等が無いこと。フロート室内壁へ接触しないこと。	異常がある場合は、異常箇所を記録する。			○					○	
フロート軸受	固着	運転時に目視、聴診により、外観・回転に異常が無いことを確認する。	外観の異常、異音がなく、円滑に回転していること。	異常がある場合は、異常箇所を記録する。			○					○	
スクリーン	閉塞	目視により、閉塞が無いことを確認する。	閉塞が無いこと。	事象の程度を記録する。軽微な場合は、事象の除去を行う。			○					○	
ボルト・ナット	弛み・脱落	目視又は触診により、ボルト・ナットに異常が無いことを確認する。	マーキングにズレが無いこと。損傷・変形・腐食・弛み・脱落が無いこと。	異常がある場合は、異常箇所を記録する。弛みがある場合は、増締めを行う。また、増締め後新たにマーキングする。			○					○	
		ハンマリングにより、ボルト・ナットに異常が無いことを確認する。	損傷・弛み・脱落が無いこと。	異常がある場合は、異常箇所を記録する。弛みがある場合は、増締めを行う。また、増締め後新たにマーキングする。					○	2年毎			2年毎
調整バルブ	固着・閉塞	目視により、外観に異常、閉塞が無いことを確認する。手で開閉を行い固着が無いことを確認する。	外観に異常がなく、円滑に開閉し、閉塞が無いこと。	異常がある場合は、異常箇所を記録する。				○	2年毎			2年毎	
水位調整装置	固着・閉塞	目視により、外観に異常、閉塞が無いことを確認する。手で開閉を行い固着が無いことを確認する。	外観に異常がなく、円滑に開閉し、閉塞が無いこと。	異常がある場合は、異常箇所を記録する。				○	2年毎			2年毎	
バランスウェイト	外観の異常	目視により、外観に異常が無いことを確認する。	外観に異常が無いこと。	異常がある場合は、異常箇所を記録する。				○	2年毎			2年毎	
下流制御装置	外観の異常	運転時に目視により、外観に異常が無いことを確認する。	制御装置の変形・破損、ワイヤロープの破損が無いこと。	異常がある場合は、異常箇所を記録する。			○					○	
	作動状況	作動時に目視により、外観に異常が無いことを確認する。	滑車の固着、ワイヤロープの緩みが無いこと。フロート部の堆砂状態、清掃状態に異常が無いこと。	異常がある場合は、異常箇所を記録する。				○	2年毎			2年毎	
連通管	固着・損傷	目視により、固着・損傷が無いことを確認する。	スライベジョイントに固着が無いこと。連通管からの漏水が無いこと。【ホースの場合】著しい擦れまたは亀裂が無いこと。	異常がある場合は、異常箇所を記録する。				○	2年毎			2年毎	

標準点検項目表

サブシステム名	(20) ゴム起伏機 プロア				設 備 区 分 I				設 備 区 分 II			
	点 検				待機系設備		常用系設備		待機系設備		常用系設備	
					日常点検	定期点検	日常点検	定期点検	日常点検	定期点検	日常点検	定期点検
装置区分	点検内容	点 検 方 法	良否判定方法	不具合時対応	(監視点検)		(運転時点検)		(監視点検)		(運転時点検)	
[プロア]												
開閉装置全般	外観の異常	運転前に目視により、外観に異常、起立・倒伏に支障となる事象が無いことを確認する。	外観に異常が無いこと。起立・倒伏に支障となる事象(破損・変形・漏気・異物等)が無いこと。	異常箇所、事象の程度を記録する。軽微な場合は、事象の除去を行う。	○		○		○		○	
塗装	塗膜の異常	目視により、塗膜に異常が無いことを確認する。	発錆・傷・ふくれ・亀裂・剥離・変色・白亜化が無いこと。	異常がある場合は、異常範囲を記録する。		1年毎		1年毎		1年毎	1年毎	
給気プロア	吐出圧力	吐出圧力が基準値であることを確認する。	吐出圧力が基準値であれば良い。	異常がある場合は、異常箇所を記録する。		1ヶ月毎	○			2ヶ月毎	○	
	振動・異音	運転時に目視、触診、聴診により、異常が無いことを確認する。	異常振動・異音が無いこと。	異常がある場合は、ポータブル振動計等にて振動を計測、記録する。運転に支障がある場合は、運転を停止する。		1ヶ月毎	○			2ヶ月毎	○	
	安全弁作動不良	安全弁の作動を確認する。	設定圧力以上で作動すること。	異常がある場合は、異常箇所を記録する。		1ヶ月毎	○			2ヶ月毎	○	
	軸受損傷・磨耗	目視、触診、聴診により、外観・回転に異常が無いことを確認する。	外観の異常、異常振動・異音が無く円滑に回転すること。温度が基準値以下であること。	異常がある場合は、異常箇所を記録する。		1ヶ月毎	○			2ヶ月毎	○	
給気プロア用電動機	電流値	運転時に操作盤電流計にて、電流値を計測、記録する。	定格値以下であること。通常の電流値に比べて大幅な変動が無いこと。	定格値を超える場合は、運転を停止する。過負荷の原因となる事象が無いか確認する。		1ヶ月毎	○			2ヶ月毎	○	
	電圧値	運転時に操作盤電圧計にて、電圧値を計測、記録する。	定格値±10%以内であること。	定格値±10%を超える場合は、運転を停止する。		1ヶ月毎	○			2ヶ月毎	○	
	過熱	運転時に本体表面を触診又は非接触式温度計等により、異常過熱が無いことを確認する。	基準値以下であること。	基準値を超える場合は、運転を停止し記録する。過熱の原因となる事象が無いか確認する。		1ヶ月毎	○			2ヶ月毎	○	
	振動・異音	運転時に目視、触診、聴診により、異常が無いことを確認する。	異常振動・異音が無いこと。	異常がある場合は、ポータブル振動計等にて振動を計測、記録する。運転に支障がある場合は、運転を停止する。		1ヶ月毎	○			2ヶ月毎	○	
排気プロア	絶縁抵抗	絶縁抵抗計により、計測、記録する。	基準値以上であること。	異常がある場合は、電動機と配線をそれぞれ計測、記録する。		1年毎		1年毎		1年毎	1年毎	
	排気圧力	排気圧力が基準値であることを確認する。	排気圧力が基準値であれば良い。	異常がある場合は、異常箇所を記録する。		1ヶ月毎	○			2ヶ月毎	○	
	振動・異音	運転時に目視、触診、聴診により、異常が無いことを確認する。	異常振動・異音が無いこと。	異常がある場合は、ポータブル振動計等にて振動を計測、記録する。運転に支障がある場合は、運転を停止する。		1ヶ月毎	○			2ヶ月毎	○	
	安全弁作動不良	安全弁の作動を確認する。	設定圧力以上で作動すること。	異常がある場合は、異常箇所を記録する。		1ヶ月毎	○			2ヶ月毎	○	
排気プロア用電動機	軸受損傷・磨耗	目視、触診、聴診により、外観・回転に異常が無いことを確認する。	外観の異常、異常振動・異音が無く円滑に回転すること。温度が基準値以下であること。	異常がある場合は、異常箇所を記録する。		1ヶ月毎	○			2ヶ月毎	○	
	電流値	運転時に操作盤電流計にて、電流値を計測、記録する。	定格値以下であること。通常の電流値に比べて大幅な変動が無いこと。	定格値を超える場合は、運転を停止する。過負荷の原因となる事象が無いか確認する。		1ヶ月毎	○			2ヶ月毎	○	
	電圧値	運転時に操作盤電圧計にて、電圧値を計測、記録する。	定格値±10%以内であること。	定格値を超える場合は、運転を停止する。		1ヶ月毎	○			2ヶ月毎	○	
	過熱	運転時に本体表面を触診又は非接触式温度計等により、異常過熱が無いことを確認する。	基準値以下であること。	基準値を超える場合は、運転を停止し記録する。過熱の原因となる事象が無いか確認する。		1ヶ月毎	○			2ヶ月毎	○	
動力伝達装置	振動・異音	運転時に目視、触診、聴診により、異常が無いことを確認する。	異常振動・異音無いこと。	異常がある場合は、ポータブル振動計等にて振動を計測、記録する。運転に支障がある場合は、運転を停止する。		1ヶ月毎	○			2ヶ月毎	○	
	絶縁抵抗	絶縁抵抗計により、計測、記録する。	基準値以上であること。	異常がある場合は、電動機と配線をそれぞれ計測、記録する。		1年毎		1年毎		1年毎	1年毎	
	Vベルト外観・弛み	目視により、外観・弛みに異常が無く、正常に伝達することを確認する。	外観に異常が無いこと。弛みが基準値内であること。	異常がある場合は、異常箇所を記録する。		1ヶ月毎	○			2ヶ月毎	○	
	カップリング弛み	目視、聴診により、異常が無いことを確認する。	弛みが無いこと。	異常がある場合は、異常箇所を記録する。弛みがある場合は、増締めを行う。また、増締め後新たにマーキングする。		1ヶ月毎	○			2ヶ月毎	○	
電動弁	作動不良	目視により、作動に異常が無いことを確認する。	作動に異常が無いこと。	異常がある場合は、異常箇所を記録する。		1ヶ月毎	○			2ヶ月毎	○	
ボールバルブ	作動不良	目視により、作動に異常が無いことを確認する。	作動に異常が無いこと。	異常がある場合は、異常箇所を記録する。		1ヶ月毎	○			2ヶ月毎	○	
伸縮継手	劣化損傷	運転時に目視により、異常が無いことを確認する。	破損・漏洩が無いこと。	異常がある場合は、異常箇所を記録する。		1ヶ月毎	○			2ヶ月毎	○	
給排気配管	接続弛み	運転時に目視により、異常が無いことを確認する。	フランジ継ぎ手部のボルト・ナットに弛みが無いこと。フランジ等継ぎ手からの空気又は水漏れが無いこと。	異常がある場合は、異常箇所を記録する。弛みがある場合は、増締めを行う。また、増締め後新たにマーキングする。		1ヶ月毎	○			2ヶ月毎	○	
	管厚減少	目視により、板厚減少が無いことを確認する。 残存板厚を計測、記録する。	板厚減少が無いこと。 設計腐食代を超過していないこと。	板厚減少がある場合は、異常箇所を記録する。	○		○		○		○	
封水管	封水量の確認	封水量を確認する。	基準値内であること。	補給する。		1年毎		1年毎		1年毎	1年毎	

標準点検項目表

サブシステム名	(21) 無動力式ゲート 扉体, 戸当り				設 備 区 分 I				設 備 区 分 II				
	点 検				待機系設備		常用系設備		待機系設備		常用系設備		
					日常点検 <small>(点検点検)</small>	定期点検	日常点検 <small>(運転時点検)</small>	定期点検	日常点検 <small>(点検点検)</small>	定期点検 <small>(運転時点検)</small>	日常点検 <small>(点検点検)</small>	定期点検 <small>(運転時点検)</small>	
装置区分	点検内容	点 検 方 法	良否判定方法	不具合時対応									
【扉 体】													
扉体全般	外観の異常	運転時に目視により、外観に異常、開閉に支障となる事象が無いことを確認する。	外観に異常が無いこと。開閉に支障となる事象（漏水・堆積物・流木等）が無いこと。	異常箇所、事象の程度を記録する。軽微な場合は、事象の除去を行う。			○					○	
	開閉動作の異常	運転時に目視、聴診、触診により、異常が無いことを確認する。	扉体が円滑に動作すること。異常振動・異音・片吊り等が発生していないこと。	異常がある場合は、運転を停止し、原因の特定を行い記録する。			○					○	
塗装	塗膜の異常	目視により、塗膜に異常が無いことを確認する。	発錆・傷・ふくれ・亀裂・剝離・変色・白亜化が無いこと。	異常がある場合は、異常範囲を記録する。				1年毎					1年毎
主桁・ゲートアーム（脚柱・斜材）	たわみ	目視により、たわみが無いことを確認する。 たわみ量を計測、記録する。	設計たわみ度を超過していないこと。 たわみが無いこと。	たわみがある場合は、異常箇所を記録する。			○					○	
	板厚減少	目視により、板厚減少が無いことを確認する。 残存板厚を計測、記録する。	板厚減少が無いこと。 設計腐食度を超過していないこと。	板厚減少がある場合は、異常箇所を記録する。			○		2年毎			○	2年毎
バランスウエイト	外観の異常	目視により、外観に異常が無いことを確認する。	外観に異常が無いこと。	異常がある場合は、異常箇所を記録する。			○					○	
スキンプレート	継手部の漏水	目視により、継手部からの漏水が無いことを確認する。	漏水が無いこと。	漏水がある場合は、異常箇所を記録する。			○					○	
	変形	目視により、変形が無いことを確認する。	変形が無いこと。	変形がある場合は、異常箇所を記録する。			○					○	
ブランチブロック	固着	運転時に目視、聴診により、外観・回転に異常が無いことを確認する。	外観の異常、異音が無く、円滑に回転すること。	異常がある場合は、異常箇所を記録する。			○					○	
	板厚減少	目視により、板厚減少が無いことを確認する。 残存板厚を計測、記録する。	板厚減少が無いこと。 設計腐食度を超過していないこと。	板厚減少がある場合は、異常箇所を記録する。			○		2年毎			○	2年毎
ボルト・ナット	弛み・脱落	目視又は触診により、ボルト・ナットに異常が無いことを確認する。	マーキングにズレが無いこと。損傷・変形・腐食・弛み・脱落が無いこと。	異常がある場合は、異常箇所を記録する。弛みがある場合は、増締めを行う。また、増締め後新たにマーキングする。			○					○	
		ハンマリングにより、全てのボルト・ナットに異常が無いことを確認する。	損傷・弛み・脱落が無いこと。	異常がある場合は、異常箇所を記録する。弛みがある場合は、増締めを行う。また、増締め後新たにマーキングする。				2年毎				○	2年毎
ショックアブソーバ	作動不良	運転により、正常な作動を確認する。	異音、両側の沈込み長さの違い、クッション度合いの減少が無いこと。	異常がある場合は、異常箇所を記録する。			○					○	

標準点検項目表

サブシステム名	(23) ワイヤロープウインチ式 開閉装置				設備区分 I		設備区分 II	
	点 検				待機系設備		待機系設備	
	点検内容	点 検 方 法	良否判定方法	不具合時対応	日常点検	定期点検	日常点検	定期点検
【開閉装置】					(注視点検)	(運転時点検)	(注視点検)	(運転時点検)
開閉装置全般	外観の異常	運転前に目視により、外観に異常、開閉に支障となる事象が無いことを確認する。	外観に異常が無いこと。開閉に支障となる事象(破損・変形・漏油・異物等)が無いこと。	異常箇所、事象の程度を記録する。軽微な場合は、事象の除去を行う。	○	○	○	○
塗装	塗膜の異常	目視により、塗膜に異常が無いことを確認する。	発錆・傷・ふくれ・亀裂・剥離・変退色・白亜化が無いこと。	異常がある場合は、異常範囲の記録を行う。	1年毎	1年毎	1年毎	1年毎
ボルト・ナット	弛み・脱落	目視又は触診により、ボルト・ナットに異常が無いことを確認する。	マーキングにズレが無いこと。損傷・変形・腐食・弛み・脱落が無いこと。	異常がある場合は、異常箇所を記録する。弛みがある場合は、増締めを行う。また、増締め後にマーキングする。	○	○	○	○
		ハンマリングにより、ボルト・ナットに異常が無いことを確認する。	損傷・弛み・脱落が無いこと。	異常がある場合は、異常箇所を記録する。弛みがある場合は、増締めを行う。また、増締め後にマーキングする。	2年毎	2年毎	2年毎	2年毎
ノックピン	弛み・脱落	目視又は触診により、ノックピンに異常が無いことを確認する。	マーキングにズレが無いこと。損傷・変形・腐食・弛み・脱落が無いこと。	異常がある場合は、運転を停止し異常箇所を記録する。	1年毎	1年毎	1年毎	1年毎
電動機	電流値	運転時に操作盤電流計にて、電流値を計測、記録する。	定格値以下であること。通常の電流値に比べて大幅な変動が無いこと。	定格値を超える場合は、運転を停止する。過負荷の原因となる事象が無いか確認する。	1ヶ月毎	○	2ヶ月毎	○
	電圧値	運転時に操作盤電圧計にて、電圧値を計測、記録する。	定格値±10%以内であること。	定格値±10%を超える場合は、運転を停止する。	1ヶ月毎	○	2ヶ月毎	○
	過熱	運転時に本体表面を触診又は非接触式温度計等により、異常過熱が無いことを確認する。	基準値以下であること。	基準値を超える場合は、運転を停止し記録する。過熱の原因となる事象が無いか確認する。	1ヶ月毎	○	2ヶ月毎	○
	振動・異音	運転時に目視、触診、聴診により、異常振動・異音が無いことを確認する。	異常振動・異音が無いこと。	異常がある場合は、ボータブル振動計等にて振動を計測、記録する。運転に支障がある場合は、運転を停止する。	1ヶ月毎	○	2ヶ月毎	○
	絶縁抵抗	絶縁抵抗計により、計測、記録する。	基準値以上であること。	異常がある場合は、電動機と配線をそれぞれ計測、記録する。	1年毎	1年毎	1年毎	1年毎
	軸芯	軸芯を計測、記録する。	基準値内であること。		2年毎	2年毎	2年毎	2年毎
	ブレーキ固着	運転時に出力軸が正常に回転することを確認する。	ブレーキが開放され出力軸が回転すること。	異常がある場合は、異常箇所を記録する。また、ブレーキカバーを外して内部の点検を行う。	1ヶ月毎	○	2ヶ月毎	○
	ブレーキライニング隙間・厚さ	ライニング隙間と厚みを計測、記録する。	基準値内であること。	ブレーキガストを清掃する。ライニング隙間の値が基準値を超えている場合は調整する。	1年毎	1年毎	1年毎	1年毎
油圧押し式ブレーキ	油量	目視により、油漏れが無いことを確認する。	漏油が無いこと。	漏油がある場合は、漏油対策を実施し記録する。	○	○	○	○
	ブレーキ固着	運転時に出力軸が正常に回転することを確認する。	ブレーキが開放され出力軸が回転すること。	異常がある場合は、異常箇所を記録する。また、カバーを外して内部の点検を行う。	1ヶ月毎	○	2ヶ月毎	○
	ブレーキライニング隙間・厚さ	ライニング隙間と厚みを計測、記録する。	基準値内であること。	ライニング隙間の値が基準値を超えている場合は、調整する。	1年毎	1年毎	1年毎	1年毎
減速機	油量	目視により、油漏れが無いことを確認する。また、油面計にて正常な油量であることを確認する。	漏油が無いこと。また、規定量であること。	漏油がある場合は、漏油対策を実施し記録する。規定量が無い場合は、記録し補給する。	○	○	○	○
	油質	目視により、正常な油質であることを確認する。	濁り・乳化・悪臭・水分等が無いこと。	異常がある場合は、記録する。	1年毎	1年毎	1年毎	1年毎
	過熱	運転時に本体表面を触診又は非接触式温度計等により、異常過熱が無いことを確認する。	基準値以下であること。	基準値を超える場合は、運転を停止し記録する。過熱の原因となる事象が無いか確認する。	1ヶ月毎	○	2ヶ月毎	○
	振動・異音	運転時に目視、触診、聴診により、異常振動・異音が無いことを確認する。	異常振動・異音が無いこと。	異常がある場合は、ボータブル振動計等にて振動を計測、記録する。運転に支障がある場合は、運転を停止する。	1ヶ月毎	○	2ヶ月毎	○
	内部状況	目視により、内部に異常が無いことを確認する。	ギヤや軸に異常が無いこと。	異常がある場合は、異常箇所を記録する。	1年毎	1年毎	1年毎	1年毎
切替装置	切替レバー作動	運転前に切替レバーにより、切り替わっていることを確認する。	正常に作動すること。	異常がある場合は、異常箇所を記録する。	1ヶ月毎	1ヶ月毎	2ヶ月毎	2ヶ月毎
	油量	目視により、油漏れが無いことを確認する。また、油面計にて正常な油量であることを確認する。	漏油がないこと。また、規定量であること。	漏油がある場合は、漏油対策を実施し記録する。規定量が無い場合は、記録し補給する。	○	○	○	○
	油質	目視により、正常な油質であることを確認する。	濁り・乳化・悪臭・水分等が無いこと。	異常がある場合は、記録する。	1年毎	1年毎	1年毎	1年毎
	過熱	運転時に本体表面を触診又は非接触式温度計等により、異常過熱が無いことを確認する。	基準値以下であること。	基準値を超える場合は、運転を停止し記録する。過熱の原因となる事象が無いか確認する。	1ヶ月毎	○	2ヶ月毎	○
	振動・異音	運転時に目視、触診、聴診により、異常振動・異音が無いことを確認する。	異常振動・異音が無いこと。	異常がある場合は、ボータブル振動計等にて振動を計測、記録する。運転に支障がある場合は、運転を停止する。	1ヶ月毎	○	2ヶ月毎	○
	内部状況	目視により、内部に異常が無いことを確認する。	ギヤや軸に異常が無いこと。	異常がある場合は、異常箇所を記録する。	1年毎	1年毎	1年毎	1年毎
軸継手	振動・異音	運転時に目視、聴診により、異常振動・異音が無いことを確認する。	異常振動・異音が無いこと。	異常がある場合は、異常箇所を記録する。運転に支障がある場合は運転を停止する。	1ヶ月毎	○	2ヶ月毎	○
	内部状況	目視により、内部に異常が無いことを確認する。	運転の支障となるような事象(ボルトの弛み・脱落、スプロケット・チェーンの損傷・固着)が無いこと。	異常がある場合は、異常箇所を記録する。給油不足がある場合は、補給する。	1年毎	1年毎	1年毎	1年毎
	給油状態	目視により、給油状態を確認する。	グリスが充填されていること。	異常がある場合は、異常箇所を記録する。給油不足がある場合は、補給する。	1年毎	1年毎	1年毎	1年毎
軸受	過熱	運転時に本体表面を触診又は非接触式温度計等により、異常過熱が無いことを確認する。	基準値以下であること。	基準値を超える場合は、運転を停止し、異常箇所を記録する。過熱の原因となる事象が無いか確認する。	1ヶ月毎	○	2ヶ月毎	○
	振動・異音	運転時に目視、聴診により、異常振動・異音が無いことを確認する。	異常振動・異音が無いこと。	異常がある場合は、ボータブル振動計等にて振動を計測、記録する。運転に支障がある場合は、運転を停止する。	1ヶ月毎	○	2ヶ月毎	○
	給油状態	給油を行い目視により、給油状態を確認する。	グリスに著しい汚れ・乳白色等がなく軸受からにじむ程度であること。	異常がある場合は、異常箇所を記録する。	1ヶ月毎	○	2ヶ月毎	○
機械台シーブ	固着	運転時に目視により、外観・回転に異常が無いことを確認する。聴診により、異常音が無いことを確認する。	外観の異常、異音が無く、円滑に回転すること。	異常がある場合は、異常箇所を計測、記録する。運転時に給油を行い再確認する。	1ヶ月毎	1ヶ月毎	2ヶ月毎	2ヶ月毎
	ドラム溝	目視により、著しい損傷・摩耗が無いことを確認する。	著しい損傷・摩耗が無いこと。	異常がある場合は、異常箇所を計測、記録する。ドラム溝の高い所の不要なロープ油は清掃する。	1年毎	1年毎	1年毎	1年毎
巻上ドラム	回転状態	運転時に目視、聴診により、回転が円滑であること、異常振動・異音が無いことを確認する。	回転が円滑であること。異常振動・異音が無いこと。	異常がある場合は、異常箇所を記録する。運転に支障がある場合は、運転を停止する。	1年毎	1年毎	1年毎	1年毎
	歯当り・歯合い	歯車の当り具合(バックラッシュ)をマイクロメータにより計測、記録する。	バックラッシュは基準値内、歯当り又は基準値以上であること。		1年毎	1年毎	2年毎	2年毎
開放歯車	歯こぼれ・損傷	運転時に歯面を目視し、歯こぼれ・損傷が無いことを確認する。また、給油状況も確認する。	歯こぼれ・損傷が無いこと。歯面の給油状態を確認し、歯面に油膜が形成されていること。	異常がある場合は、異常箇所を記録する。油膜が切れている場合は、補給する。	1年毎	○	1年毎	○
	振動・異音	運転時に目視、聴診により、異常振動・異音が無いことを確認する。	異常振動・異音が無いこと。	異常がある場合は、異常箇所を記録する。運転に支障がある場合は、運転を停止する。	1年毎	○	1年毎	○

標準点検項目表

サブシステム名	(23) ワイヤロープウインチ式 開閉装置				設備区分 I				設備区分 II			
	点 検				待機系設備		常用系設備		待機系設備		常用系設備	
					日常点検	定期点検	日常点検	定期点検	日常点検	定期点検	日常点検	定期点検
装置区分	点検内容	点 検 方 法	良否判定方法	不具合時対応	(注視点検)	(運転時点検)	(注視点検)	(運転時点検)	(注視点検)	(運転時点検)	(注視点検)	(運転時点検)
ワイヤロープ	素線切れ	目視により、素線の断線率を確認、記録する。	基準値以下であること。			6ヶ月毎	○		1年毎	○		
	径の減少	ノギスにより、ワイヤロープ径を計測、記録する。	基準値以下であること。			6ヶ月毎		6ヶ月毎	1年毎		1年毎	
	変形・腐食・給油状態	目視、触診により、外観に異常が無いことを確認する。	キンク、部分的に纏状になったもの、著しい腐食が無いこと。給油不足が無いこと。	異常がある場合は、異常箇所を記録する。運転に支障がある場合は、運転を停止する。給油不足がある場合は、補給する。		6ヶ月毎		6ヶ月毎	1年毎		1年毎	
	ロープソケット	目視により、外観に異常が無いことを確認する。	ロープソケット、ソケットピンに変形・腐食・脱落等の異常が無いこと。	異常がある場合は、異常箇所を記録する。運転に支障がある場合は、運転を停止する。		2年毎		2年毎	2年毎		2年毎	
	弛み	目視又は水中カメラ等により、ワイヤロープ弛み状態を確認する。	ゲート全閉時、ロープ弛み発生時に過度な弛みが無いこと。	異常がある場合は、異常箇所を記録する。運転に支障がある場合は、運転を停止する。		3年毎		3年毎	3年毎		3年毎	
ワイヤロープ弛み検出スイッチ	外観の異常	スイッチ設置位置にズレがないことを、マーキングにて確認する。	外観に異常、位置ズレが無いこと。	異常がある場合は、異常箇所を記録する。	1ヶ月毎		1ヶ月毎	2ヶ月毎		2ヶ月毎		
	作動状況	開運転中に人為的にLSを作動（レバー操作等）させ、ゲートが警報停止することを確認する。（検出部は調整済につき取扱注意）	LS検出時に、操作盤表示灯点灯（警報発報）し、ゲートが停止すること。	異常がある場合は、異常箇所を記録する。	1年毎		1年毎	2年毎		2年毎		
ワイヤロープ過負荷検出スイッチ	外観の異常	スイッチ設置位置にズレがないことを、マーキングにて確認する。	外観に異常、位置ズレが無いこと。	異常がある場合は、異常箇所を記録する。	1ヶ月毎		1ヶ月毎	2ヶ月毎		2ヶ月毎		
	作動状況	開運転中に人為的にLSを作動（レバー操作等）させ、ゲートが警報停止することを確認する。（検出部は調整済につき取扱注意）	LS検出時に、操作盤表示灯点灯（警報発報）し、ゲートが停止すること。	異常がある場合は、異常箇所を記録する。	1年毎		1年毎	2年毎		2年毎		
ワイヤロープ弛み（過負荷）検出装置	作動状況	ワイヤロープを人為的に弛ませ、弛みLSが作動、ゲートが警報停止した時の弛み検出装置の停止位置を計測、記録する。（ワイヤロープの弛ませ過ぎに注意）	LS検出時に、操作盤表示灯点灯（警報発報）し、ゲートが停止すること。	異常がある場合は、異常箇所を記録する。遅延タイム設定値が正常か確認する。ワイヤロープの伸びが確認された場合、ロープ端末装置にて調整する。	3年毎		3年毎	3年毎		3年毎		
	ストライカ移動量	ワイヤロープを人為的に弛ませ、弛みLSが作動、ゲートが警報停止した時の弛み検出装置の停止位置を計測、記録する。	前回、前回測定値と基だしい相違が無いこと。また、継続的な測定値の低下又は増加が無いこと。		3年毎		3年毎	3年毎		3年毎		
休止装置	作動状況	実際に休止動作を実施しその作動を確認する。	正常に作動すること。	異常がある場合は、異常箇所を記録する。	2年毎		2年毎	4年毎		4年毎		
開度検出機構	作動状況	全閉・全開時のゲート位置に対して開度計指示が正しいことを確認する。	ゲート位置に対してズレが無いこと。	異常がある場合は、異常箇所を記録する。	1ヶ月毎	○		2ヶ月毎	○			
制限開閉装置	作動状況	運転により、全閉・全開等のLSが動作し、ゲートが停止することを確認する。	所定のゲート位置においてLS検出、操作盤表示灯点灯し、ゲートが停止すること。	異常がある場合は、異常箇所を記録する。	1年毎		1年毎	1年毎		1年毎		
非常用上限リミットスイッチ	外観の異常	スイッチ設置位置にズレがないことを、マーキングにて確認する。	外観に異常、位置ズレが無いこと。	異常がある場合は、異常箇所を記録する。	1ヶ月毎		1ヶ月毎	2ヶ月毎		2ヶ月毎		
	作動状況	開運転中に人為的にLSを作動（レバー操作等）させ、ゲートが警報停止することを確認する。（検出部は調整済につき取扱注意）また、目視、触診により、検出棒に異常が無いことを確認する。	LS検出時に、操作盤表示灯点灯（警報発報）し、ゲートが停止すること。検出棒に異常（損傷・変形・固着）が無いこと。	異常がある場合は、異常箇所を記録する。	6ヶ月毎		6ヶ月毎	1年毎		1年毎		
手動装置	作動状況	手動操作により、ゲート開閉を確認する。	円滑に作動すること。	異常がある場合は、異常箇所を記録する。	1年毎		1年毎	2年毎		2年毎		
予備電動機	電流値	運転時に操作盤電流計にて、電流値を計測、記録する。	定格値以下であること。また、通常の電流値と比べて大幅な変動が無いこと。	定格値を超える場合は、運転を停止する。過負荷の原因となる事象がないか確認する。	1ヶ月毎		1ヶ月毎	2ヶ月毎		2ヶ月毎		
	電圧値	運転時に操作盤電圧計にて、電圧を計測、記録する。	定格値±10%以内であること。	定格値±10%を超える場合は、運転を停止する。	1ヶ月毎		1ヶ月毎	2ヶ月毎		2ヶ月毎		
	過熱	運転時に本体表面を触診又は非接触式温度計等により、異常過熱が無いことを確認する。	基準値以下であること。	基準値を超える場合は、運転を停止し記録する。過熱の原因となる事象が無いか確認する。	1ヶ月毎		1ヶ月毎	2ヶ月毎		2ヶ月毎		
	振動・異音	運転時に目視、触診、聴診により、異常振動・異音が無いことを確認する。	異常振動・異音が無いこと。	異常がある場合は、ポータブル振動計等にて振動を計測、記録する。運転に支障がある場合は、運転を停止する。	1ヶ月毎		1ヶ月毎	2ヶ月毎		2ヶ月毎		
	絶縁抵抗	絶縁抵抗計により、計測、記録する。	基準値以上であること。	異常がある場合は、電動機と配線をそれぞれ計測、記録する。	1年毎		1年毎	1年毎		1年毎		
	ブレーキ固着	運転時に出力軸が正常に回転することを確認する。	ブレーキが開放され出力軸が回転すること。	異常がある場合は、異常箇所を記録する。また、ブレーキカバーを外して内部の点検を行う。	1ヶ月毎		1ヶ月毎	2ヶ月毎		2ヶ月毎		

標準点検項目表

サブシステム名	(24) 油圧シリンダ式開閉装置				設備区分 I				設備区分 II			
	装置区分	点検内容	点検方法	良否判定方法	待機系設備		常用系設備		待機系設備		常用系設備	
					日常点検	定期点検	日常点検	定期点検	日常点検	定期点検	日常点検	定期点検
【開閉装置】					(従属点検)	(従属点検)	(従属点検)	(従属点検)	(従属点検)	(従属点検)	(従属点検)	
開閉装置全般	外観の異常	運転前に目視により、外観に異常、開閉に支障となる事象が無いことを確認する。	外観に異常が無いこと。開閉に支障となる事象(破損・変形・漏油・異物等)が無いこと。	異常箇所、事象の程度を記録する。軽微な場合は、事象の除去を行う。	○		○		○		○	
ボルト・ナット	池み・脱落	目視又は触診により、ボルト・ナットに異常が無いことを確認する。	マーキングにズレが無いこと。損傷・変形・腐食・池み・脱落が無いこと。	異常がある場合は、異常箇所を記録する。池みがある場合は、増締めを行う。また、増締め後新たにマーキングする。	○		○		○		○	
		ハンマリングにより、ボルト・ナットに異常が無いことを確認する。	池み音が無いこと。	異常がある場合は、異常箇所を記録する。池みがある場合は、増締めを行う。また、増締め後新たにマーキングする。		2年毎		2年毎		2年毎		2年毎
塗装	塗膜の異常	目視により、塗膜に異常が無いことを確認する。	発錆・傷・ふくれ・亀裂・剥離・変退色・白亜化が無いこと。	異常がある場合は、異常範囲を記録する。	1年毎		1年毎		1年毎		1年毎	
油圧ポンプ	過熱	運転時に本体表面を触診又は非接触式温度計等により、異常過熱が無いことを確認する。	基準値以下であること。	基準値を超える場合は、運転を停止し記録する。過熱の原因となる事象が無いか確認する。	6ヶ月毎	○			1年毎	○		
	振動・異音	運転時に目視、触診、聴診により、異常振動・異音が無いことを確認する。	異常振動・異音が無いこと。	異常がある場合は、ポータブル振動計等にて振動を計測、記録する。運転に支障がある場合は、運転を停止する。	6ヶ月毎	○			1年毎	○		
	空気吸込み	圧力が基準値であることを確認する。	圧力が基準値であること。	異常がある場合は、異常箇所を記録する。	6ヶ月毎	○			1年毎	○		
油圧ポンプ用電動機	油量	目視により、油漏れが無いことを確認する。また、油面計にて正常な油量であることを確認する。	漏油が無いこと。また、規定量であること。	漏油がある場合は、漏油対策を実施し記録する。規定量が無い場合は、記録し補給する。	○		○		○		○	
	電流値	運転時に操作盤電流計にて、電流値を計測、記録する。	定格値以下であること。通常の電流値に比べて大幅な変動が無いこと。	定格値を超える場合は、運転を停止する。過負荷の原因となる事象が無いか確認する。	1ヶ月毎	○			2ヶ月毎	○		
	電圧値	運転時に操作盤電圧計にて、電圧値を計測、記録する。	定格値±10%以内であること。	定格値±10%を超える場合は、運転を停止する。	1ヶ月毎	○			2ヶ月毎	○		
	過熱	運転時に本体表面を触診又は非接触式温度計等により、異常過熱が無いことを確認する。また、温度を定期的に測定記録する。	基準値以下であること。	基準値を超える場合は、運転を停止し記録する。過熱の原因となる事象が無いか確認する。	1ヶ月毎	○			2ヶ月毎	○		
	振動・異音	運転時に目視、触診、聴診により、異常振動・異音が無いことを確認する。	異常振動・異音が無いこと。	異常がある場合は、ポータブル振動計等にて振動を計測、記録する。運転に支障がある場合は、運転を停止する。	1ヶ月毎	○			2ヶ月毎	○		
	絶縁抵抗	絶縁抵抗計により、計測、記録する。	基準値以上であること。	電動機と配線をそれぞれ計測、記録する。	1年毎		1年毎		1年毎		1年毎	
	軸芯	軸芯を計測、記録する。	基準値内であること。	異常がある場合は、異常箇所を記録する。	2年毎		2年毎		2年毎		2年毎	
油圧シリンダチューブ	外部油漏れ	目視により、油漏れが無いことを確認する。また、油面計にて正常な油量であることを確認する。	漏油が無いこと。また、規定量であること。	漏油がある場合は、漏油対策を実施し記録する。規定量が無い場合は、記録し補給する。	○		○		○		○	
	内部油漏れ	胴体のずり落ちが発生していないことを確認する。	油漏れが無く、胴体のズレ落ち量が規定値以内であること。	漏油がある場合は、異常箇所を記録する。	○		○		○		○	
油圧シリンダピストンロッド	振動・異音	動作時に目視、触診、聴診により、異常が無いことを確認する。	異常振動・異音・スティックスリップ・漏れを伴う傷が無いこと。	異常を確認した場合は、異常箇所を記録する。	1ヶ月毎	○		2ヶ月毎	○			
油圧シリンダ配管フレキシブルホース	油漏れ	目視により、油漏れが無いことを確認する。また、油面計にて正常な油量であることを確認する。	漏油が無いこと。また、規定量であること。	漏油がある場合は、漏油対策を実施し記録する。規定量が無い場合は、記録し補給する。	○		○		○		○	
逆止弁	作動不良	運転により、開閉動作に異常が無いことを確認する。	ゲート閉状態を保持し、開度変化が無いことを確認する。	異常を確認した場合は、異常箇所を特定して記録する。	1ヶ月毎	○		2ヶ月毎	○		○	
圧力制御弁	作動不良	運転により、開閉動作に異常が無いことを確認する。	開閉動作に異常が無く、アンロード運転時の圧力を確認し、規定値以下であること。	異常を確認した場合は、異常箇所を記録する。	1ヶ月毎	○		2ヶ月毎	○		○	
	外部油漏れ	目視により、油漏れが無いことを確認する。また、油面計にて正常な油量であることを確認する。	漏油が無いこと。また、規定量であること。	漏油がある場合は、漏油対策を実施し記録する。規定量が無い場合は、記録し補給する。	○		○		○		○	
流量制御弁	作動不良	目視により、油漏れ及び開閉速度に異常が無いことを確認する。	油漏れが無く、開閉速度が設計値と比較し、異常な変動が無いこと。	異常を確認した場合は、異常箇所を記録する。	6ヶ月毎	○		1年毎	○		○	
	外部油漏れ	目視により、油漏れが無いことを確認する。また、油面計にて正常な油量であることを確認する。	漏油が無いこと。また、規定量であること。	漏油がある場合は、漏油対策を実施し記録する。規定量が無い場合は、記録し補給する。	○		○		○		○	
方向制御弁	作動不良(機械部)	運転により、開閉動作に異常が無いことを確認する。	正常に作動すること。	異常を確認した場合は、異常箇所を記録する。	1ヶ月毎	○		2ヶ月毎	○		○	
	作動不良(電磁弁)	運転により、開閉動作に異常が無いことを確認する。	正常に作動すること。	異常を確認した場合は、異常箇所を記録する。	1ヶ月毎	○		2ヶ月毎	○		○	
	外部油漏れ	目視により、油漏れが無いことを確認する。また、油面計にて正常な油量であることを確認する。	漏油が無いこと。また、規定量であること。	漏油がある場合は、漏油対策を実施し記録する。規定量が無い場合は、記録し補給する。	○		○		○		○	
バルブ類	作動不良	運転により、開閉動作に異常が無いことを確認する。	正常に作動すること。	異常を確認した場合は、異常箇所を記録する。	1ヶ月毎	○		2ヶ月毎	○		○	
	外部油漏れ	目視により、油漏れが無いことを確認する。また、油面計にて正常な油量であることを確認する。	漏油が無いこと。また、規定量であること。	漏油がある場合は、漏油対策を実施し記録する。規定量が無い場合は、記録し補給する。	○		○		○		○	
圧力スイッチ	外観の異常	目視により、正常に作動することを確認する。	圧力が規定値以下であり、前回記録と比較し、異常な変動が無く、油漏れが無いこと。	設定の異常を確認した場合は、調整を行う。	1ヶ月毎	○		2ヶ月毎	○		○	
アキュムレータ	封印油漏れ	目視により、外観に異常、開閉に支障となる事象が無いことを確認する。	圧力が規定値以下であり、前回記録と比較し、異常な変動が無く、油漏れが無いこと。	異常を確認した場合は、異常箇所を特定して記録する。	○		○		○		○	
油圧配管(ネット内部)	油漏れ	目視により、油漏れが無いことを確認する。また、油面計にて正常な油量であることを確認する。	漏油が無いこと。また、規定量であること。	漏油がある場合は、漏油対策を実施し記録する。規定量が無い場合は、記録し補給する。	○		○		○		○	
油圧配管(ネット外部)	油漏れ	目視により、油漏れが無いことを確認する。また、油面計にて正常な油量であることを確認する。	漏油が無いこと。また、規定量であること。	漏油がある場合は、漏油対策を実施し記録する。規定量が無い場合は、記録し補給する。	○		○		○		○	
温度スイッチ	作動不良	目視により、正常に作動することを確認する。	設定値を任意の温度に設定し、ヒータが作動すること。	異常を確認した場合は、異常箇所を特定して記録する。	1ヶ月毎	○		2ヶ月毎	○		○	
油槽ヒータ	作動不良	目視により、正常に作動することを確認する。	ヒータの作動にて油温が上昇すること。	異常を確認した場合は、異常箇所を特定して記録する。	1ヶ月毎	○		2ヶ月毎	○		○	
作動油	油量	目視により、油漏れが無いことを確認する。また、油面計にて正常な油量であることを確認する。	漏油が無いこと。また、規定量であること。	漏油がある場合は、漏油対策を実施し記録する。規定量が無い場合は、記録し補給する。	○		○		○		○	
	油質	目視により、正常な油質であることを確認する。	濁り・乳化・悪臭・水分等が無いこと。	異常がある場合は、記録する。	1年毎		1年毎		1年毎		1年毎	
	過熱	運転時に本体表面を触診又は非接触式温度計等により、異常過熱が無いことを確認する。	基準値以下であること。	基準値を超える場合は、運転を停止し記録する。過熱の原因となる事象が無いか確認する。	1年毎	○		2年毎	○		○	
電磁ストップ弁(胴体自重降下用)	状態確認	全閉になっていることを確認する。	全閉になっていること。	異常を確認した場合は、異常箇所を記録する。	1年毎		1年毎		1年毎		1年毎	

標準点検項目表

サブシステム名	(26) スピンドル式 開閉装置 (ラック, バルブコントロールも含む)				設備区分 I		設備区分 II	
	装置区分	点検			待機系設備	常用系設備	待機系設備	常用系設備
		点検内容	点検方法	良否判定方法	不具合時対応	日常点検 (点検日)	定期点検 (点検時点)	日常点検 (点検日)
【開閉装置】								
開閉装置全般	外観の異常	運転前に目視により、外観に異常、開閉に支障となる事象が無いことを確認する。	外観に異常が無いこと。開閉に支障となる事象(破損・変形・漏油・異物等)が無いこと。	異常箇所、事象の程度を記録する。軽微な場合は、事象の除去を行う。	○	○	○	○
塗装	塗膜の異常	目視により、塗膜に異常が無いことを確認する。	発錆・傷・ふくれ・亀裂・剥離・変退色・白亜化が無いこと。	異常がある場合は、異常範囲の記録を行う。	1年毎	1年毎	1年毎	1年毎
ボルト・ナット	弛み・脱落	目視又は触診により、ボルト・ナットに異常が無いことを確認する。	マーキングにズレが無いこと。損傷・変形・腐食・弛み・脱落が無いこと。	異常がある場合は、異常箇所を記録する。弛みがある場合は、増締めを行う。また、増締め後にマーキングする。	1年毎	1年毎	1年毎	1年毎
		ハンマリングにより、ボルト・ナットに異常が無いことを確認する。	損傷・弛み・脱落が無いこと。	異常がある場合は、異常箇所を記録する。弛みがある場合は、増締めを行う。また、増締め後にマーキングする。	2年毎	2年毎	2年毎	2年毎
電動機	電流値	運転時に操作盤電流計にて、電流値を計測、記録する。	定格値以下であること。通常の電流値に比べて大幅な変動が無いこと。	定格値を超える場合は、運転を停止する。過負荷の原因となる事象が無いことを確認する。	1ヶ月毎	○	2ヶ月毎	○
	電圧値	運転時に操作盤電圧計にて、電圧値を計測、記録する。	定格値±10%以内であること。	定格値±10%を超える場合は、運転を停止する。	1ヶ月毎	○	2ヶ月毎	○
	過熱	運転時に本体表面を触診又は非接触式温度計等により、異常過熱が無いことを確認する。	基準値以下であること。	基準値を超える場合は、運転を停止し記録する。過熱の原因となる事象が無いことを確認する。	1ヶ月毎	○	2ヶ月毎	○
	振動・異音	運転時に目視、触診、聴診により、異常振動・異音が無いことを確認する。	異常振動・異音が無いこと。	異常がある場合は、ポータブル振動計等にて振動を計測、記録する。運転に支障がある場合は、運転を停止する。	1ヶ月毎	○	2ヶ月毎	○
	絶縁抵抗	絶縁抵抗計により、計測、記録する。	基準値以上であること。	異常がある場合は、電動機と配線をそれぞれ計測、記録する。	1年毎	1年毎	1年毎	1年毎
	ブレーキ固着	運転時に出力軸が正常に回転することを確認する。	ブレーキが開放され出力軸が回転すること。	異常がある場合は、異常箇所を記録する。また、ブレーキカバーを外して内部の点検を行う。	1ヶ月毎	○	2ヶ月毎	○
減速機	油量	目視により、漏油が無いことを確認する。	漏油が無いこと。また、規定量があること。	漏油がある場合は、漏油対策を実施し記録する。規定量が無い場合は、記録し補給する。	○	○	○	○
	油質	目視により、正常な油質であることを確認する。	濁り・乳化・悪臭・水分等が無いこと。	異常がある場合は、記録する。	1年毎	1年毎	1年毎	1年毎
	過熱	運転時に本体表面を触診又は非接触式温度計等により、異常過熱が無いことを確認する。	基準値以下であること。	基準値を超える場合は、運転を停止し記録する。過熱の原因となる事象が無いことを確認する。	1ヶ月毎	○	2ヶ月毎	○
	振動・異音	運転時に目視、触診、聴診により、異常振動・異音が無いことを確認する。	異常振動・異音がないこと。	異常がある場合は、ポータブル振動計等にて振動を計測、記録する。運転に支障がある場合は、運転を停止する。	1ヶ月毎	○	2ヶ月毎	○
	内部状況	目視により、内部に異常が無いことを確認する。	ギヤや軸に異常が無いこと。	異常がある場合は、異常箇所を記録する。	1年毎	1年毎	1年毎	1年毎
スピンドル	損傷・変形・磨耗	目視により、損傷・変形・磨耗が無いことを確認する。	損傷・変形・磨耗が無いこと。また、全周に渡り油切れが無いこと。	異常がある場合は、異常箇所を記録する。油が切れている場合は、油脂を補給する。	2年毎	2年毎	4年毎	4年毎
	振動・異音	運転時に目視、触診、聴診により、異常振動・異音が無いことを確認する。	異常振動・異音が無いこと。	異常がある場合は、異常箇所を記録する。運転に支障がある場合は、運転を停止する。	1ヶ月毎	○	2ヶ月毎	○
ステムナット	損傷・変形・磨耗	ノキス等により、歯元の歯厚を計測、記録する。目視により、損傷・変形・磨耗が無いことを確認する。	歯元の歯厚が基準値未満の磨耗であれば良い。異常な損傷、変形・磨耗が無いこと。油切れが無いこと。	異常がある場合は、異常箇所を記録する。油が切れている場合は、油脂を補給する。	5年毎	5年毎	5年毎	5年毎
開度検出機構	作動状況	全開、全閉時のゲート位置に対して開度計指示が正しいことを確認する。	ゲート位置に対してズレが無いこと。	異常がある場合は、異常箇所を記録する。	1ヶ月毎	○	2ヶ月毎	○
トルクスイッチ	外観の異常	トルク設定値にズレが無いことを確認する。	外観に異常、位置ズレが無いこと。	異常がある場合は、異常箇所を記録する。	2年毎	2年毎	4年毎	4年毎
	作動状況	運転中に人為的にトルクスイッチを作動(ドライバー等によりスイッチ部を押し)させ、ゲートが警報停止することを確認する。(検出部は調整済みにつき取扱注意)	トルクスイッチ検出時に、操作盤表示灯点灯(警報発報)し、ゲートが停止すること。	異常がある場合は、異常箇所を記録する。	2年毎	2年毎	4年毎	4年毎
リミットスイッチ	外観の異常	トルク設定値にズレが無いことを確認する。	外観に異常、位置ズレが無いこと。	異常がある場合は、異常箇所を記録する。	2年毎	2年毎	4年毎	4年毎
リミットスイッチ	作動状況	運転により全開、全閉等のLSが作動し、ゲートが停止することを確認する。(検出部は調整済みにつき取扱注意)	所定のゲート位置においてLS検出、操作盤表示灯点灯し、ゲートが停止すること。	異常がある場合は、異常箇所を記録する。	2年毎	2年毎	4年毎	4年毎
	手動・電動切替スイッチ	作動状況	手動操作により、ゲート開閉を確認する。	円滑に動作すること。	異常がある場合は、異常箇所を記録する。	6ヶ月毎	6ヶ月毎	1年毎
スイッチボックス内部配線	損傷・弛み・腐食	目視により、被覆の損傷、端子の弛み、腐食が無いことを確認する。	被覆の損傷、ひび割れ、端子に弛み、腐食が無いこと。	異常がある場合は、異常箇所を記録する。端子に弛みがある場合は、増締めを行う。	2年毎	2年毎	4年毎	4年毎
スピンドルサポート	損傷・変形	運転時に目視、触診、聴診により、外観の異常、異常振動・異常が無いことを確認する。	損傷・変形が無いこと。異常振動・異音が無いこと。	異常がある場合は、異常箇所を記録する。運転に支障がある場合は、運転を停止する。	1ヶ月毎	○	2ヶ月毎	○
【ラック式の場合】								
自重降下切替装置	作動状況	実際に切り替えを実施し正常な作動を確認する。	正常に作動すること。	異常がある場合は、異常箇所を記録する。	1年毎	1年毎	2年毎	2年毎
遠心ブレーキ	振動・異音	自重降下操作を行い目視、触診、聴診により、異常振動・異音が無いことを確認する。	異常振動・異音が無いこと。	異常がある場合は、異常箇所を記録する。また、遠心ブレーキカバーを外して、摺動面、ウエイト等の点検を行う。	1年毎	1年毎	2年毎	2年毎
ラック棒	損傷・変形・磨耗	目視により、損傷・変形・磨耗が無いことを確認する。	損傷・変形・磨耗が無いこと。	異常がある場合は、異常箇所を記録する。	2年毎	2年毎	4年毎	4年毎
	振動・異音	運転時に目視、触診、聴診により、異常振動・異音が無いことを確認する。	異常振動・異音が無いこと。	異常がある場合は、異常箇所を記録する。運転に支障がある場合は、運転を停止する。	1ヶ月毎	○	2ヶ月毎	○

標準点検項目表

サブシステム名	(27) 操作制御設備 (機操操作盤)				設備区分 I				設備区分 II			
	(28) 電源設備				待機系設備		常用系設備		待機系設備		常用系設備	
	装置区分	点検内容	点検方法	点検	日常点検	定期点検	日常点検	定期点検	日常点検	定期点検	日常点検	定期点検
			良否判定方法	不具合時対応	(点検点検)	(点検点検)	(点検点検)	(点検点検)	(点検点検)	(点検点検)	(点検点検)	
【操作制御設備】												
装置全般	外観の異常	運転前に目視により、外観に異常、開閉に支障となる事象が無いことを確認する。	外観に異常が無いこと。操作に支障となる事象(故障表示、リレー等の焼損、盤内保護カバーの脱落等)が無いこと。	異常箇所、事象の程度を記録する。軽微な場合は、事象の除去を行う。	○		○		○		○	
	塗装	塗膜の異常	目視により、塗膜に異常が無いことを確認する。	発錆・傷・ふくれ・亀裂・剥離・変退色・白化が無いこと。		1年毎		1年毎		1年毎	1年毎	
	操作盤外装	接地抵抗	接地抵抗計により、計測、記録する。	基準値以下であること。		1年毎		1年毎		1年毎	1年毎	
	押ボタン	作動状況	操作により、正常な作動を確認する。	正常に動作すること、またボタンに破損、変形が無いこと。	異常がある場合は、異常箇所を記録する。予備品がある場合は、予備品と交換する。	1ヶ月毎	○		2ヶ月毎	○		
	切替スイッチ	作動状況	操作により正常な作動を確認する。	正常に動作すること、またボタンに破損、変形が無いこと。	異常がある場合は、異常箇所を記録する。予備品がある場合は、予備品と交換する。	1ヶ月毎	○		2ヶ月毎	○		
	電磁接触器	作動状況	操作より正常な作動を確認する。また、目視、聴診、嗅診により異常が無いことを確認する。	正常に動作すること、また異常(ウナリ・発熱・バタツキ・接点溶着、異臭)が無いこと。	異常がある場合は、異常箇所を記録する。予備品がある場合は、予備品と交換する。	1ヶ月毎	○		2ヶ月毎	○		
	補助リレー	作動状況	操作より正常な作動を確認する。また、目視、聴診、嗅診により異常が無いことを確認する。	正常に動作すること、また異常(ウナリ・発熱・バタツキ・接点溶着、異臭)が無いこと。	異常がある場合は、異常箇所を記録する。予備品がある場合は、予備品と交換する。	1ヶ月毎	○		2ヶ月毎	○		
	3Eリレー	作動状況	目視によりケースの変色、フレグがないことを確認する。人為的に信号を送り(テストボタン等)、トリップ、警報発報及びゲート停止や設定値を確認する。	正常に動作すること、また異常(ウナリ・発熱・バタツキ等)が無いこと。	異常がある場合は、異常箇所を記録する。予備品がある場合は、予備品と交換する。	1ヶ月毎		1ヶ月毎		2ヶ月毎	2ヶ月毎	
	サーマルリレー	作動状況	目視によりケースの変色、フレグがないことを確認する。人為的に信号を送り(テストボタン等)、トリップ、警報発報及びゲート停止や設定値を確認する。	ケースの変色、フレグが無く、テストボタン等により正常にトリップ、警報発報及びゲート停止すれば良い。設定値は前回記録と比較し、変化が無いこと。	異常がある場合は、異常箇所を記録する。予備品がある場合は、予備品と交換する。	1ヶ月毎		1ヶ月毎		2ヶ月毎	2ヶ月毎	
	漏電リレー	作動状況	目視によりケースの変色、フレグがないことを確認する。人為的に信号を送り(テストボタン等)、トリップ及び警報発報や設定値を確認する。	ケースの変色、フレグが無く、テストボタン等により正常にトリップ、警報発報及びゲート停止すれば良い。設定値は前回記録と比較し、変化が無いこと。	異常がある場合は、異常箇所を記録する。予備品がある場合は、予備品と交換する。	1ヶ月毎		1ヶ月毎		2ヶ月毎	2ヶ月毎	
	タイマ	作動状況	目視によりケースの変色、フレグがないことを確認する。人為的に動作させ、機操、遠方との警報発報や設定値を確認する。	ケースの変色、フレグが無く、実動作により正常にタイムアップすれば良い。設定値は前回記録と比較し、変化が無いこと。	異常がある場合は、異常箇所を記録する。予備品がある場合は、予備品と交換する。	1ヶ月毎		1ヶ月毎		2ヶ月毎	2ヶ月毎	
	PLC	作動状況	目視により、異常の有無やメモリ保持用の電池の交換時期の確認を行う。	PLCにエラー表示が出ておらず、メモリ保持用の電池の交換時期が過ぎていること。	異常がある場合は、異常箇所を記録する。	1ヶ月毎		1ヶ月毎		2ヶ月毎	2ヶ月毎	
	UPS	作動状況	目視により、異常がないかの確認を行う。蓄電池の交換時期の確認を行う。	エラー表示が出ておらず、蓄電池の交換時期が過ぎていること。	異常がある場合は、異常箇所を記録する。	1ヶ月毎		1ヶ月毎		2ヶ月毎	2ヶ月毎	
	避雷器	作動状況	目視により、異常がないかの確認を行う。	異常が無く、避雷器にブレーカやヒューズを使用している場合は、ブレーカの動作、ヒューズ断が無いこと。	異常がある場合は、異常箇所を記録する。	1ヶ月毎		1ヶ月毎		2ヶ月毎	2ヶ月毎	
	非常停止	作動状況	非常停止操作により正常な作動を確認する。	正常に動作し、ブレーカトリップすること、またボタンに破損、変形が無いこと。	異常がある場合は、異常箇所を記録する。予備品がある場合は、予備品と交換する。	1ヶ月毎		1ヶ月毎		2ヶ月毎	2ヶ月毎	
	開度計(検出器、分配器、演算器、表示部)	作動状況	ゲート位置に対して開度計指示値が正しいことを確認する。	ゲート位置に対して開度計指示値が正しいこと。	異常を確認した場合は、異常箇所を特定して記録する。	1年毎		1年毎		1年毎	1年毎	
	配電用遮断器	作動状況	ゲート操作により正常な作動を確認する。 目視によりケースの変色、フレグがないことを確認する。人為的に信号を送り(テストボタン等)、トリップ、警報発報及びゲート停止を確認する。	正常に動作すること、また破損、変形が無いこと。 ケースの変色、フレグが無く、テストボタン等により正常にトリップ、警報発報及びゲート停止すること。	異常がある場合は、異常箇所を記録する。予備品がある場合は、予備品と交換する。	1ヶ月毎	○		2ヶ月毎	○		
	盤内配線	端子締付状態	ドライバーにより増締めを実施する。	配線を触診し(端子に接触しないよう注意する)、端子に緩みが無いこと。	異常がある場合は、異常箇所を記録する。	2年毎		2年毎		4年毎	4年毎	
	水位検出機構(検出器、分配器、演算器、表示部)	作動状況	目視により主水位計等と比較して、水位計指示値が正しいことを確認する。	水位計指示値が異常値で無いこと。	異常がある場合は、異常箇所を記録する。	1ヶ月毎	○		2ヶ月毎	○		
【電源設備】												
	分電盤外装	絶縁抵抗	絶縁抵抗計により測定、記録する。	基準値以上であること。		1年毎		1年毎		2年毎	2年毎	
		接地抵抗	接地抵抗計により測定、記録する。	基準値以下であること。		1年毎		1年毎		2年毎	2年毎	
	分電盤配電用遮断器	作動状況	ゲート操作により正常な作動を確認する。 目視によりケースの変色、フレグがないことを確認する。人為的に信号を送り(テストボタン等)、トリップ、警報発報及びゲート停止を確認する。	正常に動作すること、また破損、変形が無いこと。 ケースの変色、フレグが無く、テストボタン等により正常にトリップ、警報発報及びゲート停止すること。	異常がある場合は、異常箇所を記録する。予備品がある場合は、予備品と交換する。	1ヶ月毎	○		2ヶ月毎	○		
						1年毎		1年毎		2年毎	2年毎	
【遠方操作車がある場合】												
	遠方操作車	作動状況	設備の操作により正常な作動を確認する。	正常に作動していること。	異常がある場合は、異常箇所を記録する。	1ヶ月毎	○		2ヶ月毎	○		
【遠制ボックスがある場合】												
	遠制ボックス	作動状況	設備の操作により正常な作動を確認する。	正常に作動していること。	異常がある場合は、異常箇所を記録する。	1ヶ月毎	○		2ヶ月毎	○		

標準点検項目表

サブシステム名	(101) 充水装置				設 備 区 分 I				設 備 区 分 II				
	装置区分	点 検				待機系設備		常用系設備		待機系設備		常用系設備	
		点検内容	点 検 方 法	良否判定方法	不具合時対応	日常点検 <small>(点検点検)</small>	定期点検	日常点検 <small>(運転時点検)</small>	定期点検	日常点検 <small>(点検点検)</small>	定期点検	日常点検 <small>(運転時点検)</small>	定期点検
【本 体】													
装置全般	外観の異常	運転前に目視により、外観に異常、操作に支障となる事象が無いことを確認する。	外観に異常が無いこと。操作に支障となる事象（損傷・変形・異物等）が無いこと。	異常箇所、事象の程度を記録する。軽微な場合は、事象の除去を行う。		1ヶ月毎		1ヶ月毎		2ヶ月毎		2ヶ月毎	
ボルト・ナット	弛み・脱落	目視又は触診により、ボルト・ナットに異常が無いことを確認する。	マーキングにズレが無いこと。損傷・変形・腐食・弛み・脱落が無いこと。	異常がある場合は、異常箇所を記録する。弛みがある場合は、増締めを行う。また、増締め後新たにマーキングする。	○		○		○		○		
		ハンマリングにより、ボルト・ナットに異常が無いことを確認する。	損傷・弛み・脱落が無いこと。	異常がある場合は、異常箇所を記録する。弛みがある場合は、増締めを行う。また、増締め後新たにマーキングする。		2年毎		2年毎		2年毎		2年毎	
塗装	塗膜の異常	目視により、塗膜に異常が無いことを確認する。	発錆・傷・ふくれ・亀裂・剝離・変退色・白亜化が無いこと。	異常がある場合は、異常範囲を記録する。		1年毎		1年毎		1年毎		1年毎	
空気管	目詰まり	目視により、塵芥・腐食による目詰まりが発生していないことを確認する。	塵芥・腐食による目詰まりが無いこと。	異常がある場合は、異常箇所を記録する。微な場合は、塵芥の除去を行う。		1ヶ月毎		1ヶ月毎		2ヶ月毎		2ヶ月毎	
	腐食・漏水	目視により、腐食・漏水が発生していないことを確認する。	腐食・漏水が無いこと。	異常がある場合は、異常箇所を記録する。		1ヶ月毎		1ヶ月毎		2ヶ月毎		2ヶ月毎	
空気弁	作動不良	運転時に目視により、正常な作動を確認する。	弁体がスムーズに作動し、LS検出時に操作盤表示灯点灯すること。	異常がある場合は、異常箇所を記録する。		1ヶ月毎		1ヶ月毎		2ヶ月毎		2ヶ月毎	
充水管	腐食・漏水	目視により、腐食・漏水が発生していないことを確認する。	腐食・漏水が無いこと。	異常がある場合は、異常箇所を記録する。		1ヶ月毎		1ヶ月毎		2ヶ月毎		2ヶ月毎	
充水弁	作動不良	運転時に目視により、正常な作動を確認する。圧力計が水位差と同程度の値を示していることを確認する。	弁体がスムーズに作動すること。圧力計が水位差と同程度の値を示していること。	異常がある場合は、異常箇所を記録する。		1ヶ月毎		1ヶ月毎		2ヶ月毎		2ヶ月毎	
	漏水	グランド部及びフランジ部から漏水が無いことを確認する。	漏水が無いこと。	異常がある場合は、異常箇所を記録する。グランド部のボルト増締め等調整を行う。		1ヶ月毎		1ヶ月毎		2ヶ月毎		2ヶ月毎	

標準点検項目表

サブシステム名	(32) 除塵設備 搬送装置 (ベルトコンベア)				設備区分 I				設備区分 II			
	点 検				待機系設備		常用系設備		待機系設備		常用系設備	
					日常点検	定期点検	日常点検	定期点検	日常点検	定期点検	日常点検	定期点検
装置区分	点検内容	点 検 方 法	良否判定方法	不具合時対応	(点検日時)		(運転時点検)		(点検日時)		(運転時点検)	
【搬送装置】												
装置全般	外観の異常	目視により、運転に支障のある異常が発生していないことを確認する。	可動部に運転の支障となるような事象、操作盤等の状態表示灯、故障表示灯、漏油等が無いこと。	異常を確認した場合は、運用に支障をきたすか否かを判断する。影響を及ぼすものか判断し、影響がある場合は、異常箇所を特定して記録する。	○		○		○		○	
電動機・減速機	電流値	運転時に操作盤電流計にて、電流値を計測、記録する。	定格値以下であること。通常の電流値に比べて大幅な変動が無いこと。	定格値を超える場合は、運転を停止する。過負荷の原因となる事象が無いか確認する。		2ヶ月毎	○			6ヶ月毎	○	
	電圧値	運転時に操作盤電圧計にて、電圧値を計測、記録する。	定格値±10%以内であること。	定格値±10%を超える場合は、運転を停止する。		2ヶ月毎	○			6ヶ月毎	○	
	過熱	運転時に本体表面を触診又は非接触式温度計等により、異常過熱が無いことを確認する。	基準値以下であること。	基準値を超える場合は、運転を停止し記録する。過熱の原因となる事象が無いか確認する。		2ヶ月毎	○			6ヶ月毎	○	
	振動・異音	運転時に目視、触診、聴診により、異常振動・異音が無いことを確認する。	異常振動・異音が無いこと。	異常がある場合は、ポータブル振動計等にて振動を計測、記録する。運転に支障がある場合は、運転を停止する。		2ヶ月毎	○			6ヶ月毎	○	
	油漏れ・油量	目視により、油漏れが無いことを確認する。また、油面計にて正常油量であることを確認する。	漏油が無いこと。また、規定量であること。	漏油がある場合は、漏油対策を実施し記録する。規定量が無い場合は、記録し補給する。		2ヶ月毎	○			6ヶ月毎	○	
	絶縁抵抗	絶縁抵抗計により、計測、記録する。	基準値以上であること。	異常がある場合は、電動機と配線をそれぞれ計測、記録する。		1年毎		1年毎		1年毎		1年毎
伝導チェーン・スプロケット	振動・異音	運転時に目視、聴診により、異常振動・異音が無いことを確認する。また、停止時に触診により、弛みが無いことを確認する。	異常振動・異音・弛みが無いこと。	異常がある場合は、運転を停止し、異常箇所を記録する。		2ヶ月毎	○			6ヶ月毎	○	
ベルト	摩耗・損傷	目視により、異常な損傷・変形・磨耗が無いことを確認する。	帆布が剥離したり、亀裂が入っていないこと。	異常がある場合は、異常箇所を記録する。		1年毎	○			2年毎	○	
	振動・異音	運転時に目視、聴診により、異常振動・異音が無いことを確認する。	異常振動・異音が無いこと。	異常がある場合は、運転を停止し、異常箇所を記録する。		2ヶ月毎	○			6ヶ月毎	○	
プーリ	振動・異音	運転時に目視、聴診により、異常振動・異音等が無いことを確認する。	異常振動・異音が無いこと。	異常がある場合は、運転を停止し、異常箇所を記録する。		2ヶ月毎	○			6ヶ月毎	○	
ローラ	振動・異音	運転時に目視、聴診により、異常振動・異音等が無いことを確認する。	異常振動・異音が無いこと。	異常がある場合は、運転を停止し、異常箇所を記録する。		2ヶ月毎	○			6ヶ月毎	○	
スクリーンテープ	変形・摩耗	目視により、異常な損傷・変形・磨耗が無いことを確認する。	異常な損傷・変形・磨耗が無いこと。	異常がある場合は、異常箇所を記録する。		2ヶ月毎	○			6ヶ月毎	○	
配管・配線	損傷・変形	目視により、機側操作盤までの配管・配線等に損傷・変形が無いことを確認する。	損傷・変形が無いこと。	異常がある場合は、異常箇所を記録する。		1年毎		1年毎		1年毎		1年毎
非常止装置	作動状況	人為的に信号を送り（テストボタン、ワイヤー操作等）、トリップおよびベルトコンベア停止を確認する。	全ての設備が停止すること。	異常がある場合は、異常箇所を記録する。		6ヶ月毎		6ヶ月毎		6ヶ月毎		6ヶ月毎
取付ボルト・ナット	弛み・脱落	目視、触診、ハンマリングにより、ボルト・ナットに異常が無いことを確認する。	マーキングにズレが無いこと。損傷・変形・腐食・弛み・脱落が無いこと。	異常がある場合は、異常箇所を記録する。弛みがある場合は、増締めを行う。また、増締め後新たにマーキングする。		6ヶ月毎		6ヶ月毎		6ヶ月毎		6ヶ月毎

標準点検項目表

サブシステム名	(34) 係船設備 巻上装置・主ロープ・受ロープ (35) 係船設備 昇降台車・走行レール (36) 係船設備 浮桟橋				設備区分 I				設備区分 II			
	点 検				待機系設備		常用系設備		待機系設備		常用系設備	
					日常点検	定期点検	日常点検	定期点検	日常点検	定期点検	日常点検	定期点検
装置区分	点検内容	点 検 方 法	良否判定方法	不具合時対応	(注視点検)	(運転時点検)	(注視点検)	(運転時点検)	(注視点検)	(運転時点検)	(注視点検)	(運転時点検)
【巻上装置】												
巻上装置全般	外観の異常	目視により、運転に支障のある異常が発生していないことを確認する。	運転の支障となるような事象、操作盤等の状態表示灯、故障表示灯、漏油等が無いこと。	異常を確認した場合は、その事象が運転に影響を及ぼすものか判断し、影響がある場合は、異常箇所を特定して記録する。	○		○					
電動機	電流値	運転時に操作盤電流計にて、電流値を計測、記録する。	定格値以下であること。通常の電流値に比べて大幅な変動が無いこと。	定格値を超える場合は、運転を停止する。過負荷の原因となる事象が無いが確認する。		2ヶ月毎				6ヶ月毎		
	電圧値	運転時に操作盤電圧計にて、電圧値を計測、記録する。	定格値±10%以内であること。	定格値±10%を超える場合は、運転を停止する。		2ヶ月毎				6ヶ月毎		
	過熱	運転時に本体表面を触診又は非接触式温度計等により、異常過熱が無いことを確認する。	基準値以下であること。	基準値を超える場合は、運転を停止し記録する。過熱の原因となる事象が無いが確認する。		2ヶ月毎				6ヶ月毎		
	振動・異音	運転時に目視、触診、聴診により、異常振動・異音が無いことを確認する。	異常振動・異音が無いこと。	異常がある場合は、ポータブル振動計等にて振動を計測、記録する。運転に支障がある場合は、運転を停止する。		2ヶ月毎				6ヶ月毎		
	絶縁抵抗	絶縁抵抗計により、計測、記録する。	基準値以上であること。	異常がある場合は、電動機と配線をそれぞれ計測、記録する。		1年毎				1年毎		
	軸芯	軸芯を計測、記録する。	基準値内であること。			2年毎				2年毎		
	ブレーキ固着	運転時に出力軸が正常に回転することを確認する。	ブレーキが開放され出力軸が回転すること。	異常がある場合は、異常箇所を記録する。また、ブレーキカバーを外し内部の点検を行う。		2ヶ月毎				6ヶ月毎		
	ブレーキライニング隙間・厚さ	ライニング隙間と厚みを計測、記録する。	基準値内であること。	ブレーキガストを清掃する。ライニング隙間の値が基準値を超えている場合は調整する。		1年毎				1年毎		
油圧押し式ブレーキ	油漏れ	目視により油漏れが無いが確認する。	油漏れが無いこと。	運転を停止し、油漏れ箇所を特定し、速やかに処置する。		2ヶ月毎				6ヶ月毎		
	ブレーキ固着	運転時に出力軸が正常に回転することを確認する。	運転起動時にブレーキが解放され、出力軸が正常に回転すること。	運転を停止し、原因の特定を行う。		2ヶ月毎				6ヶ月毎		
	ブレーキライニング隙間・厚さ	ライニング隙間と厚みを計測、記録する。	基準値内であること。	ブレーキガストを清掃する。ライニング隙間の値が基準値を超えている場合は調整する。		1年毎				1年毎		
減速機	油量	目視により、油漏れが無いことを確認する。また、油面計にて正常な油量であることを確認する。	漏油が無いこと。また、規定量であること。	漏油がある場合は、漏油対策を実施し記録する。規定量が無い場合は、記録し補給する。		2ヶ月毎				6ヶ月毎		
	油質	目視により、正常な油質であることを確認する。	濁り・乳化・悪臭・水分等が無いこと。	異常がある場合は、記録する。		1年毎				1年毎		
	過熱	運転時に本体表面を触診又は非接触式温度計等により、異常過熱が無いことを確認する。	基準値以下であること。	基準値を超える場合は、運転を停止し記録する。過熱の原因となる事象が無いが確認する。		2ヶ月毎				6ヶ月毎		
	振動・異音	運転時に目視、触診、聴診により、異常振動・異音が無いことを確認する。	異常振動・異音が無いこと。	異常がある場合は、ポータブル振動計等にて振動を計測、記録する。運転に支障がある場合は、運転を停止する。		2ヶ月毎				6ヶ月毎		
	内部状況	目視により、内部に異常が無いことを確認する。	ギヤや軸に異常が無いこと。	異常がある場合は、異常箇所を記録する。		1年毎				1年毎		
	振動・異音	運転時に目視、聴診により、異常振動・異音が無いことを確認する。	異常振動・異音が無いこと。	異常がある場合は、異常箇所を記録する。運転に支障がある場合は運転を停止する。		6ヶ月毎				1年毎		
軸継手	内部状況	目視により、内部に異常が無いことを確認する。	運転の支障となるような事象（ボルトの弛み・脱落、スプロケット・チェーンの損傷・固着）が無いこと。	異常がある場合は、異常箇所を記録する。給油不足がある場合は、補給する。		6ヶ月毎				1年毎		
	給油状態	目視により、給油状態を確認する。	グリスが充填されていること。	異常がある場合は、異常箇所を記録する。給油不足がある場合は、補給する。		6ヶ月毎				1年毎		
	過熱	運転時に本体表面を触診又は非接触式温度計等により、異常過熱が無いことを確認する。	基準値以下であること。	基準値を超える場合は、運転を停止し、異常箇所を記録する。過熱の原因となる事象が無いが確認する。		6ヶ月毎				1年毎		
軸受	振動・異音	運転時に目視、聴診により、異常振動・異音が無いことを確認する。	異常振動・異音が無いこと。	異常がある場合は、ポータブル振動計等にて振動を計測、記録する。運転に支障がある場合は、運転を停止する。		6ヶ月毎				1年毎		
	給油状態	給油を行い目視により、給油状態を確認する。	グリスに著しい汚れ・乳白色等がなく軸受からにじむ程度であること。	異常がある場合は、異常箇所を記録する。		6ヶ月毎				1年毎		
	歯当り・歯合い	歯車の当り具合（バックラッシュ）をマイクロメータにより計測、記録する。	バックラッシュは基準値内、歯当たりは基準値以上であること。			1年毎				2年毎		
開放歯車	歯こぼれ・損傷	運転時に歯面を目視し、歯こぼれ・損傷が無いことを確認する。また、給油状況も確認する。	歯こぼれ・損傷が無いこと。歯面の給油状態を確認し、歯面に油膜が形成されていること。	異常がある場合は、異常箇所を記録する。油膜が切れている場合は補給する。		2ヶ月毎				6ヶ月毎		
	振動・異音	運転時に目視、聴診により、異常振動・異音が無いことを確認する。	異常振動・異音が無いこと。	異常がある場合は、異常箇所を記録する。運転に支障がある場合は、運転を停止する。		2ヶ月毎				6ヶ月毎		
	素線切れ	目視により、素線の断線率を確認、記録する。	基準値以下であること。			1年毎				1年毎		
ワイヤロープ	径の減少	ノギスにより、ワイヤロープ径を計測、記録する。	基準値以下であること。			1年毎				1年毎		
	変形・腐食・給油状態	目視、触診により、外観に異常が無いことを確認する。	キック、部分的に籠状になったもの、著しい腐食が無いこと。給油不足が無いこと。	異常がある場合は、異常箇所を記録する。運転に支障がある場合は、運転を停止する。給油不足がある場合は、補給する。		1年毎				1年毎		
	ロープソケット	目視により、外観に異常が無いことを確認する。	ロープソケット、ソケットピンに変形・腐食・脱落等の異常が無いこと。	異常がある場合は、異常箇所を記録する。運転に支障がある場合は、運転を停止する。		2年毎				2年毎		
リミットスイッチ	外観の異常	スイッチ設置位置にズレがないことを、マーキングにて確認する。	外観に異常、位置ズレが無いこと。	異常がある場合は、異常箇所を記録する。		2ヶ月毎				6ヶ月毎		
	作動状況	人為的にLSを作動（レバー操作等）させ、昇降台車が警報停止することを確認する。（検出部は調整済につき取扱注意）	LS検出時に、操作盤表示灯点灯（警報発報）し、昇降台車が停止すること。	異常がある場合は、異常箇所を記録する。		1年毎				2年毎		
【昇降台車】												
装置全般	外観の異常	目視により、運転に支障のある異常が発生していないが確認する。	外観に異常が無いこと。	異常がある場合は、異常箇所を記録する。	○	1ヶ月毎		○		2ヶ月毎		
車輪	摩耗・変形	目視により、著しい摩耗・腐食・変形が無いことを確認する。	著しい摩耗・腐食・変形が無いこと。	異常がある場合は、異常箇所を記録する。		1年毎				1年毎		
	振動・異音	運転時に目視、聴診により、異常振動・異音が無いことを確認する。	異常振動・異音が無いこと。	異常がある場合は、運転を停止し異常箇所を記録する。		1年毎				1年毎		
昇降台車フレーム	たわみ・変形・板厚減少	目視により、たわみ・変形・板厚減少につながる著しい腐食が無いことを確認する。	たわみ・変形・著しい腐食・損傷が無いこと。	異常がある場合は、異常箇所を記録する。		2ヶ月毎				6ヶ月毎		
走行レールアンカーボルト	弛み・脱落	目視、触診、ハンマリングにより、ボルト・ナットに異常が無いことを確認する。	マーキングにズレが無いこと。損傷・変形・腐食・弛み・脱落が無いこと。	異常がある場合は、異常箇所を記録する。弛みがある場合は、増締めを行う。また、増締め後新たにマーキングする。		2ヶ月毎				6ヶ月毎		
【浮桟橋】												
浮桟橋フレーム	たわみ・変形・板厚減少	目視により、たわみ・変形・板厚減少につながる著しい腐食が無いことを確認する。	たわみ・変形・著しい腐食・損傷が無いこと。	異常がある場合は、異常箇所を記録する。		2ヶ月毎				6ヶ月毎		

標準点検項目表

サブシステム名	(37) 係船設備 格納クレーン・保管船台				設 備 区 分 I				設 備 区 分 II												
					待機系設備		常用系設備		待機系設備		常用系設備										
					日常点検 <small>(点検点検)</small>	定期点検	日常点検 <small>(運転時点検)</small>	定期点検	日常点検 <small>(点検点検)</small>	定期点検	日常点検 <small>(運転時点検)</small>	定期点検									
装置区分	点 検																				
	点検内容	点 検 方 法	良否判定方法	不具合時対応																	
【格納クレーン】																					
装置全般	外観の異常	目視により、運転に支障のある異常が発生していないことを確認する。	運転の支障となるような事象、操作盤等の状態表示灯、故障表示灯、漏油等が無いこと。	異常を確認した場合は、その事象が運転に影響を及ぼすものか判断し、影響がある場合は、異常箇所を特定して記録する。	○					○											
格納クレーン	電流値	運転時に操作盤電流計にて、電流値を計測、記録する。	定格値以下であること。通常の電流値に比べて大幅な変動が無いこと。	定格値を超える場合は、運転を停止する。過負荷の原因となる事象が無いか確認する。		2ヶ月毎					6ヶ月毎										
	電圧値	運転時に操作盤電圧計にて、電圧値を計測、記録する。	定格値±10%以内であること。	定格値±10%を超える場合は、運転を停止する。		2ヶ月毎					6ヶ月毎										
	過熱	運転時に本体表面を触診又は非接触式温度計等により、異常過熱が無いことを確認する。	基準値以下であること。	基準値を超える場合は、運転を停止し記録する。過熱の原因となる事象が無いか確認する。		2ヶ月毎					6ヶ月毎										
	振動・異音	運転時に目視、触診、聴診により、異常振動・異音が無いことを確認する。	異常振動・異音が無いこと。	異常がある場合は、ポータブル振動計等にて振動を計測、記録する。運転に支障がある場合は、運転を停止する。		2ヶ月毎					6ヶ月毎										
	絶縁抵抗	絶縁抵抗計により、計測、記録する。	基準値以上であること。	異常がある場合は、電動機と配線をそれぞれ計測、記録する。		1年毎					1年毎										

標準点検項目表

サブシステム名	(38) 堤内排水設備 ポンプ設備 (水中ポンプ)				設 備 区 分 I				設 備 区 分 II			
	点 検				待機系設備		常用系設備		待機系設備		常用系設備	
					日常点検	定期点検	日常点検	定期点検	日常点検	定期点検	日常点検	定期点検
装置区分	点検内容	点 検 方 法	良否判定方法	不具合時対応	(注視点検)	(運転時点検)	(注視点検)	(運転時点検)	(注視点検)	(運転時点検)	(注視点検)	(運転時点検)
【ポンプ設備】												
設備全般	外観の異常	目視により、運転に支障のある異常が発生していないことを確認する。	運転の支障となるような事象、操作盤等の状態表示灯、故障表示灯、漏油等が無いこと。	異常を確認した場合は、その事象が運転に影響を及ぼすものか判断し、影響がある場合は、異常箇所を特定して記録する。				○				○
主ポンプ	作動状況	排水機能に異常が無いことを確認する。また、本体を目視、聴診、触診(配管)し異常振動・異音等が無いことを確認する。	異常振動・異音等が無いこと。	異常がある場合は、運転を停止し、異常箇所を記録する。				○				○
	電流値	運転時に操作盤電流計にて、電流値を計測、記録する。	定格値以下であること。通常の電流値に比べて大幅な変動が無いこと。	定格値を超える場合は、運転を停止する。過負荷の原因となる事象が無いことを確認する。				○				○
	電圧値	運転時に操作盤電圧計にて、電圧値を計測、記録する。	定格値±10%以内であること。	定格値±10%を超える場合は、運転を停止する。				○				○
	絶縁抵抗	絶縁抵抗計により、計測、記録する。	基準値以上であること。	異常がある場合は、電動機と配線をそれぞれ計測、記録する。			1年毎					1年毎
	圧力値	管理運転時に、圧力計にて圧力を確認、記録する。	規定圧力であること。	異常がある場合は、運転を停止し、異常箇所を記録する。			1年毎					1年毎
予備ポンプ	作動状況	管理運転を実施し、排水機能に異常が無いことを確認する。また、本体を目視、聴診、触診し異常振動・異音等が無いことを確認する。	排水機能に異常が無いこと。目視・聴診・触診し異常振動、異音等が無いこと。	異常がある場合は、運転を停止し、異常箇所を記録する。					1年毎			1年毎
	電流値	運転時に操作盤電流計にて、電流値を計測、記録する。	定格値以下であること。通常の電流値に比べて大幅な変動が無いこと。	定格値を超える場合は、運転を停止する。過負荷の原因となる事象が無いことを確認する。					1年毎			1年毎
	電圧値	運転時に操作盤電圧計にて、電圧値を計測、記録する。	定格値±10%以内であること。	定格値±10%を超える場合は、運転を停止する。					1年毎			1年毎
	絶縁抵抗	絶縁抵抗計により、計測、記録する。	基準値以上であること。	異常がある場合は、電動機と配線をそれぞれ計測、記録する。			1年毎					1年毎
	圧力値	管理運転時に、圧力計にて圧力を確認、記録する。	規定圧力であること。	異常がある場合は、運転を停止し、異常箇所を記録する。			1年毎					1年毎
配管	漏洩、詰り	管理運転時に目視により、継手等に漏洩が無いことを確認する。また、圧力計により管内圧力が正常であり、詰りが無いことを確認する。	漏水・圧力計表示値に異常が無いこと。	異常がある場合は、運転を停止し、異常箇所を記録する。			1ヶ月毎					2ヶ月毎
仕切弁	作動状況	操作を行い、正常な作動を確認する。	正常に全開・全閉すること。	異常がある場合は、異常箇所を記録する。					1年毎			1年毎
逆止弁	作動状況	ポンプ運転に伴い、正常な作動を確認する。	ポンプ運転に伴い運動して作動すること。ポンプ停止時に止水面から漏水が無いこと。	異常がある場合は、異常箇所を記録する。					1年毎			1年毎
水位検出装置	作動状況	正常に排水ピット内の水位検出がされることを確認する。目視により、計測に支障のある異常が発生していないか、また、付着物等が無いことを確認する。	水位に応じて、正常に水位が検出されることを確認する。計測に支障となる汚れ、付着物等が無いこと。付着物等有る場合には除去すること。	異常がある場合は、異常箇所を記録する。					1年毎			1年毎
取付ボルト・ナット	弛み・脱落	目視、触診、ハンマリングにより、ボルト・ナットに異常が無いことを確認する。	マーキングにズレが無いこと。損傷・変形・腐食・弛み・脱落が無いこと。	異常がある場合は、異常箇所を記録する。弛みがある場合は、増締めを行う。また、増締め後新たにマーキングする。					1ヶ月毎			2ヶ月毎

標準点検項目表

サブシステム名	(39) 表層曝気設備 船殻・係留装置 (40) 表層曝気設備 水上電線路 (41) 表層曝気設備 揚水装置			設備区分 I				設備区分 II				
	点 検				待機系設備		常用系設備		待機系設備		常用系設備	
					日常点検	定期点検	日常点検	定期点検	日常点検	定期点検	日常点検	定期点検
装置区分	点検内容	点 検 方 法	良否判定方法	不具合時対応	(注視点検)	(運転時点検)	(注視点検)	(運転時点検)	(注視点検)	(運転時点検)	(注視点検)	(運転時点検)
【船殻・係留装置】												
装置全般	外観の異常	目視により、運転に支障がある異常が発生していないことを確認する。	変形・著しい腐食・損傷・船殻の傾き及び沈降が無いこと。	異常を確認した場合は、その事象が設備の運用に影響を及ぼすものか判断し、影響がある場合は、異常箇所を特定して記録する。			○				○	
船殻本体	水漏れ	目視により、運転に支障が出るような水漏れ・著しい腐食が無いことを確認する。	水漏れ・著しい腐食が無いこと。	異常がある場合は、異常箇所を記録する。				2年毎				4年毎
排水ポンプ	作動状況	運転時に排水機能に異常が無いことを確認する。また、目視、聴診、触診により、異常振動・異音・過熱等が無いことを確認する。	排水機能に異常が無いこと。異常振動・異音・過熱等が無いこと。	異常がある場合は、運転を停止し、異常箇所を記録する。				2年毎				4年毎
係留ワイヤウインチ	作動状況	運転時に排水機能に異常が無いことを確認する。また、目視、聴診、触診により、異常振動・異音・過熱等が無いことを確認する。	巻上機能に異常が無いこと。異常振動・異音・過熱等が無いこと。	異常がある場合は、運転を停止し、異常箇所を記録する。				2年毎				4年毎
係留ワイヤ	素線切れ	目視により、素線の断線率を確認、記録する。	基準値以下であること。					2年毎				4年毎
	径の減少	ノギスにより、ワイヤロープ径を計測、記録する。	基準値以下であること。					2年毎				4年毎
	変形・腐食・給油状態	目視、触診により、外観に異常が無いことを確認する。	キンク、部分的に籠状になったもの、著しい腐食が無いこと。給油不足が無いこと。	異常がある場合は、異常箇所を記録する。運転に支障がある場合は、運転を停止する。給油不足がある場合は、補給する。				2年毎				4年毎
	ロープソケット	目視により、外観に異常が無いことを確認する。	ロープソケット、ソケットピンに変形・腐食・脱落等の異常が無いこと。	異常がある場合は、異常箇所を記録する。運転に支障がある場合は、運転を停止する。				2年毎				4年毎
ボルト・ナット	弛み・脱落	目視、触診、ハンマリングにより、ボルト・ナットに異常が無いことを確認する。	マーキングにズレが無いこと。損傷・変形・腐食・弛み・脱落が無いこと。	異常がある場合は、異常箇所を記録する。弛みがある場合は、増締めを行う。また、増締め後新たにマーキングする。				2年毎				4年毎
【水上電線路】												
水上電線路ワイヤロープ	素線切れ	目視により、素線の断線率を確認、記録する。	基準値以下であること。					2年毎				4年毎
水上電線路FRP管	破損	目視により、配管に割れ・破損が無いことを確認する。	配管に割れ、破損が無いこと。	異常がある場合は、異常箇所を記録する。損傷部内部の配線に損傷が無いことを確認する。				2年毎				4年毎
【揚水装置】												
装置全般	外観の異常	目視により、運転に支障のある異常が発生していないことを確認する。	変形・著しい腐食・損傷・船殻の傾き及び沈降が無いこと。	異常がある場合は、異常箇所を記録する。			○				○	
揚水ポンプ	作動状況	運転時に陸上からの目視により、揚水機能に異常が無いことを確認する。吸込口が、塵芥や藻類によって閉塞されていないことを確認する。	揚水機能に異常が無いこと。異常振動・異音等が無いこと。	異常がある場合は、運転を停止し、異常箇所を記録する。			○				○	
	絶縁抵抗	絶縁抵抗計により、計測、記録する。	基準値以上であること。	異常がある場合は、電動機と配線をそれぞれ計測、記録する。				1年毎				1年毎
配管	漏洩	運転時に陸上からの目視により、揚水機能に異常が無いことを確認する。吸込口に、塵芥や藻類によって閉塞されていないことを確認する（水上部）。	漏水・圧力低下が無いこと。	異常がある場合は、運転を停止し、異常箇所を記録する。			○				○	
	電動ボール弁	作動状況	陸上からの目視により、揚水機能に異常が無いことを確認する。	適切に作動していること。				○				○

標準点検項目表

サブシステム名	(42) 深層曝気設備(浮上槽方式) 浮上槽・係留装置		(43) 深層曝気設備(浮上槽方式) 上昇管・下降管・給気装置		(44) 深層曝気設備(浮上槽方式) 巻上装置(上昇管・下降管とも)		設備区分 I				設備区分 II			
	点 検						待機系設備		常用系設備		待機系設備		常用系設備	
	装置区分	点検内容	点 検 方 法	良否判定方法	不具合時対応	日常点検 (目視点検)	定期点検 (運転時点検)	日常点検 (目視点検)	定期点検 (運転時点検)	日常点検 (目視点検)	定期点検 (運転時点検)	日常点検 (目視点検)	定期点検 (運転時点検)	
【浮上槽・係留装置】														
装置全般	外観の異常	目視により、運転に支障がある異常が発生していないことを確認する。	変形・著しい腐食・損傷・傾き及び沈降が無いこと。	異常を確認した場合は、その事象が設備の運用に影響を及ぼすものか判断し、影響がある場合は、異常箇所を特定して記録する。				○					○	
浮上槽フレーム	たわみ・板厚減少	目視により、たわみ・板厚減少につながる著しい腐食が無いことを確認する。	たわみ・著しい腐食が無いこと。	異常がある場合は、異常箇所を記録する。					2年毎				4年毎	
係留ワイヤ	素線切れ	目視により、素線の断線率を確認、記録する。	基準値以下であること。						2年毎				4年毎	
	径の減少	ノギスにより、ワイヤロープ径を計測、記録する。	基準値以下であること。						2年毎				4年毎	
	変形・腐食・給油状態	目視、触診により、外観に異常が無いことを確認する。	キック、部分的に腫状になったもの、著しい腐食が無いこと。給油不足が無いこと。	異常がある場合は、異常箇所を記録する。運転に支障がある場合は、運転を停止する。給油不足がある場合は、補給する。						2年毎				4年毎
	ロープソケット	目視により、外観に異常が無いことを確認する。	ロープソケット、ソケットピンに変形・腐食・脱落等の異常が無いこと。	異常がある場合は、異常箇所を記録する。運転に支障がある場合は、運転を停止する。						2年毎				4年毎
ボルト・ナット	弛み・脱落	目視、触診、ハンマリングにより、ボルト・ナットに異常が無いことを確認する。	マーキングにズレが無いこと。損傷・変形・腐食・弛み・脱落が無いこと。	異常がある場合は、異常箇所を記録する。弛みがある場合は、増締めを行う。また、増締め後にマーキングする。					2年毎				4年毎	
【上昇管・下降管・給気装置】														
上昇管・下降管 カウンタウエイトワイヤ	素線切れ	目視により、素線の断線率を確認、記録する。	基準値以下であること。						2年毎				4年毎	
	径の減少	ノギスにより、ワイヤロープ径を計測、記録する。	基準値以下であること。						2年毎				4年毎	
	変形・腐食	目視、触診により、外観に異常が無いことを確認する。	キック、部分的に腫状になったもの、著しい腐食が無いこと。	異常がある場合は、運転を停止し、異常箇所を記録する。										
ジャバラ管シーブ	損傷・変形・固着	運転時にジャバラ管の昇降操作に異常が無いことを確認する。	昇降操作に異常が無いこと。損傷・変形・固着が無いこと。	異常がある場合は、運転を停止し、異常箇所を記録する。				○					○	
空気圧縮機	作動不良	運転時に圧縮給気機能に異常が無いことを確認する。また、目視、聴診、触診により、異常振動・異音・過熱・潤滑油の著しい減少等が無いことを確認する。	運転の支障となるような事象、異常振動・異音・過熱・潤滑油の著しい減少等が無いこと。	異常がある場合は、運転を停止し、異常箇所を記録する。				○					○	
配管・管継手	漏れ・ゆるみ	運転時に配管及び管継手から空気漏れを確認する。また、目視、聴診等により、ゆるみが無いことを確認する。	空気漏れ・ゆるみが無いこと。	異常がある場合は、運転を停止し、異常箇所を記録する。				○					○	
圧力タンク	蓄圧不良・漏れ	運転時に圧力が基準値であることを確認する。	圧力が基準値であれば良い。	異常がある場合は、運転を停止し、異常箇所を記録する。				○					○	
給気ホース	損傷・変形・やぶれ	運転時に目視、聴診等により、空気漏れが無いことを確認する。	著しい圧力低下が無いこと。ホース設置箇所付近で水面上に気泡などが発生していないこと。	異常がある場合は、運転を停止し、異常箇所を記録する。				○					○	
【巻上装置】														
巻上装置全般	外観の異常	目視により、運転に支障がある異常が発生していないか確認する。	可動部に運転の支障となるような事象、操作盤等の状態表示灯、故障表示灯、漏油等が無いこと。	異常がある場合は、異常箇所を記録する。				○					○	
電動機	電流値	運転時に操作盤電流計にて、電流値を計測、記録する。	定格値以下であること。通常の電流値に比べて大幅な変動が無いこと。	定格値を超える場合は、運転を停止する。過負荷の原因となる事象が無いか確認する。									○	
	電圧値	運転時に操作盤電圧計にて、電圧値を計測、記録する。	定格値±10%以内であること。	定格値±10%を超える場合は、運転を停止する。				○					○	
	過熱	運転時に本体表面を触診又は非接触式温度計等により、異常過熱が無いことを確認する。	基準値以下であること。	基準値を超える場合は、運転を停止し記録する。過熱の原因となる事象が無いか確認する。				○					○	
	振動・異音	運転時に目視、触診、聴診により、異常振動・異音が無いことを確認する。	異常振動・異音が無いこと。	異常がある場合は、ポータブル振動計等にて振動を計測、記録する。運転に支障がある場合は、運転を停止する。				○					○	
	絶縁抵抗	絶縁抵抗計により、計測、記録する。	基準値以上であること。	異常がある場合は、電動機と配線をそれぞれ計測、記録する。					1年毎					1年毎
	軸芯	軸芯を計測、記録する。	基準値内であること。							2年毎				2年毎
	ブレーキ固着	運転時に出力軸が正常に回転することを確認する。	ブレーキが開放され出力軸が回転すること。	異常がある場合は、異常箇所を記録する。また、ブレーキカバーを外して内部の点検を行う。				○						○
ブレーキライニング 隙間・厚さ	ライニング隙間と厚みを計測、記録する。	基準値内であること。	ブレーキダストを清掃する。ライニング隙間の値が基準値を超えている場合は調整する。					1年毎					1年毎	
油圧押し式 ブレーキ	油漏れ	目視により、油漏れが無いことを確認する。	油漏れが無いこと。	油漏れ箇所を特定し、速やかに処置する。油が規定値以下の場合は補給を行う。				○					○	
	ブレーキ固着	出力軸が正常に回転することを確認する。	起動時に電磁ブレーキとの協調を図りながら、円滑に可動すること。	運転を停止し、原因の特定を行う。									○	
	ブレーキライニング 隙間・厚さ	ライニング隙間と厚みを計測、記録する。	基準値内であること。	ブレーキダストを清掃する。ライニング隙間の値が基準値を超えている場合は調整する。					1年毎				1年毎	
減速機	油量	目視により、油漏れが無いことを確認する。また、油面計にて正常な油量であることを確認する。	漏油が無いこと。また、規定量であること。	漏油がある場合は、漏油対策を実施し記録する。規定量が無い場合は、記録し補給する。				○					○	
	油質	目視により、正常な油質であることを確認する。	濁り・乳化・悪臭・水分等が無いこと。	異常がある場合は、記録する。										
	過熱	運転時に本体表面を触診又は非接触式温度計等により、異常過熱が無いことを確認する。	基準値以下であること。	基準値を超える場合は、運転を停止し記録する。過熱の原因となる事象が無いか確認する。				○					○	
	振動・異音	運転時に目視、触診、聴診により、異常振動・異音が無いことを確認する。	異常振動・異音が無いこと。	異常がある場合は、ポータブル振動計等にて振動を計測、記録する。運転に支障がある場合は、運転を停止する。				○					○	
	内部状況	目視により、内部に異常が無いことを確認する。	ギヤや軸に異常が無いこと。	異常がある場合は、異常箇所を記録する。										
軸継手	振動・異音	運転時に目視、聴診により、異常振動・異音が無いことを確認する。	異常振動・異音が無いこと。	異常がある場合は、異常箇所を記録する。運転に支障がある場合は運転を停止する。				○					○	
	内部状況	目視により、内部に異常が無いことを確認する。	運転の支障となるような事象（ボルトの弛み・脱落、スプロケット・チェーンの損傷・固着）が無いこと。	異常がある場合は、異常箇所を記録する。給油不足がある場合は、補給する。					1年毎				1年毎	
	給油状態	目視により、給油状態を確認する。	グリスが充填されていること。	異常がある場合は、異常箇所を記録する。給油不足がある場合は、補給する。					6ヶ月毎				1年毎	

標準点検項目表

サブシステム名	(42) 深層曝気設備(浮上槽方式) 浮上槽・係留装置		(43) 深層曝気設備(浮上槽方式) 上昇管・下降管・給気装置		(44) 深層曝気設備(浮上槽方式) 巻上装置(上昇管・下降管とも)		設備区分 I				設備区分 II			
	点検						待機系設備		常用系設備		待機系設備		常用系設備	
	装置区分	点検内容	点検方法	良否判定方法	不具合時対応		日常点検 <small>(点検点検)</small>	定期点検	日常点検 <small>(運転時点検)</small>	定期点検	日常点検 <small>(点検点検)</small>	定期点検	日常点検 <small>(運転時点検)</small>	定期点検
軸受	過熱	運転時に本体表面を触診又は非接触式温度計等により、異常過熱が無いことを確認する。		基準値以下であること。	基準値を超える場合は、運転を停止し、異常箇所を記録する。過熱の原因となる事象が無い確認する。				○				○	
	振動・異音	運転時に目視、聴診により、異常振動・異音が無いことを確認する。		異常振動・異音が無いこと。	異常がある場合は、ポータブル振動計等にて振動を計測、記録する。運転に支障がある場合は、運転を停止する。				○				○	
	給油状態	給油を行い目視により、給油状態を確認する。		グリスに著しい汚れ・乳白色等がなく軸受からにじむ程度であること。	異常がある場合は、異常箇所を記録する。					1ヶ月毎				1ヶ月毎
開放歯車	歯当り・歯合い	歯車の当り具合(バックラッシュ)をマイクロメータにより計測、記録する。		バックラッシュは基準値内、歯当り又は基準値以上であること。						1年毎				2年毎
	歯こぼれ・損傷	運転時に歯面を目視し、歯こぼれ・損傷が無いことを確認する。また、給油状況も確認する。		歯こぼれ・損傷が無いこと。歯面の給油状態を確認し、歯面に油膜が形成されていること。	異常がある場合は、異常箇所を記録する。油膜が切れている場合は補給する。				○				○	
	振動・異音	運転時に目視、聴診により、異常振動・異音が無いことを確認する。		異常振動・異音が無いこと。	異常がある場合は、異常箇所を記録する。運転に支障がある場合は、運転を停止する。				○				○	
ワイヤロープ	素線切れ	目視により、素線の断線率を確認、記録する。		基準値以下であること。					○				○	
	径の減少	ノギスにより、ワイヤロープ径を計測、記録する。		基準値以下であること。						6ヶ月毎				1年毎
	変形・腐食・給油状態	目視、触診により、外観に異常が無いことを確認する。		キンク、部分的に籠状になったもの、著しい腐食が無いこと。給油不足が無いこと。	異常がある場合は、異常箇所を記録する。運転に支障がある場合は、運転を停止する。給油不足がある場合は、補給する。					6ヶ月毎				1年毎
リミットスイッチ	ロープソケット	目視により、外観に異常が無いことを確認する。		ロープソケット、ソケットピンに変形・腐食・脱落等の異常が無いこと。	異常がある場合は、異常箇所を記録する。運転に支障がある場合は、運転を停止する。					2年毎				2年毎
	外観の異常	スイッチ設置位置にズレがないことを、マーキングにて確認する。		外観に異常、位置ズレが無いこと。	異常がある場合は、異常箇所を記録する。					1ヶ月毎				1ヶ月毎
	作動状況	人為的にLSを作動(レバー操作等)させ、昇降台車が警報停止することを確認する。(検出部は調整済につき取扱注意)		LS検出時に、操作盤表示灯点灯(警報発報)し、昇降台車が停止すること。	異常がある場合は、異常箇所を記録する。					1年毎				2年毎

標準点検項目表

サブシステム名	(501) 深層曝気設備 揚水筒・係留装置 (502) 深層曝気設備 給気装置				設備区分 I				設備区分 II					
	装置区分	点検	点検内容	点検方法	良否判定方法	不具合時対応	待機系設備		常用系設備		待機系設備		常用系設備	
							日常点検 <small>(点検点検)</small>	定期点検	日常点検 <small>(運転時点検)</small>	定期点検	日常点検 <small>(点検点検)</small>	定期点検	日常点検 <small>(運転時点検)</small>	定期点検
【揚水筒・係留装置】														
装置全般	外觀の異常	目視により、運転に支障がある異常が発生していないことを確認する。	運転の支障となるような事象が無いこと。	異常を確認した場合は、その事象が設備の運用に影響を及ぼすものか判断し、影響がある場合は、異常箇所を特定する。										
揚水筒本体	たわみ・板厚減少	目視により、たわみや板厚減少につながる著しい腐食が無いことを確認する。また、循環水出入口に異常がないことを確認する。	たわみ・著しい腐食がないこと。循環水出入口に異常がないこと。	異常がある場合は、運転を停止し、異常箇所を記録する。				2年毎						4年毎
配管・管継手	漏れ・ゆるみ	運転時に配管及び管継手部から空気漏れが無いことを確認する。また、目視、触診等により、ゆるみがないことを確認する。	空気漏れ・ゆるみの無いこと。	異常がある場合は、運転を停止し、異常箇所を記録する。										
給気ホース・掛気ホース	損傷・変形・やぶれ	運転時に目視、触診等により、空気漏れが無いことを確認する。	著しい圧力低下が無いこと。水面上に気泡などが発生していないこと。	異常がある場合は、運転を停止し、異常箇所を記録する。										
固定用チェーン・シャックル	損傷・変形・磨耗	目視により、損傷・変形・異常磨耗・外れが無いことを確認する。	損傷・変形・異常磨耗・外れが無いこと。	異常がある場合は、運転を停止し、異常箇所を記録する。				2年毎						4年毎
ボルト・ナット	弛み・脱落	目視、触診、ハンマリングにより、ボルト・ナットに異常が無いことを確認する。	マーキングにズレが無いこと。損傷・変形・腐食・弛み・脱落が無いこと。	異常がある場合は、異常箇所を記録する。弛みがある場合は、増締めを行う。また、増締め後にマーキングする。										4年毎
【給気装置】														
空気圧縮機	作動不良	運転時に圧縮給気機能に異常が無いことを確認する。また、目視、触診、触診により、異常振動・異音・過熱・潤滑油の著しい減少等が無いことを確認する。	運転の支障となるような事象、操作盤等の状態表示灯、故障表示灯、異常振動・異音・過熱・潤滑油の著しい減少等が無いこと。	異常がある場合は、運転を停止し、異常箇所を記録する。										
配管・管継手	漏れ・ゆるみ	運転時に配管及び管継手部から空気漏れが無いことを確認する。また、目視、触診等により、ゆるみがないことを確認する。	空気漏れ・ゆるみの無いこと。	異常がある場合は、運転を停止し、異常箇所を記録する。										
圧力タンク	蓄圧不良・漏れ	運転時に圧力が基準値であることを確認する。	圧力が基準値であれば良い。	異常がある場合は、運転を停止し、異常箇所を記録する。										
圧縮空気清浄器	作動不良	差圧計、オートドレントラップに異常が無いことを確認する。	異常が無いこと。	異常がある場合は、運転を停止し、異常箇所を記録する。										
油水分離装置	作動不良	油分と水分が分離処理されていることを確認する。	清水槽から清水が出ていること。油分処理槽のフィルター等に異常が無いこと。	異常がある場合は、運転を停止し、異常箇所を記録する。										
流量計	作動不良	流量表示値を確認する。	流量が基準値であれば良い。	異常がある場合は、運転を停止し、異常箇所を記録する。										
圧力計	作動不良	圧力表示値を確認する。	圧力が基準値であれば良い。	異常がある場合は、運転を停止し、異常箇所を記録する。										

標準点検項目表

サブシステム名	(503) 浅層循環設備 散気管・係留装置 (504) 浅層循環設備 給気装置				設備区分 I				設備区分 II				
	装置区分	点 検				待機系設備		常用系設備		待機系設備		常用系設備	
		点検内容	点 検 方 法	良否判定方法	不具合時対応	日常点検 <small>(点検点検)</small>	定期点検 <small>(運転時点検)</small>	日常点検 <small>(点検点検)</small>	定期点検 <small>(運転時点検)</small>	日常点検 <small>(点検点検)</small>	定期点検 <small>(運転時点検)</small>	日常点検 <small>(点検点検)</small>	定期点検 <small>(運転時点検)</small>
	【散気管・係留装置】												
装置全般	外観の異常	目視により、運転に支障がある異常が発生していないことを確認する。	運転の支障となるような事象が無いこと。	異常を確認した場合は、その事象が設備の運用に影響を及ぼすものか判断し、影響がある場合は、異常箇所を特定して記録する。			○				○		
フロート	損傷・変形	目視により、著しい損傷・変形が無いことを確認する。	著しい損傷・変形が無いこと。常時水中にあるフロートについては浮き上がっていないこと。	異常がある場合は、異常箇所を記録する。			○				○		
フロートワイヤ	素線切れ	目視により、素線の断線率を確認、記録する。	基準値以下であること。						2年毎			4年毎	
	径の減少	ノギスにより、ワイヤロープ径を計測、記録する。	基準値以下であること。						2年毎			4年毎	
	変形・腐食・給油状態	目視、触診により、外観に異常が無いことを確認する。	キック、部分的に籠状になったもの、著しい腐食が無いこと。給油不足が無いこと。	異常がある場合は、異常箇所を記録する。運転に支障がある場合は、運転を停止する。給油不足がある場合は、補給する。					2年毎			4年毎	
	ロープソケット	目視により、外観に異常が無いことを確認する。	ロープソケット、ソケットピンに変形・腐食・脱落等の異常が無いこと。	異常がある場合は、異常箇所を記録する。運転に支障がある場合は、運転を停止する。					2年毎			4年毎	
配管・管継手	漏れ・ゆるみ	運転時に配管及び管継手から空気漏れが無いことを確認する。また、目視、触診等により、ゆるみが無いことを確認する。	空気漏れ・ゆるみが無いこと。	異常がある場合は、運転を停止し、異常箇所を記録する。			○				○		
給気ホース	損傷・変形・やぶれ	運転時に目視、聴診等により、給気ホースから空気漏れが無いことを確認する。	著しい圧力低下が無いこと。ホース設置箇所付近で水面上に気泡などが発生していないこと。	異常がある場合は、運転を停止し、異常箇所を記録する。			○				○		
固定用チェーン・シャックル	損傷・変形・磨耗	目視により、変形・損傷・外れ・異常磨耗が無いことを確認する。	変形・損傷・外れ・異常磨耗が無いこと。	異常がある場合は、運転を停止し、異常箇所を記録する。			○				○		
散気管	損傷・変形・目詰まり	目視により、損傷・変形・目詰まり等が無いことを確認する。	損傷・変形が無いこと。散気ノズルに目詰まりが無いこと。	異常がある場合は、運転を停止し、異常箇所を記録する。					2年毎			4年毎	
ボルト・ナット	弛み・脱落	目視、触診、ハンマリングにより、ボルト・ナットに異常が無いことを確認する。	マーキングにズレが無いこと。損傷・変形・腐食・弛み・脱落が無いこと。	異常がある場合は、異常箇所を記録する。弛みがある場合は、増締めを行う。また、増締め後にマーキングする。					2年毎			4年毎	
	【給気装置】												
空気圧縮機	作動不良	運転時に圧縮給気機能に異常が無いことを確認する。また、目視、聴診、触診により、異常振動・異音・過熱・潤滑油の著しい減少等が無いことを確認する。	運転の支障となるような事象、操作盤等の状態表示灯、故障表示灯、異常振動・異音・過熱・潤滑油の著しい減少等が無いこと。	異常がある場合は、運転を停止し、異常箇所を記録する。			○				○		
配管・管継手	漏れ・ゆるみ	運転時に配管及び管継手から空気漏れが無いことを確認する。また、目視、触診等により、ゆるみが無いことを確認する。	空気漏れ・ゆるみの無いこと。	異常がある場合は、運転を停止し、異常箇所を記録する。			○				○		
圧力タンク	蓄圧不良・漏れ	運転時に圧力が基準値であることを確認する。	圧力が基準値であれば良い。	異常がある場合は、運転を停止し、異常箇所を記録する。			○				○		
圧縮空気清浄器	作動不良	差圧計、オートドレントラップに異常が無いことを確認する。	異常が無いこと。	異常がある場合は、運転を停止し、異常箇所を記録する。			○				○		
油水分離装置	作動不良	油分と水分が分離処理されていることを確認する。	清水槽から清水が出ていること。油分処理槽のフィルター等に異常が無いこと。	異常がある場合は、運転を停止し、異常箇所を記録する。			○				○		
流量計	作動不良	流量表示値を確認する。	流量が基準値であれば良い。	異常がある場合は、運転を停止し、異常箇所を記録する。			○				○		
圧力計	作動不良	圧力表示値を確認する。	圧力が基準値であれば良い。	異常がある場合は、運転を停止し、異常箇所を記録する。			○				○		

標準点検項目表

サブシステム名	(45) 揚水ポンプ設備 主ポンプ (渦巻ポンプ) (46) 揚排水ポンプ設備 主配管				設備区分 I		設備区分 II		
	点 検				待機系設備		常用系設備		
					日常点検	定期点検	日常点検	定期点検	
装置区分	点検内容	点検方法	良否判定方法	不具合時対応					
(注) (点検)									
【主ポンプ】									
設備全般	外観の異常	運転前に目視により、外観に異常、開閉に支障となる事象が無いことを確認する。	外観に異常が無いこと。運転に支障となる事象 (漏水・漏油・堆積物・流木等) が無いこと。	箇所、事象の程度を記録する。軽微な場合は、事象の除去を行う。	○	○	○	○	
インペラケーシング	振動・異音	運転時に目視、触診、聴診により、異常が無いことを確認する。	異常振動・異音が無いこと。	異常がある場合は、ポータブル振動計等にて振動を計測、記録する。運転に支障がある場合は、運転を停止する。	1ヶ月毎	○		2ヶ月毎	○
ライナリングインペラリング	破損・摩耗	【渦巻ポンプ】分解時に破損、摩耗がないことを確認する。計測により開閉を確認・記録する。	著しい摩耗が無いこと。開閉値が規定値内であること。	異常がある場合は、異常箇所を記録する。運転に支障がある場合は、運転を停止する。		○	5年毎		
主軸	振動・異音	運転時に目視、聴診により、異常振動・異音が無いことを確認する。	目異常振動・異音が無いこと。	異常がある場合は、ポータブル振動計等にて振動を計測、記録する。運転に支障がある場合は、運転を停止する。	1ヶ月毎	○		2ヶ月毎	○
	軸芯	芯出し真直度測定を実施する。	基準値以内であること。	基準値を逸脱した場合は、記録し調整を行う。			2年毎	4年毎	4年毎
	損傷・摩耗・腐食	運転時に目視により、異常が無いことを確認する。	損傷・摩耗・発錆・腐食が無いこと。	異常がある場合は、異常箇所を記録する。	1ヶ月毎	○		2ヶ月毎	○
軸スリーブ	摩耗・弛み	運転時にスタフリングボックスからの滴下量及びグランドパッキンの締込量からスリーブの摩耗状態を推察する。	運転時にスタフリングボックスからの異常な漏水がないこと。グランドパッキンの締込代があること。	スリーブの異常摩耗が生じている場合、運転を停止して原因を究明する。漏水量が多い場合やグランドパッキンの締込代が無い場合は、グランドパッキンを交換する。	1ヶ月毎	○		2ヶ月毎	○
軸継手	振動・異音	運転時に目視、触診、聴診により、異常が無いことを確認する。	異常振動、異音が無いこと。	異常がある場合は、記録する。	1年毎	○		2年毎	○
軸継手	損傷	【たわみ軸継手】カップリングボルト及びブッシュを点検し、弛み・亀裂・ゴムの劣化の有無を確認する。	損傷・摩耗が無いこと及びブッシュの硬化・摩耗が無いこと。	異常がある場合は、異常箇所を記録する。弛みが生じていれば、増し締めする。	1年毎		1年毎	2年毎	2年毎
		【ギョカップリング】カバーを開放し、歯面の異常摩耗・損傷の有無を確認する。	損傷・摩耗が無いこと。	異常がある場合は、記録する。	1年毎		1年毎	2年毎	2年毎
軸受 (主ポンプ・7ボイラー)	過熱	運転時に本体表面を触診、又は非接触式温度計等により、異常過熱が無いことを確認する。	基準値以下であること。	基準値を超える場合は、運転を停止し、記録する。過熱の原因となる事象が無いことを確認する。	1ヶ月毎	○		2ヶ月毎	○
	振動・異音	運転時に目視、聴診により、異常振動・異音が無いことを確認する。	異常振動、異音が無いこと。	異常がある場合は、記録する。	1ヶ月毎	○		2ヶ月毎	○
	油質	【オイル使用の場合】目視により、正常な油質であることを確認する。	【オイル使用の場合】濁り・乳化・悪臭・水分等が無いこと。	異常がある場合は、記録する。	1年毎		1年毎	2年毎	2年毎
	油量	目視により、油漏れが無いことを確認する。また、油面計にて正常な油量であることを確認する。	油漏れが無いこと。また、規定量があること。	油漏れがある場合は、漏油対策を実施し記録する。規定量が無い場合は、記録し補給する。	1ヶ月毎	○		2ヶ月毎	○
軸受 (オイルリング)	変形・破損	運転時に点検窓から目視により、オイルリングの円滑な回転を確認する。	円滑に回転していること。	異常がある場合は、異常箇所を記録する。運転に支障がある場合は、運転を停止する。	1ヶ月毎	○		2ヶ月毎	○
軸受 (冷却管水分混入)	油質	目視により、正常な油質であることを確認する。	濁り・乳化・悪臭・水分等が無いこと。	異常がある場合は、記録する。	1ヶ月毎	○		2ヶ月毎	○
グランドパッキン	温度	運転時にグランド部を触診もしくは計測し異常過熱が無いことを確認する。	異常な温度上昇が無いこと。	異常がある場合は、異常箇所を記録する。	1ヶ月毎	○		2ヶ月毎	○
	軸封水	運転時に適正な漏洩量の封水があることを確認する。	適正な漏洩量であること。	異常がある場合は、異常箇所を記録する。必要に応じて封水量の調整を行う。	1ヶ月毎	○		2ヶ月毎	○
無給水軸封装置	温度	運転時に軸封装置部を触診、又は非接触式温度計等により、異常過熱が無いことを確認する。	基準値以下であること。	基準値を超える場合は、運転を停止し記録する。	1ヶ月毎	○		2ヶ月毎	○
	漏水	運転時に漏水量が正常範囲であることを確認する。	異常な漏れが無いこと。	異常がある場合は、記録する。	1ヶ月毎	○		2ヶ月毎	○
フライホイール	振動	運転時に目視、聴診により、異常が無いことを確認する。	異常な振動が無いこと。	異常がある場合は、異常箇所を記録する。運転に支障がある場合は、運転を停止する。	1ヶ月毎	○		2ヶ月毎	○
	破損	停止時に目視により、破損が無いことを確認する。	破損 (傷、ひび割れ) が無いこと。	異常がある場合は、異常箇所を記録する。運転に支障がある場合は、運転を停止する。	2年毎		2年毎	4年毎	4年毎
警報接点付温度計	作動状況	模倣的に接点を動作させ正常に作動することを確認する。	正常に作動すること。	異常がある場合は、記録する。	1ヶ月毎		1ヶ月毎	2ヶ月毎	2ヶ月毎
圧力スイッチ	作動状況	管路運転又は模倣試験により、確実な作動を確認する。	設定圧力で作動すること。	異常がある場合は、記録する。調整可能な場合は、調整を行う。	1ヶ月毎		1ヶ月毎	2ヶ月毎	2ヶ月毎
満水検知器	作動状況	主ポンプ内に充水又は放水し、満水又は落水が正常に検知することを確認する。	正常に検知すること。	異常がある場合は、記録する。	1ヶ月毎	○		2ヶ月毎	○
	漏洩	運転時に目視により漏水の有無を確認する。	漏水が無いこと。	異常がある場合は、異常箇所を記録する。	1ヶ月毎	○		2ヶ月毎	○
フロースイッチ	作動状況	運転時に正常な作動を確認する。	正常に作動すること。フローサイト付きのものは、フラップの動きとあわせて、スイッチの作動を確認する。	異常がある場合は、記録する。	1ヶ月毎	○		2ヶ月毎	○
水位計	作動状況	実際の水位に対して水位計指示が正しいことを確認する。	他の水位計 (量水標等) と比較し、誤差が無いこと。	誤差があれば、記録する。誤差を校正する。	1ヶ月毎	○		2ヶ月毎	○
【水中モーターの場合】									
ポンプ部	振動・異音	運転時に異常振動・異音が無いことを確認する。	異常振動・異音が無いこと。	運転を停止し、原因の特定を行う。異常振動・異音については発生源と原因を特定する。異常振動・異音の影響を確認する。目視による揺れ、触診による振動、聴診による音に異常が無いこと。設置当初や正常時の振動値や許容振動値から異常を判断する。	1ヶ月毎	○		2ヶ月毎	○
	作動状況	吐出状況および吐出圧力計を目視により確認する。	正常な吐出状況および吐出圧力であること。	振動や脈動などの異常が確認された場合は、ポンプを引き上げて点検を実施する。	1ヶ月毎	○		2ヶ月毎	○
電動機	絶縁抵抗	絶縁抵抗計により、計測、記録する。	基準値以上であること。	異常がある場合は、電動機と配線をそれぞれ計測、記録する。	1年毎		1年毎	1年毎	1年毎
	接地抵抗	接地抵抗計により、計測、記録する。	基準値以下であること。		1年毎		1年毎	1年毎	1年毎
	電流値	運転時に操作盤電流計及びクランプメータにて、電流値を計測、記録する。	定格値以下であること。通常の電流値に比べて大幅な変動が無いこと。また、操作盤電流計及びクランプメータの計測値に大幅な差異が無いこと。	定格値を超える場合は、運転を停止する。過負荷の原因となる事象が無いことを確認する。	1ヶ月毎	○		2ヶ月毎	○
【主配管】									
設備全般	外観の異常	運転前に目視により、外観に異常、開閉に支障となる事象が無いことを確認する。	外観に異常が無いこと。運転に支障となる事象 (漏水・漏油・堆積物・流木等) が無いこと。	箇所、事象の程度を記録する。軽微な場合は、事象の除去を行う。	○			○	
吸込管	継手部の漏水	目視により溶接線上、パッキンから漏水が無いことを確認する。	漏水が無いこと。	異常がある場合は、記録する。	1ヶ月毎	○		2ヶ月毎	○
	板厚減少	目視により板厚減少が無いことを確認する。	板厚減少が無いこと。	板厚減少がある場合は、異常箇所を記録する。	5年毎		5年毎	5年毎	5年毎
吐出管	継手部の漏水	目視により、継手部からの漏水が無いことを確認する。	漏水が無いこと。	漏水がある場合は、異常箇所を記録する。	1ヶ月毎	○		2ヶ月毎	○
	板厚減少	目視により、板厚減少が無いことを確認する。	板厚減少が無いこと。	板厚減少がある場合は、異常箇所を記録する。	5年毎		5年毎	5年毎	5年毎

標準点検項目表

サブシステム名	(47) 揚排水ポンプ設備 吸込・吐出弁		(48) 揚排水ポンプ設備 逆止弁		(49) 揚水ポンプ設備 主電動機		設備区分 I		設備区分 II		
	点 検						待機系設備		常用系設備		
	装置区分	点検内容	点 検 方 法	良否判定方法	不具合時対応	日常点検	定期点検	日常点検	定期点検	日常点検	定期点検
						(定検日数)	(定検日数)	(定検日数)	(定検日数)	(定検日数)	(定検日数)
【吸込・吐出弁】											
装置全般	外観の異常	目視により、運転に支障のある異常がないことを確認する。	構造物、配管、弁本体に、破損、変形、漏油、漏水がないこと。弁開度が正常の位置にあること。バルブ塗膜剥離、ボルトの弛みがないこと。	運転に支障のある障害物が無いこと。	運転に支障のある障害物は撤去する。異常な汚れや漏水の状況を確認し、発生源を特定し記録する。	○		○		○	○
吸込・吐出弁本体	振動・異音	運転時に目視、触診、聴診により、異常振動がないことを確認する。		異常振動がないこと。	異常がある場合は、異常箇所を記録する。	1年毎	○			1年毎	○
水密部（金属水密、ゴム水密）	漏洩	停止・全開時に直接聴診により、漏水がないことを確認する。		異常な漏水がないこと。	漏水がある場合は、異常箇所を記録する。	1年毎		1年毎		1年毎	1年毎
開閉機構（減速機、スピンドル）	作動状況	運転時に、目視・触診・聴診により正常な動作を確認する。		異常振動・異音がないこと。	異常がある場合は、記録する。	1ヶ月毎	○			2ヶ月毎	○
	外観の異常	運転前に目視により、外観に異常、運転に支障となる事象がないことを確認する。		開閉に支障となる事象（破損・変形・漏油・異物等）がないこと。	異常がある場合は、異常箇所を記録する。軽度な場合は、事象の除去を行う。	1ヶ月毎	○			2ヶ月毎	○
開閉装置（電動式の場合）	作動状況	運転時に、目視・触診・聴診により正常な動作を確認する。		異常振動・異音がないこと。	異常がある場合は、記録する。	1ヶ月毎	○			2ヶ月毎	○
	外観の異常	運転前に目視により、外観に異常、運転に支障となる事象がないことを確認する。		開閉に支障となる事象（破損・変形・漏油・異物等）がないこと。	異常がある場合は、異常箇所を記録する。軽度な場合は、事象の除去を行う。	1ヶ月毎	○			2ヶ月毎	○
	電流値	運転時に操作盤電流計及びクランプメータにて、電流値を計測、記録する。		定格値以下であること。通常の電流値に比べて大幅な変動が無いこと。また、操作盤電流計及びクランプメータの計測値に大幅な差異が無いこと。	定格値を超える場合は、運転を停止する。過負荷の原因となる事象が無いか確認する。	1ヶ月毎	○			2ヶ月毎	○
	絶縁抵抗	絶縁抵抗計により、計測、記録する。		基準値以上であること。	異常がある場合は、電動機と配線をそれぞれ計測、記録する。	1年毎		1年毎		1年毎	1年毎
	接地抵抗	接地抵抗計により、計測、記録する。		基準値以下であること。		1年毎		1年毎		1年毎	1年毎
（開度計）	作動状況	運転時に開度計を確認し、異常の無いことを確認する。		全運転範囲において異常の無いこと。全開時、ゼロ指針であること。	異常がある場合は、異常箇所を記録する。	1ヶ月毎	○			2ヶ月毎	○
（手動ハンドル）	作動状況	正常にバルブ開閉が行えることを確認する。		スムーズにバルブ開閉すること。	異常がある場合は、異常箇所を記録する。	1ヶ月毎	○			2ヶ月毎	○
開閉装置（手動式の場合）	作動状況	運転時に、目視・触診・聴診により正常な動作を確認する。		異常振動・異音がないこと。	異常がある場合は、記録する。	1ヶ月毎	○			2ヶ月毎	○
	外観の異常	運転前に目視により、外観に異常、運転に支障となる事象がないことを確認する。		開閉に支障となる事象（破損・変形・漏油・異物等）がないこと。	異常がある場合は、異常箇所を記録する。軽度な場合は、事象の除去を行う。	1ヶ月毎	○			2ヶ月毎	○
開閉装置（油圧式の場合）	作動状況	運転時に、目視・触診・聴診により正常な動作を確認する。		異常振動・異音がないこと。	異常がある場合は、記録する。	1ヶ月毎	○			2ヶ月毎	○
	外観の異常	運転前に目視により、外観に異常、運転に支障となる事象がないことを確認する。		開閉に支障となる事象（破損・変形・漏油・異物等）がないこと。	異常がある場合は、異常箇所を記録する。軽度な場合は、事象の除去を行う。	1ヶ月毎	○			2ヶ月毎	○
	急閉動作	正常な動作を確認する。		異常・振動・漏油等がないこと。	異常がある場合は、記録する。	1年毎	○			1年毎	○
【逆止弁】											
装置全般	外観の異常	目視により、運転に支障のある異常がないことを確認する。	構造物、配管、弁本体に、破損、変形、漏油、漏水がないこと。	異常がある場合は、記録する。		1ヶ月毎	○			2ヶ月毎	○
逆止弁本体	振動	運転時に目視、触診、聴診により振動がないことを確認する。		異常振動がないこと。	異常がある場合は、異常箇所を記録する。	1ヶ月毎	○			2ヶ月毎	○
	作動状況（緩閉装置）	ダッシュボット等が正常に作動することを確認する。ダッシュボット潤滑油の過不足がないことを確認する。		ダッシュボット等が正常に作動すること。ダッシュボット潤滑油に異常がないこと。	異常がある場合は、異常箇所を記録する。可能であれば、油量の調整を行う。	1ヶ月毎	○			2ヶ月毎	○
【フート弁】											
フート弁本体	作動状況	運転停止後、吸込管の満水が維持されていることを確認する。強制開レバーが正常に作動することを確認する。		運転停止後、吸込管の満水が維持されていること。強制開レバーが正常に作動すること。	異常がある場合は、記録する。	1ヶ月毎	○			2ヶ月毎	○
【主電動機】											
装置全般	外観の異常	目視により、運転に支障のある異常がないことを確認する。	構造物、配管、弁本体に、破損、変形、漏油、漏水（水冷の場合）がないこと。	運転に支障のある障害物が無いこと。異常な汚れや揚げた痕跡がないこと。構造物、本体、継手、電線に、破損、変形、漏油、漏水（水冷の場合）がないこと。	運転に支障のある障害物は撤去する。異常な汚れ、揚げた痕跡がある場合は、運転を中止して状況を確認し、発生源を特定し記録する。異常を確認した場合は、その事象が運転に影響を及ぼすものか判断し、影響がある場合は、異常箇所を詳細に点検し、確認する。	○		○		○	○
電動機	電流値	運転時に操作盤電流計及びクランプメータにて、電流値を計測、記録する。		定格値以下であること。通常の電流値に比べて大幅な変動が無いこと。また、操作盤電流計及びクランプメータの計測値に大幅な差異が無いこと。	定格値を超える場合は、運転を停止する。過負荷の原因となる事象が無いか確認する。	1ヶ月毎	○			2ヶ月毎	○
	電圧値	運転時に操作盤電圧計及びテスタにて、電圧値を計測、記録する。		定格値±10%以内であること。また、操作盤電圧計及びテスタの計測値に大幅な差異が無いこと。	定格値±10%を超える場合は、運転を停止する。	1ヶ月毎	○			2ヶ月毎	○
	過熱	運転時に本体表面を触診、又は非接触式温度計等により、異常過熱がないことを確認する。		基準値以下であること。	基準値を超える場合は、運転を停止し記録する。過熱の原因となる事象が無いか確認する。	1ヶ月毎	○			2ヶ月毎	○
	振動・異音	運転時に目視、聴診により、異常振動・異音がないことを確認する。		異常振動・異音がないこと。	異常がある場合は、ポータブル振動計等にて振動を計測、記録する。運転に支障がある場合は、運転を停止する。	1ヶ月毎	○			2ヶ月毎	○
	絶縁抵抗	絶縁抵抗計により、計測、記録する。		基準値以上であること。	異常がある場合は、電動機と配線をそれぞれ計測、記録する。	1年毎		1年毎		1年毎	1年毎
	接地抵抗	接地抵抗計により、計測、記録する。		基準値以下であること。		1年毎		1年毎		1年毎	1年毎
軸受	過熱	運転時に本体表面を触診、又は非接触式温度計等により、異常過熱がないことを確認する。		基準値以下であること。	基準値を超える場合は、運転を停止し、記録する。過熱の原因となる事象が無いか確認する。	1ヶ月毎	○			2ヶ月毎	○
	振動・異音	運転時に目視、聴診により、異常振動・異音がないことを確認する。		異常振動・異音がないこと。	異常がある場合は、ポータブル振動計等にて振動を計測、記録する。運転に支障がある場合は、運転を停止する。	1ヶ月毎	○			2ヶ月毎	○
	潤滑油	運転時に目視により潤滑油の過不足・汚濁・変色がないことを確認する。		潤滑油の過不足・汚濁・変色がないこと。油量が規定範囲にあること。	異常がある場合は、記録する。	1ヶ月毎	○			2ヶ月毎	○
	冷却水量	運転時に目視により、冷却水が正常に供給されていることを確認する。		異常がないこと。	異常がある場合は、異常箇所を記録する。運転に支障がある場合は、運転を停止する。	1ヶ月毎	○			2ヶ月毎	○
ブラシ・スリップリング	作動状況	運転時に正常な通電および回転動作を確認する。		正常な通電および回転動作であること。掃動部におけるスパークの有無、運転電流値の振れがないこと。	異常がある場合は、異常箇所を記録する。	1ヶ月毎	○			2ヶ月毎	○
	作動状況	停止を確認し、目視によりブラシ、スリップリングに異常がないことを確認する。		目視によりブラシ、スリップリングに異常な磨耗、損傷がないこと。	ブラシダストが大量にあれば、清掃する。ブラシの長さが次回点検までの運転時間に規定値下回ると予測される場合、取替を行う。次回点検時と比較出来る様に、計測および発生箇所を写真等に記録する。	1ヶ月毎	○			2ヶ月毎	○
	異常摩耗	ブラシ全数の寸法及び接触圧力を計測し、記録する。		基準値以内であること。	異常がある場合は、調整する。	1年毎		1年毎		1年毎	1年毎

標準点検項目表

サブシステム名	(50) 揚水ポンプ設備 始動・制御用抵抗器 (液体抵抗器・金属抵抗器)				設備区分 I		設備区分 II	
	点 検				待機系設備		常用系設備	
					日常点検	定期点検	日常点検	定期点検
装置区分	点検内容	点 検 方 法	良否判定方法	不具合時対応	(日常点検)	(定期点検)	(日常点検)	(定期点検)
【液体抵抗器】								
装置全般	外観の異常	目視により、電解液の残量及び運転に支障のある異常が発生していないか確認する。	電解液の残量が規定値内であること。可動部に運転の支障となるものが無いこと。	異常がある場合は、異常箇所を記録する。冷却水の量が規定値から外れている場合は、水量の調節を行う。軽微な場合は、異常の原因を除去する。	○		○	○
抵抗器本体	漏洩	目視により冷却水、電解液の漏洩が無いことを確認する。	漏洩が無いこと。	異常がある場合は、異常箇所を記録する。	1ヶ月毎	○		2ヶ月毎
電極部	電極間隙	電極間の間隙を測定する。	電極間隙の間隙が規程値内であること。	異常がある場合は、異常箇所を記録する。電極間隙の間隙を調整する。	2年毎		2年毎	4年毎
電極部	抵抗値不良	溶液濃度、ノッチ別抵抗値を測定する。	規程値内であること。	異常がある場合は、異常箇所を記録する。電解液濃度の調整を行う。	1年毎		1年毎	1年毎
端子	汚損・破損	目視により絶縁不良に繋がるような異常が無いことを確認する。	汚れや割れなどの異常が無いこと。	損傷等が確認された場合は、その事象が運転に影響を及ぼすものか判断し、影響がある場合は、異常箇所を記録する。軽微な場合は、異常の原因を除去する。	1ヶ月毎	○		2ヶ月毎
電動操作装置	振動・異音	運転時に目視、聴診により、異常振動・異音が無いことを確認する。	異常振動・異音が無いこと。	異常がある場合は、異常箇所を記録する。	2年毎	○		4年毎
	電流値	運転時に操作盤電流計及びクランプメータにて、電流値を計測、記録する。	入力信号と操作量の関係が正常で且つフルストロークの運転が支障なく行えること。	定格値を超える場合は、運転を停止する。過負荷の原因となる事象が無いことを確認する。	1ヶ月毎	○		2ヶ月毎
	絶縁抵抗	絶縁抵抗計により、計測、記録する。	基準値以上であること。	異常がある場合は、装置と配線をそれぞれ計測、記録する。	1年毎		1年毎	1年毎
	作動状況	運転時に正常な作動を確認する。模擬動作試験によりフルストロークの運転を確認する。	正常に作動すること。	異常がある場合は、記録する。	1ヶ月毎	○		2ヶ月毎
温度スイッチ	作動状況	管理運転又は模擬試験により、正常な動作を確認する。	設定値で作動すること。	異常がある場合は、記録する。	1年毎		1年毎	1年毎
歯車開閉器 (制限開閉器)	作動状況	運転時に目視・触診・聴診し振動、異音が無いことを確認する。	異常振動・異音が無いこと。	異常がある場合は、記録する。	2年毎	○		4年毎
浮動開閉器 (液面スイッチ)	作動状況	運転時に正常な作動を確認する。模擬試験により、スイッチが正常に作動することを確認する。	正常に作動すること。スイッチが正常に作動し警告・表示等に異常が無いこと。	異常がある場合は、異常箇所を記録する。	2年毎	○		4年毎
電解液	性状	測定により (濃度、比重、汚濁等) を確認する。	異常が無いこと。	異常がある場合は、記録する。	2年毎		2年毎	4年毎
電解液クーラ	冷却状況	運転時に冷却水量を確認、記録する。また、電解液及び冷却水の出入口温度を確認・記録する。	水量、温度に異常が無いこと。	異常がある場合は、記録する。	1ヶ月毎	○		2ヶ月毎
	損傷・漏洩	分解・内部清掃を行い、損傷・劣化の有無を確認する。	損傷・劣化が無いこと。	異常がある場合は、記録する。	2年毎		2年毎	4年毎
循環ポンプ	作動状況	運転時に目視、聴診により、異常振動・異音が無いことを確認する。	異常振動・異音が無いこと。	異常がある場合は、ポータブル振動計等にて振動を計測、記録する。運転に支障がある場合は、運転を停止する。	1ヶ月毎	○		2ヶ月毎
	電流値	運転時に操作盤電流計及びクランプメータにて、電流値を計測、記録する。	定格値以下であること。通常の電流値に比べて大幅な変動が無いこと。また、操作盤電流計及びクランプメータの計測値に大幅な差異が無いこと。	定格値を超える場合は、運転を停止する。過負荷の原因となる事象が無いことを確認する。	1ヶ月毎	○		2ヶ月毎
	電圧値	運転時に操作盤電圧計にて、電圧値を計測、記録する。	定格値±10%以内であること。	定格値±10%を超える場合は、運転を停止する。	1ヶ月毎	○		2ヶ月毎
【金属抵抗器】								
装置全般	外観の異常	目視により、運転に支障のある異常が発生していないか確認する。	外観に異常が無いこと。	異常がある場合は、異常箇所を記録する。	○		○	○
抵抗器本体	損傷	目視により損傷の有無、電流を確認する。運転時に正常に作動することを確認する。	異常が無いこと。正常に作動すること。	異常がある場合は、異常箇所を記録する。	1ヶ月毎	○		2ヶ月毎
	絶縁抵抗	絶縁抵抗計により、計測、記録する。	基準値以上であること。	異常がある場合は、装置と配線をそれぞれ計測、記録する。	1年毎		1年毎	1年毎
電動カム形制御器	作動状況	運転時に正常な作動を確認する。	正常に作動すること。	異常がある場合は、異常箇所を記録する。	1ヶ月毎	○		2ヶ月毎
	手動操作	手動操作が正常に作動することを確認する。	正常に作動すること。	異常がある場合は、異常箇所を記録する。	1ヶ月毎	○		2ヶ月毎
	給油状況	各部の給油状態・減速機油脂量が正常であることを確認する。	正常であること。	異常がある場合は、異常箇所を記録する。	1ヶ月毎	○		2ヶ月毎
	電流値	運転時に操作盤電流計及びクランプメータにて、電流値を計測、記録する。	定格値以下であること。通常の電流値に比べて大幅な変動が無いこと。また、操作盤電流計及びクランプメータの計測値に大幅な差異が無いこと。	定格値を超える場合は、運転を停止する。過負荷の原因となる事象が無いことを確認する。	1ヶ月毎	○		2ヶ月毎
	電圧値	運転時に操作盤電圧計及びピスタにて、電圧値を計測、記録する。	定格値±10%以内であること。また、操作盤電圧計及びピスタの計測値に大幅な差異が無いこと。	定格値±10%を超える場合は、運転を停止する。	1ヶ月毎	○		2ヶ月毎
	絶縁抵抗	絶縁抵抗計により、計測、記録する。	基準値以上であること。	異常がある場合は、装置と配線をそれぞれ計測、記録する。	1年毎		1年毎	1年毎
	主接点の溶着	カバーを開放し、目視により主接点の荒れ・溶着の有無等を確認する。	主接点に荒れ・溶着が無いこと。	異常がある場合は、異常箇所を記録する。	1年毎		1年毎	1年毎

標準点検項目表

サブシステム名	(51) 揚水ポンプ設備 給水・冷却水系統				設備区分Ⅰ		設備区分Ⅱ	
	点検				待機系設備		待機系設備	
					日常点検	定期点検	日常点検	定期点検
装置区分	点検内容	点検方法	良否判定方法	不具合時対応	(日常点検)	(定期点検)	(日常点検)	(定期点検)
点検内容					点検方法	良否判定方法	不具合時対応	
【各種ポンプ・電動機】								
装置全般	外観の異常	運転に支障のある障害物が無いこと、異常な汚れや漏水・漏油の痕跡が無いことを確認する。次の点検時に状況がわかりやすくなるよう、また、汚れの下の異常を見逃さないよう清掃を行い、汚れは取り除いておく。表示灯の状況を確認する。	可動部に運転の支障となるような事象、故障表示灯、漏油などが無いこと。	異常がある場合は、異常箇所を記録する。	○	○	○	○
		圧力	運転時に、圧力計により必要圧力が確立していることを確認する。	適正範囲ないの圧力であること。	異常がある場合は、記録する。	1ヶ月毎	○	2ヶ月毎
ポンプ・電動機	作動状況（音・振動・温度）	運転時に目視・聴診・触診し異常振動、異音、異常過熱等が無いことを確認する。	異常振動・異音・過熱が無いこと。	振動や脈動などの回転不良が確認された場合は、ポンプを停止して点検を実施する。運転を停止し、原因箇所を特定し記録する。	1ヶ月毎	○	2ヶ月毎	○
	作動状況（回転）	運転時に回転不良が無いことを確認する。停止時に手回しにて回転することを確認する。	回転不良が無いこと。停止時に手回しにて回転が可能であること。	異常がある場合は、異常箇所を記録する。運転に支障がある場合は、運転を停止する。	1ヶ月毎	○	2ヶ月毎	○
	電流値	運転時に操作盤電流計及びクランプメータにて、電流値を計測、記録する。	定格値以下であること。通常の電流値に比べて大幅な変動が無いこと。また、操作盤電流計及びクランプメータの計測値に大幅な差異が無いこと。	定格値を超える場合は、運転を停止する。過負荷の原因となる事象が無いか確認する。	1ヶ月毎	○	2ヶ月毎	○
	電圧値	運転時に操作盤電圧計及びテスタにて、電圧値を計測、記録する。	定格値±10%以内であること。また、操作盤電圧計及びテスタの計測値に大幅な差異が無いこと。	定格値±10%を超える場合は、運転を停止する。	1ヶ月毎	○	2ヶ月毎	○
	絶縁抵抗	絶縁抵抗計により、計測、記録する。	基準値以上であること。	異常がある場合は、電動機と配線をそれぞれ計測、記録する。	1年毎		1年毎	1年毎
（軸封部）	軸封水	運転時に適正な漏洩量の封水があることを確認する。	適正な漏水量であること。	異常がある場合は、異常箇所を記録する。必要に応じて封水量の調整を行う。	1ヶ月毎	○	2ヶ月毎	○
（軸継手）	振動・異音・損傷	運転時に軸、軸継手、軸受部を目視・聴診し、異常振動、異音が無いことを確認する。	異常振動・異音が無いこと。	異常がある場合は、異常箇所を記録する。	1年毎	○	2年毎	○
【濾過装置】								
オートストレーナ	作動状況	運転時に振動や脈動などの回転不良が無い確認する。	振動や脈動などの回転不良、濾過異常が無いこと。	異常がある場合は、異常箇所を記録する。運転に支障がある場合は、運転を停止する。	1ヶ月毎	○	2ヶ月毎	○
	作動状況	運転時の電流値を測定・記録する。	運転時の電流値を測定し過去記録と比較して大きな変化が無いこと。	異常がある場合は、異常箇所を記録する。運転に支障がある場合は、運転を停止する。	1ヶ月毎	○	2ヶ月毎	○
	逆洗	逆洗弁の操作によりフィルターが洗浄されている事を確認する。	フィルターが洗浄されていること。	異常がある場合は、異常箇所を記録する。	1ヶ月毎	○	2ヶ月毎	○
	絶縁抵抗	絶縁抵抗計により、計測、記録する。	基準値以上であること。	異常がある場合は、装置と配線をそれぞれ計測、記録する。	1年毎		1年毎	1年毎
【各種配管】								
配管	漏洩	運転時に、目視、聴診等により、漏水が無いことを確認する。	漏洩が無いこと。	異常がある場合は、異常箇所を記録する。	1年毎	○	1年毎	○
【冷却装置】								
クーリングタワー	作動状況	運転時にファンの動作、冷却水の循環が適切に行われているか、異音・振動、ゴミ等の詰まり、通水量に異常が確認する。	ファンの動作、冷却水の循環が適切に行われて異音・振動、ゴミ等の詰まりが無いこと。	異常がある場合は、異常箇所を記録する。運転に支障がある場合は、運転を停止する。	1ヶ月毎	○	2ヶ月毎	○
管内クーラ	漏洩・詰り	管理運転を実施し、圧力値が正常範囲にあること、冷却器入口温度と出口温度を比較して確実に冷却されていることを確認する。	正常に機能すること。	異常がある場合は、記録する。	1ヶ月毎	○	2ヶ月毎	○
ラジエータ	外観・漏洩	目視により腐食・損傷・漏れが無いことを確認する。	腐食・損傷・漏れが無いこと。	異常がある場合は、記録する。	1ヶ月毎	○	2ヶ月毎	○

標準点検項目表

サブシステム名	(52) 揚水ポンプ設備 満水系統				設備区分 I		設備区分 II	
	点 検				待機系設備		常用系設備	
					日常点検	定期点検	日常点検	定期点検
装置区分	点検内容	点 検 方 法	良否判定方法	不具合時対応	(注視点検)	(運転時点検)	(注視点検)	(運転時点検)
【満水系統】								
装置全般	外観の異常	満水を起動条件としている場合は、満水条件を確保出来るか確認する。目視により、可動部に運転の支障となるような事象、故障表示灯、漏水などが無いことを確認する。	満水条件を確保、可動部に運転の支障となるような事象、故障表示灯、漏水などが無いこと。	異常がある場合は、異常箇所を記録する。運転に支障がある場合は、運転を停止する。	1ヶ月毎	○	2ヶ月毎	○
補水槽	作動状況	自動給水弁を動かして、補給・止水の状況を確認する。補水槽に漏水が無いことを確認する。	正常に作動し、ガツキなどの異常が無いこと。漏水等が無いこと。	異常がある場合は、異常箇所を記録する。	1ヶ月毎	○	2ヶ月毎	○
【真空ポンプ】								
真空ポンプ電動機	作動状況	運転時に目視、聴診により、異常振動・異音が無いことを確認する。満水完了時間を計測する。	異常振動・異音が無いこと。設計満水時間で満水完了となる。	異常がある場合は、ポータブル振動計等にて振動を計測、記録する。運転に支障がある場合は、運転を停止する。設計満水時間から大きく離れる場合は、記録する。	1ヶ月毎	○	2ヶ月毎	○
	電流値	運転時に操作盤電流計及びクランプメータにて、電流値を計測、記録する。	定格値以下であること。通常の電流値に比べて大幅な変動が無いこと。また、操作盤電流計及びクランプメータの計測値に大幅な差異が無いこと。	定格値を超える場合は、運転を停止する。過負荷の原因となる事象が無いことを確認する。	1ヶ月毎	○	2ヶ月毎	○
	電圧値	運転時に操作盤電圧計及びテストにて、電圧値を計測、記録する。	定格値±10%以内であること。た、操作盤電圧計及びテストの計測値に大幅な差異が無いこと。	定格値±10%を超える場合は、運転を停止する。	1ヶ月毎	○	2ヶ月毎	○
	圧力	運転時に圧力計により真空度を確認・記録する。	基準真空度があること。	異常がある場合は、記録する。	1ヶ月毎	○	2ヶ月毎	○
	接地抵抗	接地抵抗計により測定、記録する。	基準値以下であること。		1年毎	1年毎	1年毎	1年毎
軸継手	振動・異音	運転時に目視、触診、聴診により、異常が無いことを確認する。	異常振動・異音が無いこと。	異常がある場合は、記録する。	1年毎	○	2年毎	○
【配管】								
配管	漏洩	運転時に、目視、触診、聴診等により、漏水が無いことを確認する。	漏洩が無いこと。	異常がある場合は、異常箇所を記録する。	1年毎	○	2年毎	○
【満水検知器】								
満水検知器	作動状況	主ポンプ内を充水又は放水し、満水又は落水が正常に検知することを確認する。	正常に検知すること。	異常がある場合は、記録する。	1ヶ月毎	○	2ヶ月毎	○
	漏洩	運転時に目視により漏水の有無を確認する。	漏水が無いこと。	異常がある場合は、異常箇所を記録する。	1ヶ月毎	○	2ヶ月毎	○

標準点検項目表

サブシステム名	(53) 揚排水ポンプ設備 制御用配電盤		(54) 揚排水ポンプ設備 機場集中操作盤		設備区分 I		設備区分 II		
	点 検				待機系設備	常系設備	待機系設備	常系設備	
	装置区分	点検内容	点 検 方 法	良否判定方法	不具合時対応	日常点検	定期点検	日常点検	定期点検
						(注視点検)	(運転時点検)	(注視点検)	(運転時点検)
【制御用配電盤】									
装置全般	外観の異常	目視により、可動部に運転の支障となるような事象、操作盤等の状態表示灯、故障表示灯などが無いことを確認し、異常が無いことを確認する。操作盤内へ小動物、昆虫等の侵入が無いことを確認する。	可動部に運転の支障となるような事象、操作盤等の状態表示灯、故障表示灯が無いこと。小動物、昆虫等の侵入が無いこと。	異常がある場合は、異常箇所を記録する。運転に支障がある場合は、運転を停止する。	○		○		○
盤外装	接地抵抗	接地抵抗計により、計測、記録する。	基準値以下であること。			1年毎		1年毎	1年毎
押ボタン	作動状況	各ボタン操作により所定の動作が正常に行われるか確認する。	正常に動作すること。	異常がある場合は、記録する。		1ヶ月毎	○		2ヶ月毎
切替スイッチ	作動状況	各切替スイッチ操作により所定の動作が正常に行われるか確認する。	正常に動作すること。	異常がある場合は、記録する。		1ヶ月毎	○		2ヶ月毎
電磁接触器	作動状況	運転時に正常な動作を確認する。目視により損傷、変形、変色が無いことを確認する。聴診によりウナリ、チャタリングが無いことを確認する。	異常が無いこと。	異常がある場合は、異常箇所を記録する。		1ヶ月毎	○		2ヶ月毎
リレー類	作動状況	運転時に正常な動作を確認する。聴診により異常なウナリ、チャタリングが無いことを確認する。所定の設定値が設定されているか確認する。	正常に動作すること。	異常がある場合は、異常箇所を記録する。予備品と取替えを行い復旧を図る。		1ヶ月毎	○		2ヶ月毎
配線用遮断器	外観の異常	目視により、外観に異常が無いことを確認する。	外観に異常が無いこと。	異常がある場合は、異常箇所を記録する。		1ヶ月毎	○		2ヶ月毎
	作動状況	運転時に正常に動作することを確認する。テストボタンにより、確実に遮断動作ができることを確認する。	正常に動作すること。	異常がある場合は、異常箇所を記録する。		1年毎		1年毎	2年毎
盤内配線	端子締付状態	ドライバーにより緩みの有無を確認する。	緩みが無いこと。	緩みがある場合は、増し締めを行う。		1年毎		1年毎	2年毎
【機場集中操作盤】									
装置全般	外観の異常	目視により、運転に支障のある異常が発生していないか確認する。	故障表示、警報表示の無いこと。	故障表示内容に従い、該当機器との調査、修理を行い復旧させる。	○		○		○
盤外装	接地抵抗	接地抵抗計により測定、記録する。	基準値以下であること。			1年毎		1年毎	1年毎
押ボタン	作動状況	各ボタン操作により所定の動作が正常に行われるか確認する。	正常に動作すること。	異常がある場合は、記録する。		1ヶ月毎	○		2ヶ月毎
切替スイッチ	作動状況	各切替スイッチ操作により所定の動作が正常に行われるか確認する。	正常に動作すること。	異常がある場合は、記録する。		1ヶ月毎	○		2ヶ月毎
設定器	作動状況	ポンプ運転または模擬入力により設定器の正常な動作を確認する。	所定の設定により機器が動作すること。設定値が正しいか確認する。	異常がある場合は、記録する。		1ヶ月毎	○		2ヶ月毎
電磁接触器	作動状況	運転時に正常な動作を確認する。目視により損傷、変形、変色がないか確認する。聴診によりウナリ、チャタリングが無いことを確認する。	異常が無いこと。	異常がある場合は、異常箇所を記録する。		1ヶ月毎	○		2ヶ月毎
補助リレー類	作動状況	運転時に正常な動作を確認する。聴診により異常なウナリ、チャタリングが無いことを確認する。	正常に動作すること。異常なウナリ、チャタリングが無いこと。	異常がある場合は、異常箇所を記録する。予備品があれば取り替える。		1ヶ月毎	○		2ヶ月毎
保護リレー類	作動状況	運転時に正常な動作を確認する。目視により外観に異常が無いことを確認する。テストボタンにより確実にトリップ動作するか確認する。	正常に動作すること。設定どおりの設定値であること。	異常がある場合は、異常箇所を記録する。予備品があれば取り替える。		1ヶ月毎		1ヶ月毎	2ヶ月毎
タイマ	作動状況	運転時に正常な動作を確認する。聴診により異常なウナリ、チャタリングが無いことを確認する。所定の設定値が設定されているか確認する。	正常に動作すること。設定値が変わっていないこと。	正常に動作しない場合、設定値が変わっている場合は、記録する。予備品と取替えを行い復旧を図る。		1ヶ月毎	○		2ヶ月毎
配線用遮断器	外観の異常	目視により、外観に異常が無いことを確認する。	外観に異常が無いこと。	異常がある場合は、異常箇所を記録する。		1ヶ月毎	○		2ヶ月毎
	作動状況	運転時に正常に動作することを確認する。テストボタンにより、確実に遮断動作ができることを確認する。	正常に動作すること。	異常がある場合は、異常箇所を記録する。		1年毎		1年毎	2年毎
モニタ	作動状況	運転状態が正常に表示、記録されていることを確認する。	表示、記録が正常であること。	異常がある場合は、異常箇所を記録する。		1ヶ月毎	○		2ヶ月毎
グラフイクバネ	作動状況	ランプ点灯、表示数値の変化の状態が正常であることを確認する。	表示が正常であること。	異常がある場合は、異常箇所を記録する。		1ヶ月毎	○		2ヶ月毎
演算処理装置	作動状況	運転時に正常な動作・表示を確認する。	正常に運転を継続すること。	異常がある場合は、記録する。		1ヶ月毎	○		2ヶ月毎
信号変換器	作動状況	運転時に正常な動作・表示を確認する。	正常な動作・表示が行えること。	異常がある場合は、異常箇所を記録する。		1ヶ月毎	○		2ヶ月毎
PLC	作動状況	運転時に正常な動作・表示を確認する。バックアップ電池の交換時期を確認する。	正常な動作・表示が行えること。交換時期を過ぎないこと。	異常がある場合は、異常箇所を記録する。		1ヶ月毎	○		2ヶ月毎
盤内配線	端子締付状態	ドライバーにより緩みの有無を確認する。	緩みが無いこと。	緩みがある場合は、増し締めを行う。		1年毎		1年毎	2年毎

標準点検項目表

サブシステム名	(55) 揚排水ポンプ設備 機側操作盤 (56) 揚排水ポンプ設備 補助継電器盤				設備区分 I				設備区分 II			
	点 検				待機系設備		常用系設備		待機系設備		常用系設備	
	装置区分	点検内容	点 検 方 法	良否判定方法	不具合時対応	日常点検 (点検点検)	定期点検 (運転時点検)	日常点検	定期点検	日常点検 (点検点検)	定期点検 (運転時点検)	
【機側操作盤】												
装置全般	外観の異常	目視により、運転に支障のある異常、故障表示等が無いことを確認する。操作盤内部が結露していないこと、スペースヒータ、除湿器が正常に運転していることを確認する。	支障のある異常、故障表示が無いこと。結露が無く、スペースヒータ、除湿器が正常に運転していること。	異常がある場合は、異常箇所を記録する。結露している場合は、スペースヒータ及び除湿機の動作確認、設定変更を行う。	○		○		○		○	
盤外表	接地抵抗	接地抵抗計により測定、記録する。	基準値以下であること。			1年毎		1年毎		1年毎		1年毎
押ボタン	作動状況	各ボタン操作により所定の動作が正常に行われるか確認する。	正常に動作すること。	異常がある場合は、記録する。		1ヶ月毎	○			2ヶ月毎	○	
切替スイッチ	作動状況	各切替スイッチ操作により所定の動作が正常に行われるか確認する。	正常に動作すること。	異常がある場合は、記録する。		1ヶ月毎	○			2ヶ月毎	○	
電磁接触器	作動状況	運転時に正常な動作を確認する。目視により損傷、変形、変色が無いことを確認する。聴診によりウナリ、チャタリングが無いことを確認する。	異常が無いこと。	異常がある場合は、異常箇所を記録する。		1ヶ月毎	○			2ヶ月毎	○	
配線用遮断器	外観の異常	目視により、外観に異常が無いことを確認する。	外観に異常が無いこと。	異常がある場合は、異常箇所を記録する。		1ヶ月毎	○			2ヶ月毎	○	
配線用遮断器	作動状況	運転時に正常な動作を確認する。テストボタンにより、確実に遮断動作ができることを確認する。	正常に動作すること。	異常がある場合は、異常箇所を記録する。		1年毎		1年毎		2年毎		2年毎
リレー類	作動状況	リレー類の動作状況を確認して、所定の操作、動作への移行を確認する。聴診により異常なウナリ、チャタリングが無いことを確認する。	所定の操作、動作が確認出来き、異常なウナリ、チャタリングが無いこと。	異常がある場合は、異常箇所を記録する。		1ヶ月毎	○			2ヶ月毎	○	
盤内配線	端子締付状態	ドライバーにより緩みの有無を確認する。	緩みが無いこと。	緩みがある場合は、増し締めを行う。		1年毎		1年毎		2年毎		2年毎
信号変換器	作動状況	運転時に正常な動作・表示を確認する。	正常な動作・表示が行えること。	異常がある場合は、異常箇所を記録する。		1ヶ月毎	○			2ヶ月毎	○	
PLC	作動状況	運転時に正常な動作・表示を確認する。バックアップ電池の交換時期を確認する。	正常な動作・表示が行えること。交換時期を過ぎていないこと。	異常がある場合は、異常箇所を記録する。		1ヶ月毎	○			2ヶ月毎		
【補助継電器盤】												
装置全般	外観の異常	目視により、運転に支障のある異常が発生していないか確認する。目視により、運転に支障のある異常、故障表示等が無いことを確認する。	支障のある異常、故障表示が無いこと。	異常がある場合は、異常箇所を記録する。	○		○		○		○	
盤外表	接地抵抗	接地抵抗計により測定、記録する。	基準値以下であること。			1年毎		1年毎		1年毎		1年毎
補助リレー類	作動状況	運転時に正常な動作を確認する。聴診により異常なウナリ、チャタリングが無いことを確認する。	正常に動作すること。異常なウナリ、チャタリングが無いこと。	異常がある場合は、異常箇所を記録する。予備品があれば取り替える。		1ヶ月毎	○			2ヶ月毎	○	
タイマ	作動状況	運転時に正常な動作を確認する。聴診により異常なウナリ、チャタリングが無いことを確認する。所定の設定値が設定されているか確認する。	正常に動作すること。設定値が変わっていないこと。	正常に動作しない場合、設定値が変わっている場合は、記録する。予備品と取替えを行い復旧を図る。		1ヶ月毎	○			2ヶ月毎	○	
PLC	作動状況	運転時に正常な動作・表示を確認する。バックアップ電池の交換時期を確認する。	正常な動作・表示が行えること。交換時期を過ぎていないこと。	異常がある場合は、異常箇所を記録する。		1ヶ月毎	○			2ヶ月毎		
盤内配線	端子締付状態	ドライバーにより緩みの有無を確認する。	緩みが無いこと。	緩みがある場合は、増し締めを行う。		1年毎		1年毎		2年毎		2年毎

標準点検項目表

サブシステム名	(57) 揚排水ポンプ設備 計装盤 (58) 揚排水ポンプ設備 外部（商用）電源				設備区分Ⅰ				設備区分Ⅱ				
	装置区分	点検内容	点検方法	良否判定方法	不具合時対応	待機系設備		常用系設備		待機系設備		常用系設備	
						日常点検 <small>(点検点検)</small>	定期点検	日常点検 <small>(運転時点検)</small>	定期点検	日常点検 <small>(点検点検)</small>	定期点検	日常点検 <small>(運転時点検)</small>	定期点検
【計装盤】													
装置全般	外観の異常	目視により、運転に支障のある異常が発生していないか確認する。目視により、運転に支障のある異常、故障表示等がないことを確認する。	支障のある異常、故障表示が無いこと。	異常がある場合は、異常箇所を記録する。	○		○		○		○		
盤外装	接地抵抗	接地抵抗計により、計測、記録する。	基準値以下であること。			1年毎		1年毎		1年毎		1年毎	
補助リレー類	作動状況	運転時に正常な作動を確認する。聴診により異常なウナリ、チャタリングがないことを確認する。	正常に作動すること。異常なウナリ、チャタリングが無いこと。	異常がある場合は、異常箇所を記録する。予備品があれば取り替える。		1ヶ月毎	○			2ヶ月毎	○		
タイマ	作動状況	運転時に正常な作動を確認する。聴診により異常なウナリ、チャタリングが無いことを確認する。所定の設定値が設定されているか確認する。	正常に作動すること。設定値が変わっていないこと。	正常に動作しない場合、設定値が変わっている場合は、記録する。予備品と取替えを行い復旧を図る。		1ヶ月毎	○			2ヶ月毎	○		
信号変換器	作動状況	運転時に正常な動作・表示を確認する。	正常な動作・表示が行えること。	異常がある場合は、異常箇所を記録する。		1ヶ月毎	○			2ヶ月毎	○		
PLC	作動状況	運転時に正常な動作・表示を確認する。バックアップ電池の交換時期を確認する。	正常な動作・表示が行えること。交換時期を過ぎしていないこと。	異常がある場合は、異常箇所を記録する。		1ヶ月毎	○			2ヶ月毎			
設定器	作動状況	ポンプ運転または模擬入力により設定器の正常な動作を確認する。	所定の設定により機器が動作すること。設定値が正しいか確認する。	異常がある場合は、記録する。		1ヶ月毎	○			2ヶ月毎	○		
盤内配線	端子締付状態	ドライバーにより緩みの有無を確認する。	緩みが無いこと。	緩みがある場合は、増し締めを行う。		1年毎		1年毎		2年毎		2年毎	
【外部（商用）電源】													
装置全般	外観の異常	目視により、運転に支障のある異常が発生していないか確認する。	運転に支障のある異常が発生していないこと。	異常がある場合は、異常箇所を記録する。設備に異常がなければ、電力会社への問い合わせを行う。	○		○		○		○		
盤外装	接地抵抗	接地抵抗計により、計測、記録する。	基準値以下であること。			1年毎		1年毎		1年毎		1年毎	
分電盤配線用遮断器	外観の異常	目視により、外観に異常が無いことを確認する。	外観に異常が無いこと。	異常がある場合は、異常箇所を記録する。		1ヶ月毎	○			2ヶ月毎	○		
	作動状況	運転時に正常に作動することを確認する。テストボタンにより、確実に遮断動作ができることを確認する。	正常に作動すること。	異常がある場合は、異常箇所を記録する。		1年毎		1年毎		2年毎		2年毎	

標準点検項目表

サブシステム名	(59) 排水ポンプ設備 主ポンプ				設備区分 I		設備区分 II		
	点 検				待機系設備	常用系設備	待機系設備	常用系設備	
	装置区分	点検内容	点 検 方 法	良否判定方法	不具合時対応	日常点検 <small>(点検点検)</small>	定期点検 <small>(運転時点検)</small>	日常点検 <small>(点検点検)</small>	定期点検 <small>(運転時点検)</small>
【主ポンプ】									
装置全般	外観の異常	目視により、運転に支障のある異常が発生していないか確認する。	可動部に運転の支障となるような事象、操作盤等の状態表示灯、故障表示灯、漏水漏油などが無いことを確認し、異常が無いこと。切替ゲート状態の確認。	異常がある場合は、異常箇所を記録する。運転に支障がある場合は、運転を停止する。	○		○		
インペラ	振動・異音	運転時に目視、触診、聴診により、異常振動が無いことを確認する。	異常振動・異音が無いこと。	異常がある場合は、ポータブル振動計等にて振動を計測、記録する。運転に支障がある場合は、運転を停止する。		1ヶ月毎		2ヶ月毎	
	騒音	騒音計により、運転時の音圧レベルと騒音を計測する。	敷地境界における騒音規制基準値若しくは環境基準値以下であること。			1年毎		1年毎	
	作動状況（回転）	回転計を用いて測定し、正常な回転を確認する。計器指示値との誤差を確認する。	設計の回転数であること。	異常がある場合は、異常箇所を記録する。		1ヶ月毎		2ヶ月毎	
主軸	振動・異音	運転時に目視、触診により、異常振動・異音が無いことを確認する。	異常振動・異音が無いこと。	異常がある場合は、ポータブル振動計等にて振動を計測、記録する。運転に支障がある場合は、運転を停止する。		2年毎		4年毎	
軸継手	振動・異音	運転時に目視、触診、聴診により、異常が無いことを確認する。	異常振動・異音が無いこと。	異常がある場合は、ポータブル振動計等にて振動を計測、記録する。運転に支障がある場合は、運転を停止する。		2年毎		4年毎	
外側軸受	過熱	運転時に本体表面を触診又は非接触温度計等により、異常過熱が無いことを確認する。	基準値以下であること。	基準値を超える場合は、運転を停止し、記録する。過熱の原因となる事象が無いことを確認する。		1ヶ月毎		2ヶ月毎	
	振動・異音	運転時に目視、触診、聴診により、異常が無いことを確認する。	異常振動・異音が無いこと。	異常がある場合は、ポータブル振動計等にて振動を計測、記録する。運転に支障がある場合は、運転を停止する。		1ヶ月毎		2ヶ月毎	
	漏洩	軸受部を目視し油漏れが無いことを確認する。	油漏れが無いこと。	異常がある場合は、異常箇所を記録する。ボルトの増締め等を行う。	○		○		
水中軸受（ゴム軸受）	作動状況（回転）	運転時に目視・触診・聴診により、異常振動、異音が無いことを確認する。	異常振動・異音が無いこと。	異常がある場合は、ポータブル振動計等にて振動を計測、記録する。運転に支障がある場合は、運転を停止する。		1ヶ月毎		2ヶ月毎	
水中軸受（セラミック軸受）	作動状況（回転）	運転時に目視・触診・聴診により、異常振動、異音が無いことを確認する。	異常振動・異音が無いこと。	異常がある場合は、ポータブル振動計等にて振動を計測、記録する。運転に支障がある場合は、運転を停止する。		1ヶ月毎		2ヶ月毎	
グランドパッキン	温度	運転時に「グランド」部を触診もしくは計測し異常過熱が無いことを確認する。	異常な温度上昇が無いこと。	異常がある場合は、異常箇所を記録する。		1ヶ月毎		2ヶ月毎	
無給水軸封装置	温度	運転時に軸封装置部を触診又は非接触式温度計等により、異常過熱が無いことを確認する。	基準値以下であること。	基準値を超える場合は、運転を停止し記録する。		1ヶ月毎		2ヶ月毎	
水位計	作動状況	実際の水位に対して水位計指示が正しいことを確認する。 実際の水位に対して水位計指示が正しいことを確認する。	他の水位計（量水標等）と比較し、誤差が無いこと。 他の水位計（量水標等）と比較し、誤差が無いこと。	誤差があれば、記録する。誤差を修正する。 誤差があれば、記録する。誤差を修正する。	○		○		
【水中モータポンプの場合】									
ポンプ部	振動・異音	運転時に目視、触診、聴診により、異常が無いことを確認する。	異常振動・異音が無いこと。	異常がある場合は、ポータブル振動計等にて振動を計測、記録する。運転に支障がある場合は、運転を停止する。		1ヶ月毎		2ヶ月毎	
	作動状況（回転）	運転時に回転不良が無いことを確認する。停止時に手回しにて回転することを確認する。	回転不良が無いこと。停止時に手回しにて回転が可能であること。	異常がある場合は、異常箇所を記録する。運転に支障がある場合は、運転を停止する。		1ヶ月毎		2ヶ月毎	
電動機	絶縁抵抗	絶縁抵抗計により、計測、記録する。	基準値以上であること。	異常がある場合は、M電動機と配線をそれぞれ計測、記録する。		1年毎		1年毎	
	接地抵抗	接地抵抗計により、計測、記録する。	基準値以下であること。			1年毎		1年毎	

標準点検項目表

サブシステム名	(60) 排水ポンプ設備 原動機 (ディーゼルエンジン)				設備区分 I		設備区分 II	
	点 検				待機系設備		常用系設備	
					日常点検	定期点検	日常点検	定期点検
装置区分	点検内容	点 検 方 法	良否判定方法	不具合時対応	(日常点検)	(定期点検)	(日常点検)	(定期点検)
【原動機】								
装置全般	外観の異常	目視により、運転に支障のある異常が発生していないか確認する。	可動部に運転の支障となるような事象、操作盤等の状態表示灯、故障表示灯、漏水漏油などが無いかを確認し、異常が無いこと。燃料小出槽の油量確認。	異常がある場合は、異常箇所を記録する。運転に支障がある場合は、運転を停止する。	○		○	
	作動状況	運転時に正常な運転（燃費、排気（白煙、黒煙）等）を確認する。	正常に動作すること。	異常がある場合は、異常箇所を記録する。	1ヶ月毎		2ヶ月毎	
	出力低下・燃焼異常・排気異常	管理運転を実施し、正常な運転（燃費、排気（白煙、黒煙）等）を確認する。	正常に動作すること。	異常がある場合は、異常箇所を記録する。	1年毎		2年毎	
シリンダヘッド	振動・異音	運転時に異常振動・異音を確認する。タペット音が大きくなっていないか確認する。	異常振動・異音が無いこと。タペット音が大きくなっていないか確認する。	異常がある場合は、異常箇所を記録する。	1ヶ月毎		2ヶ月毎	
クランク室	異音・振動・温度	運転時に目視・触診・聴診により異常振動・異音が無いことを確認する。温度を確認する。	異常振動・異音が無いこと。温度が既定値内であること。	異常がある場合は、記録する。	1ヶ月毎		2ヶ月毎	
過給器	振動・異音	運転時に目視・触診・聴診により異常がないことを確認する。	異常振動・異音が無いこと。	異常がある場合は、記録する。	1ヶ月毎		2ヶ月毎	
潤滑油ポンプ	作動状況	運転時に、正常な回転、圧力上昇を確認する。	規定の圧力で作動すること。	異常がある場合は、記録する。	1ヶ月毎		2ヶ月毎	
	振動・異音	運転時に目視、聴診により、異常振動・異音が無いことを確認する。	異常振動・異音が無いこと。	異常がある場合は、ポータブル振動計等にて振動を計測、記録する。運転に支障がある場合は、運転を停止する。	1ヶ月毎		2ヶ月毎	
出力軸ワギア&カップリング	振動・異音	運転時に目視、聴診により、異常振動・異音が無いことを確認する。	異常振動・異音が無いこと。	異常がある場合は、記録する。	1ヶ月毎		2ヶ月毎	
【燃料系統】								
燃料噴射ポンプ	作動状況	運転時に聴診・触診により異常振動・異音が無いことを確認する。	異常振動、異音が無いこと。	異常がある場合は、記録する。	1ヶ月毎		2ヶ月毎	
高圧管	漏洩	運転時に、目視、触診等により、油の漏洩が無いことを確認する。	漏洩が無いこと。	異常がある場合は、異常箇所を記録する。	○		○	
燃焼弁	作動状況	運転時に正常な作動を確認する。	異常振動・異音が無いこと。	異常がある場合は、記録する。	1年毎		2年毎	
【潤滑油系統】								
機関オイルパン	油量	目視により、油漏れが無いことを確認する。また、油面計にて正常な油量であることを確認する。	油漏れが無いこと。また、規定量があること。	油漏れがある場合は、漏油対策を実施し記録する。規定量が無い場合は、記録し補給する。	○		○	
潤滑油 プライミングポンプ	作動状況	運転時に、正常な回転、圧力上昇を確認する。	規定の圧力で作動すること。	異常がある場合は、記録する。	1ヶ月毎		2ヶ月毎	
潤滑油系統配管	漏洩	目視により、油漏れが無いことを確認する。	油漏れが無いこと。	異常がある場合は、異常箇所を記録する。	○		○	
【冷却水系統】								
冷却水ポンプ	作動状況	運転時に圧力計により圧力を確認し、記録する。	規定値内にあること。	異常がある場合は、記録する。	1ヶ月毎		2ヶ月毎	
潤滑油冷却器	漏洩	目視により、水漏れ、油漏れが無いことを確認する。	水漏れ、油漏れが無いこと。	異常がある場合は、異常箇所を記録する。	1ヶ月毎		2ヶ月毎	
温調弁	作動状況	運転時に確実な作動を確認する。	正常に動作すること。	異常がある場合は、記録する。	1ヶ月毎		2ヶ月毎	
ラジエータ	外観・漏洩	目視により腐食・損傷・漏れが無いことを確認する。	腐食・損傷・漏れが無いこと。	異常がある場合は、記録する。	○		○	
冷却水配管	漏洩	目視にて継手部等に水漏れが無いことを確認する。	配管に冷却水漏れが無いことを確認する。	異常がある場合は、異常箇所を記録する。	1ヶ月毎		2ヶ月毎	
	漏洩	配管部を目視し水漏れが無いことを確認する。	配管に冷却水漏れが無いことを確認する。	漏水がある場合は、異常箇所を記録する。	○		○	

標準点検項目表

サブシステム名	(61) 排水ポンプ設備 減速機				設備区分 I		設備区分 II	
	点 検				特機系設備	常用系設備	特機系設備	常用系設備
					日常点検	定期点検	日常点検	定期点検
装置区分	点検内容	点 検 方 法	良否判定方法	不具合時対応	(日常点検)	(定期点検)	(日常点検)	(定期点検)
【本体】								
装置全般	外観の異常	目視により、運転に支障のある異常が発生していないかを確認する。	可動部に運転の支障となるような事象、操作盤等の状態表示灯、故障表示灯、漏水漏油などが無いかを確認し、異常がないこと。	異常がある場合は、異常箇所を記録する。運転に支障がある場合は、運転を停止する。	○		○	
減速機本体軸受	過熱	運転時に本体表面を触診又は非接触温度計等により、異常過熱が無いことを確認する。	基準値以下であること。	基準値を超える場合は、運転を停止し、記録する。過熱の原因となる事象がないかを確認する。	1ヶ月毎		2ヶ月毎	
	振動・異音	運転時に目視、触診、聴診により、異常が無いことを確認する。	異常振動・異音が無いこと。	異常がある場合は、記録する。	1ヶ月毎		2ヶ月毎	
	振動・異音	運転時に目視、触診、聴診により、異常が無いことを確認する。	異常振動・異音が無いこと。	異常がある場合は、ポータブル振動計等にて振動を計測し、記録する。運転に支障がある場合は、運転を停止する。	1ヶ月毎		2ヶ月毎	
ポンプ	作動状況	運転時に正常な作動を確認する。	目視・触診・聴診により異常振動、異常が無いこと。	異常がある場合は、記録する。	1ヶ月毎		2ヶ月毎	
油濾過器	汚損・詰り	運転時に正常な濾過状況を確認する。	正常に濾過されていること。	異常がある場合は、記録する。	1年毎		2年毎	
油濾過器	圧力	運転時に、圧力計により必要圧力が確立していることを確認する。	適正範囲内の圧力であること。	異常がある場合は、記録する。	1ヶ月毎		2ヶ月毎	
配管	外観の異常	目視により、損傷・腐食・漏洩が無いことを確認する。	損傷・腐食・漏洩が無いこと。	異常がある場合は、記録する。	○		○	
潤滑油	油量	目視により、油漏れが無いことを確認する。また、油面計にて正常な油量であることを確認する。	油漏れが無いこと。また、規定量があること。	油漏れがある場合は、漏油対策を実施し記録する。規定量が無い場合は、記録し補給する。	○		○	
温度弁	作動状況	運転時に確実な作動を確認する。	正常に動作すること。	異常がある場合は、異常箇所を記録する。	1ヶ月毎		2ヶ月毎	
【水冷式冷却系統】								
油冷却器	漏洩	運転時に、目視、触診等により、油の漏洩が無いことを確認する。	漏洩が無いこと。	異常がある場合は、異常箇所を記録する。	○		○	
	冷却状況	運転時に温度計より冷却温度が正常範囲であることを確認する。	冷却温度に異常が無いこと。	異常がある場合は、記録する。	1ヶ月毎		2ヶ月毎	
配管	漏洩	運転時に、目視、触診、聴診等により、油又は、水の漏洩が無いことを確認する。	漏洩が無いこと。	異常がある場合は、異常箇所を記録する。	○		○	
	圧力	運転時に、圧力計により必要圧力が確立していることを確認する。	適正範囲内の圧力であること。	異常がある場合は、記録する。	1ヶ月毎		2ヶ月毎	
冷却水	圧力・水量	運転時に圧力計・フローゲージにより正常な圧力範囲・水量であることを確認する。	適正範囲内の圧力、水量であること。	異常がある場合は、記録する。	1ヶ月毎		2ヶ月毎	
【空冷式冷却系統】								
機付ファン	作動状況	運転時に正常な作動を確認する。	正常に動作すること。	異常がある場合は、記録する。	1ヶ月毎		2ヶ月毎	
ラジエータ	外観・漏洩	目視により腐食・損傷・漏れが無いことを確認する。	腐食・損傷・漏れが無いこと。	異常がある場合は、記録する。	1年毎		2年毎	
軸継手	振動・異音	運転時に目視、触診、聴診により、異常が無いことを確認する。	異常振動・異音が無いこと。	異常がある場合は、ポータブル振動計等にて振動を計測し、記録する。運転に支障がある場合は、運転を停止する。	1年毎		2年毎	
クラッチ	すべり	運転時に目視、聴診により、すべり・異音が無いことを確認する。	すべり・異音が無いこと。	異常がある場合は、異常箇所を記録する。	1年毎		2年毎	
作動油ポンプ	作動状況	運転時に圧力計により圧力を確認し、記録する。	規定値内にあること。	異常がある場合は、記録する。	1年毎		2年毎	
【計器類】								
各計器	表示値	管理運転を実施し、表示値を記録する。	正常に機能すること。過去の定期点検時に測定した値から大きく逸脱していないこと。	異常がある場合は、記録する。	1ヶ月毎		2ヶ月毎	
温度計	作動状況	運転時に表示不良が無いことを確認する。	表示不良が無いこと。	異常がある場合は、記録する。	1年毎		2年毎	
圧力計	作動状況	運転時にし、表示不良が無いことを確認する。	正しい圧力表示をしていること。	異常がある場合は、記録する。	1年毎		2年毎	
回転計	作動状況	運転時に操作盤にて回転数を計測し記録する。	定格値以内であること。		1年毎		2年毎	
温度スイッチ	作動状況	管理運転又は模擬試験により、正常な動作を確認する。	設定値で動作すること。	異常がある場合は、記録する。	1年毎		2年毎	
圧力スイッチ	作動状況	管理運転又は模擬試験により、確実な動作を確認する。	設定圧力で動作すること。	異常がある場合は、記録する。調整可能な場合は、調整を行う。	1年毎		2年毎	
フロースイッチ	作動状況	運転時に正常な作動を確認する。	正常に動作すること。フローサイト付きのものは、フラップの動きとあわせて、スイッチの動作を確認する。	異常がある場合は、記録する。	1年毎		2年毎	
速度スイッチ	作動状況	運転時又は、模擬試験機により、正常な動作を確認する。	正常に動作すること。	異常がある場合は、記録する。	1年毎		2年毎	

標準点検項目表

サブシステム名		(62) 排水ポンプ設備 流体継手				設備区分 I		設備区分 II	
						待機系設備		常用系設備	
装置区分	点検内容	点検方法	良否判定方法	不具合時対応	日常点検	定期点検	日常点検	定期点検	
					(注視点検)	(運転時点検)	(注視点検)	(運転時点検)	
【流体継手本体】									
装置全般	外観の異常	目視により、運転に支障のある異常が発生していないかを確認する。	可動部に運転の支障となるような事象、操作盤等の状態表示灯、故障表示灯、漏水漏油などがないかを確認し、異常がないこと。	異常がある場合は、異常箇所を記録する。運転に支障がある場合は、運転を停止する。	○		○		
軸受	過熱	運転時に本体表面を触診、又は非接触式温度計等により、異常過熱がないことを確認する。	基準値以下であること。	基準値を超える場合は、運転を停止し、記録する。過熱の原因となる事象がないかを確認する。	1ヶ月毎		2ヶ月毎		
	振動・異音	運転時に目視、聴診により、異常振動・異音がないことを確認する。	異常振動・異音がないこと。	異常がある場合は、記録する。	1ヶ月毎		2ヶ月毎		
継手本体	振動・異音	運転時に目視、触診、聴診により、異常がないことを確認する。	異常振動・異音がないこと。	異常がある場合は、ポータブル振動計等にて振動を計測、記録する。運転に支障がある場合は、運転を停止する。	1ヶ月毎		2ヶ月毎		
【作動油・潤滑油系統】									
充排切替弁	作動状況	運転時に、正常な作動を確認する。	正常に作動すること。	異常がある場合は、記録する。	1ヶ月毎		2ヶ月毎		
ポンプ	振動・異音	運転時に目視、触診、聴診により、異常がないことを確認する。	異常振動・異音がないこと。	異常がある場合は、ポータブル振動計等にて振動を計測、記録する。運転に支障がある場合は、運転を停止する。	1ヶ月毎		2ヶ月毎		
	作動状況 (リフ弁)	管理運転を実施し、正常な作動を確認する。	確実に作動すること。	異常がある場合は、記録する。	1ヶ月毎		2ヶ月毎		
油濾過器	汚損・詰り	運転時に正常な濾過状況を確認する。	正常に濾過されていること。	異常がある場合は、記録する。	1年毎		2年毎		
配管	漏洩	目視にて継手部等に油漏れがないことを確認する。	漏洩がないこと。	異常がある場合は、異常箇所を記録する。	○		○		
作動油・潤滑油	圧力・温度	運転時に圧力計、温度計を確認し、異常がないことを確認する。	圧力計、温度計の指示値が既定値内であること。	異常がある場合は、異常箇所を記録する。	1ヶ月毎		2ヶ月毎		
【冷却水系統】									
配管	漏洩	目視にて継手部等に水漏れがないことを確認する。	漏洩がないこと。	異常がある場合は、異常箇所を記録する。	○		○		
冷却水	圧力・水量	運転時に圧力計・フローゲージにより正常な圧力範囲・水量であることを確認する。	適正範囲内の圧力、水量であること。	異常がある場合は、記録する。	1ヶ月毎		2ヶ月毎		
【計器類】									
各計器	表示値	運転時に表示値を記録する。	規定値を満たしていること。	異常がある場合は、記録する。	1ヶ月毎		2ヶ月毎		
温度計	作動状況	運転時に表示不良がないことを確認する。	表示不良がないこと。	異常がある場合は、記録する。	1年毎		2年毎		
圧力計	作動状況	運転時にし、表示不良がないことを確認する。	正しい圧力表示をしていること。	異常がある場合は、記録する。	1年毎		2年毎		
温度スイッチ	作動状況	管理運転又は模擬試験により、正常な動作を確認する。	設定値で作動すること。	異常がある場合は、記録する。	1年毎		2年毎		
圧力スイッチ	作動状況	管理運転又は模擬試験により、確実な動作を確認する。	設定圧力で作動すること。	異常がある場合は、記録する。調整可能な場合は、調整を行う。	1年毎		2年毎		
フロースイッチ	作動状況	運転時に正常な作動を確認する。	正常に作動すること。フローサイト付きのものは、フラップの動きとあわせて、スイッチの作動を確認する。	異常がある場合は、記録する。	1年毎		2年毎		

標準点検項目表

サブシステム名	(64) 排水ポンプ設備 始動空気系統				設備区分 I		設備区分 II		
	点 検				待機系設備	常用系設備	待機系設備	常用系設備	
	装置区分	点検内容	点 検 方 法	良否判定方法	不具合時対応	日常点検	定期点検	日常点検	定期点検
						(注視点検)	(運転時点検)	(注視点検)	(運転時点検)
【空気始動の場合】									
装置全般	外観の異常	目視により、運転に支障のある異常が発生していないかを確認する。	可動部に運転の支障となるような事象、操作盤等の状態表示灯、故障表示灯、漏水漏油などがないかを確認し、異常が無いこと。	異常がある場合は、異常箇所を記録する。運転に支障がある場合は、運転を停止する。	○			○	
	点検前後の状態	装置の状態、表示灯による設備の状態、操作盤の施錠、跡片付け、清掃状態、点検前後の状態の対比確認、操作盤の施錠など、点検後の状態が確実に復旧していることを確認する。	装置の状態、表示灯による設備の状態は、点検前の状態であること。操作盤の施錠はされていること。跡片付けが確認されていること。	点検前後の状態を記録する。点検前後の状態を比較して相違のあるところを修正する。		1ヶ月毎		2ヶ月毎	
空気圧縮機	振動・異音	運転時に目視、触診、聴診により、異常が無いことを確認する。	異常振動・異音が無いこと。	異常がある場合は、記録する。		1ヶ月毎		2ヶ月毎	
	圧力	運転時に、圧力計により必要圧力が確立していることを確認する。	適正範囲内の圧力であること。	異常がある場合は、記録する。		1ヶ月毎		2ヶ月毎	
	油量	目視により、油漏れが無いことを確認する。また、油面計にて正常な油量であることを確認する。	油漏れが無いこと。また、規定量があること。	油漏れがある場合は、漏油対策を実施し記録する。規定量が無い場合は、記録し補給する。		1ヶ月毎		2ヶ月毎	
	フィルタ	目視にて異物の付着、目詰まりが無いことを確認する。	異物の付着・目詰まりが無いこと。	異常がある場合は、異常箇所を記録する。フィルタ清掃を行う。		1ヶ月毎		2ヶ月毎	
	Vベルト外観・弛み	Vベルトの外観・弛みに異常がなく、正常に作動することを確認する。	外観に異常が無いこと。弛みが基準値以内であること。	亀裂・摩耗・損傷の度合いが大きければベルトを取替える。張り具合が適切でなければ調整する。		1年毎		2年毎	
配管	漏洩	運転時に、目視、触診、聴診等により、冷却水の漏洩が無いことを確認する。	漏洩が無いこと。	異常がある場合は、異常箇所を記録する。	○			○	
自動ON/OFF圧力スイッチ	作動状況	運転時に正常な作動を確認する。	正常に作動することを確認する。	異常がある場合は、記録する。		1年毎		2年毎	
油水分離器	作動状況	管理運転を実施し、正常な作動を確認する。排水に油分が混入していないことを確認する。	正常に作動すること。排水に油分が混入していないこと。	異常がある場合は、異常箇所を記録する。分離器内の貯留した油分を除去する。		1ヶ月毎		2ヶ月毎	
自動排水弁	作動状況	運転時に正常な作動を確認する。	正常に作動すること。	異常がある場合は、記録する。		1ヶ月毎		2ヶ月毎	
安全弁	作動状況	動作試験により、確実に作動することを確認する。【注意】安全弁の作動確認は、危険を伴うため、動作試験の方法を十分検討する。	確実に作動すること。	異常がある場合は、記録する。		1年毎		2年毎	
圧縮機駆動用電動機	振動・異音	運転時に目視、触診、聴診により、異常が無いことを確認する。	異常振動・異音が無いこと。	異常がある場合は、ポータブル振動計等にて振動を計測、記録する。運転に支障がある場合は、運転を停止する。		1ヶ月毎		2ヶ月毎	
	電流値	運転時に操作盤電流計及びクランプメータにて、電流値を計測、記録する。	定格値以下であること。通常の電流値に比べて大幅な変動が無いこと。また、操作盤電流計及びクランプメータの計測値に大幅な差異が無いこと。	定格値を超える場合は、運転を停止する。過負荷の原因となる事象が無いことを確認する。		1ヶ月毎		2ヶ月毎	
	電圧値	運転時に操作盤電圧計及びテスタにて、電圧値を計測、記録する。	定格値±10%以内であること。また、操作盤電圧計及びテスタの計測値に大幅な差異が無いこと。	定格値±10%を超える場合は、運転を停止する。		1年毎		2年毎	
圧縮機駆動用エンジン	振動・異音	運転時に目視、触診、聴診により、異常が無いことを確認する。	異常振動、異音が無いこと。	異常がある場合は、ポータブル振動計等にて振動を計測、記録する。運転に支障がある場合は、運転を停止する。		1年毎		2年毎	
始動空気槽	圧力	運転時に、圧力計により必要圧力が確立していることを確認する。	適正範囲内の圧力であること。	異常がある場合は、記録する。		1ヶ月毎		2ヶ月毎	
始動空気槽ドレン	ドレン排水	ドレン弁を開放し、タンク内の水分を確認する。【注意】高圧でのドレン作業は行わないこと。	水分が無いこと。	水分が無くなるまで排水する。		1年毎		2年毎	
【弁類】									
電磁弁	漏洩	運転時に、目視、触診、聴診等により、空気の漏洩が無いことを確認する。	漏洩が無いこと。	異常がある場合は、異常箇所を記録する。		1年毎		2年毎	
減圧弁	漏洩	運転時に、目視、触診、聴診等により、空気の漏洩が無いことを確認する。	漏洩が無いこと。	異常がある場合は、異常箇所を記録する。		1年毎		2年毎	
始動弁	漏洩	運転時に、目視、触診、聴診等により、空気の漏洩が無いことを確認する。	漏洩が無いこと。	異常がある場合は、異常箇所を記録する。		1年毎		2年毎	
	作動状況	管理運転を実施し、正常な作動を確認する。	確実に作動すること。	異常がある場合は、異常箇所を記録する。		1年毎		2年毎	
分配弁	漏洩	運転時に、目視、触診、聴診等により、空気の漏洩が無いことを確認する。	漏洩が無いこと。	異常がある場合は、異常箇所を記録する。		1年毎		2年毎	
	作動状況	運転時に正常な作動を確認する。	正常に作動すること。	異常がある場合は、異常箇所を記録する。		1年毎		2年毎	
塞止弁	漏洩	運転時に、目視、触診等により、油の漏洩が無いことを確認する。	漏洩が無いこと。	異常がある場合は、異常箇所を記録する。		1年毎		2年毎	
	作動状況	運転時に正常な作動を確認する。	正常に作動すること。	異常がある場合は、記録する。		1年毎		2年毎	
空気配管	漏洩	運転時に、目視、触診、聴診等により、空気の漏洩が無いことを確認する。	漏洩が無いこと。	異常がある場合は、異常箇所を記録する。		1年毎		2年毎	
【計器類】									
圧力計	作動状況	運転時にし、表示不良が無いことを確認する。	正しい圧力表示をしていること。	異常がある場合は、記録する。		1年毎		2年毎	
圧力スイッチ	作動状況	管理運転又は模擬試験により、確実な作動を確認する。	設定圧力で作動すること。	異常がある場合は、記録する。調整可能な場合は、調整を行う。		1年毎		2年毎	
【電動機始動の場合】									
予熱栓（グロウプラグ）	作動状況	運転時に正常な作動を確認する。	正常に作動すること。	異常がある場合は、記録する。		1年毎		2年毎	
セルモータ	作動状況	運転時に正常な作動を確認する。	確実に作動すること。	異常がある場合は、異常箇所を記録する。		1年毎		2年毎	
電磁スイッチ	作動状況	運転時に正常な作動を確認する。	正常に作動すること。	異常がある場合は、異常箇所を記録する。		1年毎		2年毎	

標準点検項目表

サブシステム名	(65) 排水ポンプ設備 潤滑油系統				設備区分 I		設備区分 II	
	点 検				待機系設備		常用系設備	
					日常点検	定期点検	日常点検	定期点検
装置区分	点検内容	点 検 方 法	良否判定方法	不具合時対応	(注視点検)	(運転時点検)	(注視点検)	(運転時点検)
【潤滑油系統】								
装置全般	外観の異常	目視により、運転に支障のある異常が発生していないか確認する。	漏油、ボルトの弛みがないこと。	異常がある場合は、異常箇所を記録する。ボルトの増締め等を行う。	○		○	
潤滑油ポンプ 電動機	作動状況	運転時に目視・聴診・触診により異常振動、異音、異常過熱等がないことを確認する。	異常振動、異音、異常過熱等がないこと。	異常がある場合は、記録する。	1ヶ月毎		2ヶ月毎	
	圧力	運転時に、圧力計により必要圧力が確立していることを確認する。	適正範囲内の圧力であること。	異常がある場合は、記録する。	1ヶ月毎		2ヶ月毎	
	電圧値	運転時に操作盤電圧計及びヒテスタにて、電圧値を計測、記録する。	定格値±10%以内であること。また、操作盤電圧計及びヒテスタの計測値に大幅な差異がないこと。	定格値±10%を超える場合は、運転を停止する。	1ヶ月毎		2ヶ月毎	
	電流値	運転時に操作盤電流計及びクランプメータにて、電流値を計測、記録する。	定格値以下であること。通常の電流値に比べて大幅な変動がないこと。また、操作盤電流計及びクランプメータの計測値に大幅な差異がないこと。	定格値を超える場合は、運転を停止する。過負荷の原因となる事象がないか確認する。	1ヶ月毎		2ヶ月毎	
リリーフ弁	作動状況	管理運転を実施し、正常な動作を確認する。	確実に作動すること。	異常がある場合は、記録する。	1ヶ月毎		2ヶ月毎	
潤滑油	油質	目視により、正常な油質であることを確認する。	濁り・乳化・悪臭・水分等がないこと。	異常がある場合は、記録する。	○		○	
	温度	運転時に目視により、温度計から潤滑油温度が正常範囲であることを確認する。	潤滑油温度が正常範囲であること。	異常がある場合は、記録する。	1ヶ月毎		2ヶ月毎	
	温度スイッチ	作動状況	管理運転又は模擬試験により、正常な動作を確認する。	設定値で作動すること。	異常がある場合は、記録する。	1年毎		2年毎
圧力スイッチ	作動状況	管理運転又は模擬試験により、確実な動作を確認する。	設定圧力で作動すること。	異常がある場合は、記録する。調整可能な場合は、調整を行う。	1年毎		2年毎	
油配管	漏洩	目視より継手部等に油漏れがないことを確認する。	油漏れがないこと。	油漏れがある場合は、漏油対策を実施し記録する。	○		○	
【水冷式冷却器】								
潤滑油冷却器	漏洩	目視により、水漏れ、油漏れがないことを確認する。	水漏れ、油漏れがないこと。	異常がある場合は、異常箇所を記録する。	1ヶ月毎		2ヶ月毎	
冷却水配管	漏洩	目視にて継手部等に水漏れがないことを確認する。	配管に冷却水漏れがないこと。	異常がある場合は、異常箇所を記録する。	1ヶ月毎		2ヶ月毎	
冷却水	圧力・水量	運転時に圧力計・フローゲージにより正常な圧力範囲・水量であることを確認する。	適正範囲内の圧力、水量であること。	異常がある場合は、記録する。	○		○	
【空冷式冷却器】								
潤滑油ポンプ 電動機	電圧値	運転時に操作盤電圧計及びヒテスタにて、電圧値を計測、記録する。	定格値±10%以内であること。また、操作盤電圧計及びヒテスタの計測値に大幅な差異がないこと。	定格値±10%を超える場合は、運転を停止する。	1ヶ月毎		2ヶ月毎	
ラジエータ	外観・漏洩	目視により腐食・損傷・漏れがないことを確認する。	腐食・損傷・漏れがないこと。	異常がある場合は、記録する。	1ヶ月毎		2ヶ月毎	
ファン	作動状況	運転時に正常な動作を確認する。	異常振動、異音がないこと。	異常がある場合は、異常箇所を記録する。運転に支障がある場合は、運転を停止する。	1ヶ月毎		2ヶ月毎	
	電流値	運転時に操作盤電流計及びクランプメータにて、電流値を計測、記録する。	定格値以下であること。通常の電流値に比べて大幅な変動がないこと。また、操作盤電流計及びクランプメータの計測値に大幅な差異がないこと。	定格値を超える場合は、運転を停止する。過負荷の原因となる事象がないか確認する。	1ヶ月毎		2ヶ月毎	
	絶縁抵抗	絶縁抵抗計により、計測、記録する。	基準値以上であること。	異常がある場合は、装置と配線をそれぞれ計測、記録する。	1年毎		1年毎	

標準点検項目表

サブシステム名	(603) 揚排水ポンプ設備 圧油系統				設備区分Ⅰ		設備区分Ⅱ	
	点 検				待機系設備		常用系設備	
					日常点検	定期点検	日常点検	定期点検
装置区分	点検内容	点 検 方 法	良否判定方法	不具合時対応	(注視点検)	(運転時点検)	(注視点検)	(運転時点検)
【潤滑油（圧油）系統】								
装置全般	外観の異常	目視により、運転に支障のある障害物、異常な汚れや漏油等の異常が発生していないか確認する。次の点検時に状況がわかりやすくなるよう清掃を行い、汚れを取り除いておく。	運転に支障のある異常が発生していないこと。	運転に支障のある障害物は撤去する。異常な汚れや漏油の状況を確認し、発生源を特定し記録する。	1ヶ月毎	○	2ヶ月毎	○
貯油槽	外観の異常	目視により、外観に異常が無いことを確認する。	外観に異常（漏油・変形・損傷）が無いこと。	異常がある場合は、異常箇所を記録する。	1ヶ月毎	○	2ヶ月毎	○
圧油槽	外観の異常	目視により、損傷・腐食・漏洩が無いことを確認する。	損傷・腐食・漏洩が無いこと。	異常がある場合は、記録する。	1ヶ月毎	○	2ヶ月毎	○
安全弁	作動状況	動作試験により、確実に作動することを確認する。【注意】安全弁の動作確認は、危険を伴うため、動作試験の方法を十分検討する。	確実に作動すること。	異常がある場合は、記録する。	1ヶ月毎	○	2ヶ月毎	○
圧油ポンプ	作動状況	運転時に圧力計により圧力を確認し、記録する。	規定値内にあること。	異常がある場合は、記録する。	1ヶ月毎	○	2ヶ月毎	○
	過熱	運転時に表面を触診し、異常過熱が無いことを確認する。	異常過熱が無いこと。	異常がある場合は、記録する。	1ヶ月毎	○	2ヶ月毎	○
	振動・異音	運転時に目視、触診、聴診により、異常が無いことを確認する。	異常振動・異音が無いこと。	異常がある場合は、ポータブル振動計等にて振動を計測、記録する。運転に支障がある場合は、運転を停止する。	1ヶ月毎	○	2ヶ月毎	○
	漏洩	目視により、油漏れが無いことを確認する。	漏洩が無いこと。	油漏れの箇所を特定し記録する。	1ヶ月毎	○	2ヶ月毎	○
圧油ポンプ電動機	作動状況	運転時に目視、聴診を行い、スパークの発生、加熱、振動等がなく正常に動作することを確認する。運転時の圧力を確認・記録する。	スパークの発生、異常加熱、異常振動等が無いこと。運転時の圧力が過去の値と比較して大きく変化していないこと。	異常がある場合は、異常箇所を記録する。	1ヶ月毎	○	2ヶ月毎	○
	電流値	運転時に操作盤電流計及びクランプメータにて、電流値を計測、記録する。	定格値以下であること。通常の電流値に比べて大幅な変動が無いこと。また、操作盤電流計及びクランプメータの計測値に大幅な差異が無いこと。	定格値を超える場合は、運転を停止する。過負荷の原因となる事象が無いことを確認する。	1ヶ月毎	○	2ヶ月毎	○
	電圧値	運転時に操作盤電圧計及びテスタにて、電圧値を計測、記録する。	定格値±10%以内であること。また、操作盤電圧計及びテスタの計測値に大幅な差異が無いこと。	定格値±10%を超える場合は、運転を停止する。	1ヶ月毎	○	2ヶ月毎	○
	絶縁抵抗	絶縁抵抗計により、計測、記録する。	基準値以上であること。	異常がある場合は、電動機と配線をそれぞれ計測、記録する。	1年毎		1年毎	1年毎
空気圧縮機	作動状況	運転時に目視、聴診、触診し異常過熱・異常振動・異音が無く正常に動作することを確認する。運転時の圧力を確認・記録する。	異常過熱・異常振動・異音が無いこと。	異常がある場合は、記録する。	1ヶ月毎	○	2ヶ月毎	○
	電流値	運転時に操作盤電流計及びクランプメータにて、電流値を計測、記録する。	定格値以下であること。通常の電流値に比べて大幅な変動が無いこと。また、操作盤電流計及びクランプメータの計測値に大幅な差異が無いこと。	定格値を超える場合は、運転を停止する。過負荷の原因となる事象が無いことを確認する。	1ヶ月毎	○	2ヶ月毎	○
	絶縁抵抗	絶縁抵抗計により、計測、記録する。	基準値以上であること。	異常がある場合は、電動機と配線をそれぞれ計測、記録する。	1年毎		1年毎	1年毎
レベルスイッチ	作動状況	動作試験により、確実に液面検出がされることを確認する。困難な場合は模擬試験とする。	信号が検出されること。	異常がある場合は、記録する。	1ヶ月毎	○	2ヶ月毎	○
圧力スイッチ	作動状況	管理運転又は模擬試験により、確実な作動を確認する。	設定圧力で作動すること。	異常がある場合は、記録する。調整可能な場合は、調整を行う。	1ヶ月毎	○	2ヶ月毎	○
レギュレータ	作動状況	運転時に確実な作動を確認する。	規定値内で作動すること。	異常がある場合は、異常箇所を記録する。また、必要に応じて調整する。	1ヶ月毎	○	2ヶ月毎	○
油配管	外観の異常	目視により、損傷・腐食・漏洩が無いことを確認する。	損傷・腐食・漏洩が無いこと。	油漏れがある場合は、漏油対策を実施し記録する。	1ヶ月毎	○	2ヶ月毎	○
空気配管	漏洩	運転時に、目視、触診、聴診等により、空気の漏洩がないことを確認する。	漏洩が無いこと。	異常がある場合は、異常箇所を記録する。	1ヶ月毎	○	2ヶ月毎	○

標準点検項目表

サブシステム名	(604) 排水ポンプ設備 原動機 (ガスタービンエンジン)				設備区分 I		設備区分 II	
	点 検				待機系設備		常用系設備	
					日常点検	定期点検	日常点検	定期点検
装置区分	点検内容	点 検 方 法	良否判定方法	不具合時対応	(注視点検)	(運転時点検)	(注視点検)	(運転時点検)
【原動機】								
装置全般	外観の異常	目視により、運転に支障のある異常が発生していないか確認する。	運転に支障のある異常が発生していないこと。	異常がある場合は、異常箇所を記録する。	○		○	
	作動状況	管理運転を実施し、正常な運転を確認する。	異常振動・異音が無いこと。	異常がある場合は、異常箇所を記録する。	1ヶ月毎		2ヶ月毎	
圧縮タービン	振動・異音	運転時に目視、触診、聴診により、異常振動が無いことを確認する。	異常振動・異音が無いこと。	異常がある場合は、ポータブル振動計等にて振動を計測、記録する。運転に支障がある場合は、運転を停止する。	1ヶ月毎		2ヶ月毎	
出力タービン	振動・異音	運転時に目視、触診、聴診により、異常振動が無いことを確認する。	異常振動・異音が無いこと。	異常がある場合は、ポータブル振動計等にて振動を計測、記録する。運転に支障がある場合は、運転を停止する。	1ヶ月毎		2ヶ月毎	
燃焼機	燃焼状況確認	運転時に燃焼温度、回転数を確認する。	正常に作動すること。	異常がある場合は、異常箇所を記録する。	1年毎		1年毎	
【始動系統】	電動始動の場合							
始動電動機 (セルモータ)	振動・異音	運転時に目視、触診、聴診により、異常振動が無いことを確認する。	異常振動・異音が無いこと。	異常がある場合は、ポータブル振動計等にて振動を計測、記録する。運転に支障がある場合は、運転を停止する。	1ヶ月毎		2ヶ月毎	
	作動状況	管理運転を実施し、正常な運転を確認する。	正常な運転であること。	異常がある場合は、記録する。	1ヶ月毎		2ヶ月毎	
電磁スイッチ	作動状況	運転時に正常な動作を確認する。	正常に作動すること。	異常がある場合は、異常箇所を記録する。	1ヶ月毎		2ヶ月毎	
【始動系統】	空気始動の場合							
エアモータ	振動・異音	運転時に目視、触診、聴診により、異常振動が無いことを確認する。	異常振動・異音が無いこと。	異常がある場合は、ポータブル振動計等にて振動を計測、記録する。運転に支障がある場合は、運転を停止する。	1ヶ月毎		2ヶ月毎	
	作動状況	管理運転を実施し、正常な運転を確認する。	正常な運転であること。	異常がある場合は、異常箇所を記録する。	1ヶ月毎		2ヶ月毎	
起動弁	振動・異音	運転時に目視、聴診により、異常振動・異音が無いことを確認する。	異常振動・異音が無いこと。	異常がある場合は、記録する。	1ヶ月毎		2ヶ月毎	
	作動状況	運転時に正常な動作を確認する。	正常に作動すること。	異常がある場合は、記録する。	1ヶ月毎		2ヶ月毎	
空気圧縮機	振動・異音	運転時に目視、聴診により、異常振動・異音が無いことを確認する。	異常振動・異音が無いこと。	異常がある場合は、記録する。	1ヶ月毎		2ヶ月毎	
	作動状況	運転時に目視、聴診、触診し異常過熱、異常振動、異音が無く正常に動作することを確認する。運転時の圧力を確認、記録する。	異常過熱・振動・異音が無いこと。	異常がある場合は、記録する。	1ヶ月毎		2ヶ月毎	
【燃料系統】								
燃料制御装置	作動状況	運転時に正常な動作を確認する。	正常な作動であること。	異常がある場合は、異常箇所を記録する。	1ヶ月毎		2ヶ月毎	
燃料ポンプ	作動状況	転時に正常な運転を確認する。	異常振動・異音が無いこと。	異常がある場合は、記録する。	1ヶ月毎		2ヶ月毎	
電磁弁	振動・異音	運転時に目視、聴診により、異常振動・異音が無いことを確認する。	異常振動・異音が無いこと。	異常がある場合は、記録する。	1ヶ月毎		2ヶ月毎	
	作動状況	管理運転を実施し、正常な動作を確認する。	正常な運転であること。	異常がある場合は、異常箇所を記録する。	1ヶ月毎		2ヶ月毎	
【潤滑油系統】								
潤滑油ポンプ	作動状況	運転時に、正常な回転、圧力上昇を確認する。	規定の圧力で作動すること。	異常がある場合は、記録する。	1ヶ月毎		2ヶ月毎	
【計器類】								
温度スイッチ	作動状況	管理運転又は模擬試験により、正常な動作を確認する。	設定値で作動すること。	異常がある場合は、記録する。	1ヶ月毎		2ヶ月毎	
圧力スイッチ	作動状況	管理運転又は模擬試験により、確実な動作を確認する。	設定圧力で作動すること。	異常がある場合は、記録する。調整可能な場合は、調整を行う。	1ヶ月毎		2ヶ月毎	
速度スイッチ	作動状況	運転時又は、模擬試験機により、正常な動作を確認する。	正常に作動すること。	異常がある場合は、記録する。	1ヶ月毎		2ヶ月毎	
【制御盤】								
装置全般	外観の異常	目視により、運転に支障のある異常が発生していないか確認する。	操作盤等の状態表示灯、故障表示灯などが無いことを確認し、異常が無いこと。	異常がある場合は、異常箇所を記録する。運転に支障がある場合は、運転を停止する。	○		○	
	作動状況	管理運転を実施し、正常な動作を確認する。	正常に機能すること。	異常がある場合は、異常箇所を記録する。	1ヶ月毎		2ヶ月毎	
【直流電源装置】								
装置全般	外観の異常	目視により、運転に支障のある異常が発生していないか確認する。	運転に支障をきたすような状態となっていないこと。	異常がある場合は、異常箇所を記録する。	○		○	
	作動状況	管理運転を実施し、正常な動作を確認する。	正常な動作をすること。蓄電池、セル毎の比重、内部抵抗が標準値を満足していること。蓄電池の交換時期を越えていないこと。	異常がある場合は、異常箇所を記録する。	1ヶ月毎		2ヶ月毎	

事後保全項目表

サブシステム名	(1) ラジアルゲート 扉体 (2) ラジアルゲート 戸当り・基礎材	
装置区分	主な保全内容	対 処/対 応
【扉体】		
主桁・補助桁・脚柱	変形	補修
	水抜き穴閉塞	清掃
脚柱間トラス・ブレース	変形	補修
トラニオンハブ	損傷, 変形	補修
スキンプレート	変形	補修
扉体シーブ	損傷, 変形, カバー変形	補修, 取替
水密ゴム	漏水を伴わない損傷, 変形, 磨耗	補修, 取替
	押え金物損傷, 変形	補修, 取替
	押え金物ボルトナットゆるみ, 脱落	増締め, 取付
集中給油装置	給油ポンプ 作動不良	清掃, 取替
	配管損傷, 油漏れ	補修, 取替
	分配弁損傷, 作動不良	補修, 取替
	ゲリス油質不良	取替
【戸当り・基礎材】		
補助ローラレール	損傷, 変形	補修
敷金物・側部水密板	損傷, 変形	補修
	扉体間異物噛込み	清掃
トラニオンガーダ	損傷, 変形	補修
ベDESTAL	損傷, 変形	補修
トラニオンピン	損傷, 変形, ずれ	補修
【高圧ゲート（油圧シリンダ式）の場合】		
ピストロッド吊上げ軸ブラケット	損傷, 変形	補修, 取替
休止フックブラケット	損傷, 変形	補修, 取替
戸当り 空気箱	空気穴の閉塞	清掃

事後保全項目表

サブシステム名	(3) ローラゲート 扉体 (4) ローラゲート 戸当り	
装置区分	主な保全内容	対 処/対 応
【扉体】		
主桁・補助桁・端縦桁	変形	補修
	水抜き穴閉塞	清掃
スキンプレート	変形	補修
整流板	変形	補修
主ローラ スプリング・ロッカービーム	損傷, 変形	補修, 取替
補助ローラ	損傷, 変形, 作動不良	補修, 取替
扉体シーブ	損傷, 変形, カバー変形	補修, 取替
水密ゴム	漏水を伴わない損傷, 変形, 磨耗	補修, 取替
	押え金物損傷, 変形	補修, 取替
	押え金物ボルトナットゆるみ, 脱落	増締め, 取付
集中給油装置	給油ポンプ 作動不良	清掃, 取替
	配管損傷, 油漏れ	補修, 取替
	分配弁損傷, 作動不良	補修, 取替
	ゲリス油質不良	取替
【戸当り】		
主・補助ローラレール	損傷, 変形	補修
戸溝保護板	損傷, 変形	補修
敷金物・側部/上部水密板	損傷, 変形, 磨耗	補修
	扉体間異物噛込み	清掃
主・補助ローラレール (可動部)	損傷, 変形	補修
レールボート (可動部)	損傷, 変形	補修
【高圧ゲート (油圧シリンダ式) の場合】		
ピストンロッド 吊上げ軸ブラケット	損傷, 変形	補修, 取替
休止フックブラケット	損傷, 変形	補修, 取替

事後保全項目表

サブシステム名	(5) シェルローラゲート 扉体 (6) シェルローラゲート 戸当り	
装置区分	主な保全内容	対 処/対 応
【扉体】		
ダイヤフラム・水平桁	変形	補修
スキンプレート・頂板 背面板・底面板	変形	補修
底面板	水抜き穴閉塞	清掃
整流板	変形	補修
スポイラ	変形	補修
補助ローラ	損傷, 変形, 作動不良	補修, 取替, 給油
扉体シーブ	損傷, 変形, カバー変形	補修, 取替
水密ゴム	漏水を伴わない損傷, 変形, 磨耗	補修, 取替
	押え金物損傷, 変形	補修, 取替
	押え金物ボルトナットゆるみ, 脱落	増締め, 取付
集中給油装置	給油ポンプ 作動不良	清掃, 取替
	配管損傷, 油漏れ	補修, 取替
	分配弁損傷, 作動不良	補修, 取替
	グリース油質不良	取替
【戸当り】		
主・補助ローラレール	損傷, 変形	補修
敷金物・側部水密板	損傷, 変形, 磨耗	補修
	扉体間異物噛込み	清掃
主・補助ローラレール (可動部)	損傷, 変形	補修
レールサポート (可動部)	損傷, 変形	補修

事後保全項目表

サブシステム名	(7) 起伏ゲート 扉体 (8) 起伏ゲート 戸当り	
装置区分	主な保全内容	対 処 / 対 応
【扉体】		
主桁・補助桁・端縦桁	変形	補修
	水抜き穴閉塞	清掃
スキンプレート	変形	補修
背面板	変形	補修
スポイラ	変形	補修
	固着, 摩耗	補修, 取替
トルク軸	損傷, 変形	補修, 取替
水密ゴム	漏水を伴わない損傷, 変形, 磨耗	補修, 取替
	押え金物損傷, 変形	補修, 取替
	押え金物ボルトナットゆるみ, 脱落	増締め, 取付
【戸当り】		
側部戸当り	損傷, 変形, 摩耗	補修
	扉体間異物噛込み	清掃

事後保全項目表

サブシステム名	(9) スライドゲート 扉体 (10) スライドゲート 戸当り	
装置区分	主な保全内容	対 処/対 応
【扉体】		
主桁・補助桁・端縦桁	変形	補修
	水抜き穴閉塞	清掃
スキンプレート	変形	補修
吊り金具・ピン	損傷, 変形	補修, 取替
くさび	損傷, 変形	補修, 取替
ガイドシュー	損傷, 変形	補修, 取替
水密ゴム	漏水を伴わない損傷, 変形, 磨耗	補修, 取替
	押え金物損傷, 変形	補修, 取替
	押え金物ボルトナットゆるみ, 脱落	増締め, 取付
【戸当り】		
上部・側部・下部戸当り	損傷, 変形, 磨耗	補修
	扉体間異物噛込み	清掃
くさび	損傷, 変形	補修
戸当り (可動部)	損傷, 変形	補修

事後保全項目表

サブシステム名	(11) 直線多段式ゲート 扉体・戸当り	
装置区分	主な保全内容	対 処/対 応
【扉体】		
主桁・補助桁・端縦桁	変形	補修
	水抜き穴閉塞	清掃
スキンプレート	変形	補修
リフティングビーム	変形	補修
テンションロッド	変形, 損傷, 振動	補修, 取替
補助ローラ	損傷, 変形, 作動不良	補修, 取替
扉体シーブ	損傷, 変形, カバー変形	補修, 取替
水密ゴム	押え金物損傷, 変形	補修, 取替
	押え金物ボルトナットゆるみ, 脱落	増締め, 取付
引掛金物	変形	補修, 取替
集中給油装置	給油ポンプ 作動不良	清掃, 取替
	配管損傷, 油漏れ	補修, 取替
	分配弁損傷, 作動不良	補修, 取替
	ガラス油質不良	取替
【戸当り】		
主・補助ローラレール	損傷, 変形	補修
戸溝保護板	損傷, 変形	補修
下部・側部水密板	損傷, 変形, 磨耗	補修
	扉体間異物噛込み	清掃
主・補助ローラレール (可動部)	損傷, 変形	補修
レールサポート (可動部)	損傷, 変形	補修

事後保全項目表

サブシステム名	(12) ホロージェットバルブ 本体 (13) ジェットフローゲート 本体	
装置区分	主な保全内容	対 処/対 応
【ホロージェットバルブ 本体】		
バルブ本体（上・下流側）	損傷，変形	補修
ニードル	損傷，変形	補修
シート面	漏水を伴わない損傷，変形，磨耗	補修，取替
プランジャー	損傷，変形	補修，取替
	パッキン部の損傷，漏油	補修，取替
エアパイプ	管の損傷，目詰り	清掃，補修
	ジョイント部のゆるみ	補修，増締め
支持装置	損傷，変形	補修
	ジャッキボルトの固着	補修，塗装替え
駆動軸（ドライブシャフト）	損傷	補修，取替
	芯振れ	補修
	パッキン部の損傷	補修，取替
ユニバーサルジョイント	損傷，変形	補修，取替
傘歯車	歯こぼれ，損傷	過負荷除去，補修，取替
【ジェットフローゲート 本体】		
ボンネットカバー	変形，損傷	補修
	振動，異音	清掃，原因検討，補修
扉体部	変形，損傷	補修
	振動，異音	清掃，原因検討，補修
シールリング	漏水を伴わない損傷，変形，磨耗	補修，取替
空気管	変形，損傷	補修

事後保全項目表

サブシステム名	(14) フィックストコーンバルブ 本体	
装置区分	主な保全内容	対 処/対 応
バルブ本体	損傷, 変形	補修
コーン	損傷, 変形	補修
シート面	漏水を伴わない損傷, 変形, 磨耗	補修, 取替
スリーブ	損傷, 変形	補修, 取替
	パッキン部の損傷	補修, 取替
支持装置	損傷, 変形	補修
	芯振れ	補修
	パッキン部の損傷	補修, 取替
ユニバーサルジョイント	損傷, 変形	補修, 取替
	給油状態不良	清掃, 給油
歯車 (べベル・ウォーム)	歯こぼれ, 損傷	過負荷除去, 補修, 取替

事後保全項目表

サブシステム名	(15) 水路リジアルゲート 扉体（無動力式） (16) 水路リジアルゲート 戸当り（無動力式） (17) 無動力式リジアルゲート開閉装置	
装置区分	主な保全内容	対 処／対 応
【扉体】		
主桁・補助桁	変形	補修
	水抜き穴閉塞	清掃
ゲートアーム（脚柱・斜材）	変形	補修
	水抜き穴閉塞	清掃
カウンタウェイト	変形	補修，取替
スキンプレート	変形	補修
水密ゴム	漏水を伴わない損傷，変形，磨耗	補修，取替
	押え金物損傷，変形	補修，取替
	押え金物ボルトナットゆるみ，脱落	増締め，取付
【戸当り】		
敷金物・側部水密板	損傷，変形，磨耗	補修
	扉体間異物噛込み	清掃
プランマブロック	損傷，変形	補修
ブロック台座	損傷，変形	補修
開度表示板	変形，損傷	補修，取替
【開閉装置】		
フロート	損傷，変形	補修
フロートアーム	変形	補修
補助アーム	変形	補修
フロート軸受	損傷，変形	補修，取替
フラップ弁	作動不良	清掃，取替
注水管巻上機	作動不良	清掃，給油
注水管	損傷，変形	補修
バタフライ弁	作動不良	清掃，取替
スクリーン	損傷，変形	補修
ボルトナット	ゆるみ，脱落	増締め，取付

事後保全項目表

サブシステム名	(18) ゴム起伏堰 袋体 (19) ゴム起伏堰 固定金具 (20) ゴム起伏堰プロア	
装置区分	主な保全内容	対 処/対 応
【袋体】		
ゴム袋体	破損	補修, 取替
	変形	補修, 取替
【固定金具】		
底部取付金物	変形, 損傷	補修, 取替
側部取付金物	変形, 損傷	補修, 取替
	漏水	補修, 増締め
【プロア】		
給気・排気プロア	ボルト・ナットのゆるみ, 脱落	増締め, 取付
	エアフィルタ詰り	清掃, 取替
	サイレンサの作動不良	清掃, 取替
動力伝達装置	防護カバーの変形, 損傷	補修, 取替
電動弁	開度計の作動不良	分解, 取替
電磁弁	作動不良	分解, 清掃, 取替
バタフライ弁	作動不良	清掃, 取替
圧力センサー	作動不良	清掃, 取替
圧力設定器	作動不良	調整, 補修, 取替
デジタル指示計	作動不良	清掃, 調整, 補修, 取替

事後保全項目表

サブシステム名	(21) 無動力式ゲート 扉体・戸当り	
装置区分	主な保全内容	対 処/対 応
主桁・補助桁	変形	補修
	水抜き穴閉塞	清掃
ゲートアーム (脚柱・斜材)	変形	補修
回転軸	変形, 損傷	補修, 清掃
バランスウェイトドラム	変形	補修, 取替
スキンプレート	変形	補修
戸当り	損傷, 変形, 磨耗	補修
	扉体間異物噛込み	清掃
プランマブロック	損傷, 変形	補修
ブロック台座	損傷, 変形	補修
開度表示板	変形, 損傷	補修, 取替
【保守点検用開閉装置】		
手動巻上装置	作動不良	補修, 給油
ワイヤロープ	素線切れ・径の減少	取替
	変形	給油, 清掃
機械台	損傷, 変形, 移動 (ずれ)	補修
ボルトナット	ゆるみ, 脱落	増締め, 取付

事後保全項目表

サブシステム名	(23) ワイヤロープウインチ式開閉装置	
装置区分	主な保全内容	対 処/対 応
電動機	取付ボルトゆるみ, 脱落	増締め, 取付
ブレーキ	取付ボルトゆるみ, 脱落	増締め, 取付
減速機	取付ボルトゆるみ, 脱落	増締め, 取付
切替装置	取付ボルトゆるみ, 脱落	増締め, 取付
軸	曲がり, 損傷	補修, 取替
軸継手	損傷, 芯狂い, 振動, 異音	調整, 補修, 取替
	取付ボルトゆるみ, 脱落	増締め, 取付
機械台シーブ	損傷, 変形	補修, 取替
	異音, 作動不良	清掃, 給油, 取替, 分解点検整備
巻上ドラム	損傷	補修, 取替
ワイヤロープ	ロープ変形	詳細調査, 取替
	ワイロープ 端末ゆるみ	調整, 増締め
	ワイロープ 端末ソケットの損傷	取替
スタンド式開度計	盤面のくもり	乾燥, 清掃
開度計 発信器・演算器	作動不良, 誤動作	調整, 補修, 取替
制限開閉装置	作動不良, 誤動作	調整, 補修, 取替
扉体傾斜検出装置	作動不良, 誤動作	調整, 補修, 取替
集中給油装置	給油ポンプ 作動不良	清掃, 取替
	配管損傷, 油漏れ	補修, 取替
	分配弁損傷, 作動不良	補修, 取替
	ガラス油質不良	取替
機械台	損傷, 変形, 移動(ずれ)	補修
	カバーの損傷, 変形, 回転部との接触	補修
	取付ボルトゆるみ, 脱落	増締め, 取付
予備電動機	取付ボルト取付ボルトゆるみ, 脱落	増締め, 取付

事後保全項目表

サブシステム名	(24) 油圧シリンダ式開閉装置	
装置区分	主な保全内容	対 処/対 応
油圧ポンプ取付ボルト	ゆるみ, 脱落	増締め, 取付
油圧ポンプ用電動機取付ボルト	ゆるみ, 脱落	増締め, 取付
軸継手	損傷, 変形	補修, 取替
	芯狂い, 振動, 異音	調整, 給油, 取替
油圧シリンダチューブ	損傷, 変形	過負荷除去, 補修, 取替
	板厚減少	塗装替え, 補修
油圧シリンダ架台	損傷, 変形	補修
油圧シリンダコネクティングロッド	損傷, 変形	補修
油圧シリンダ配管フレキシブルホース	損傷	補修, 取替
軸受	固着	給油, 取替
	損傷, メタル割れ	補修, 取替
	過熱	分解, 給油
	振動	給油, 調整
軸受取付ボルト・ナット	ゆるみ, 脱落	増締め, 取付
方向制御弁	作動不良 (電磁弁)	分解, 清掃, 取替
圧力計	作動不良	調整, 取替
油圧配管 (ユニット内部)	損傷	補修, 取替
油圧配管 (ユニット外部)	損傷	補修, 取替
油槽	油漏れ (本体亀裂, ハッキン部)	補修, 取替
	損傷, 変形	補修, 取替
	油量異常	油量調整
フィルタ	目詰り	取替
油槽エアブリーザ	目詰り	清掃, 取替
油槽取付ボルト	ゆるみ, 脱落	増締め, 取付
油面計	作動不良	調整, 取替
油面検出スイッチ	作動不良	分解, 調整, 取替

事後保全項目表

サブシステム名	(25) 油圧式圧着装置	
装置区分	主な保全内容	対 処/対 応
ロック装置 ねじ棒	潤滑不良	給油, 交換
	ねじ面の損傷	給油, 取替
	メタルワッシュの損傷	清掃, 給油, 取替
ロック装置 ラック	潤滑不良	給油, 交換
	歯面の損傷, 摩耗	清掃, 給油
ロック装置 軸受	固着	給油, 交換
ロック装置 レバー	損傷, 変形	補修
主軸受・偏芯軸	損傷, 摩耗, メタル割れ	清掃, 給油, 取替
油圧シリンダチューブ	損傷, 変形	過負荷除去, 補修, 取替
	板厚減少	塗装替え, 補修
油圧シリンダピストンロッド	損傷, 曲がり	過負荷除去, 補修, 取替
機器架台	損傷, 変形	補修
	移動 (ずれ)	補修
取付ボルト・ナット	ゆるみ	増締め
油圧配管	損傷	補修, 取替
圧着度計	作動不良	調整, 補修, 取替

事後保全項目表

サブシステム名	(27) 操作制御設備 (機側操作盤) (28) 電源設備	
装置区分	主な保全内容	対 処/対 応
【機側操作盤】		
操作盤	外装損傷, 腐食	補修, 塗装替え
	取付ボルトゆるみ, 脱落	増締め, 取付
表示灯	ランプ切れ	取替
電圧計	表示値異常, 誤動作	調整, 取替
電流計	表示値異常, 誤動作	調整, 取替
運転回数計	作動不良, 誤動作	調整, 取替
盤内端子台	台取付ゆるみ	増締
盤内配線	断線, 被覆の損傷	取替
	端子腐食	清掃, 取替
スペースヒータ	作動不良	補修, 取替
進相コンデンサ	作動不良	補修, 取替
カレントコンバータ	作動不良	補修, 取替
変流器	作動不良, 基準異常 (電流)	補修, 取替
変圧器	作動不良, 基準異常 (電圧)	乾燥, 補修, 取替
警報	作動不良	調整, 取替
開度計 受信器・演算器	表示値異常, 作動不良, 誤動作	調整, 補修, 取替
開度差計	作動不良, 誤動作	調整, 補修, 取替
水位計 受発信器・演算器	表示値異常, 作動不良, 誤動作	調整, 補修, 取替
自動制御盤(直線多段式ゲート等)	表示値異常, 作動不良, 誤動作	調整, 補修
流量計	表示値異常	乾燥, 清掃
流量検出機構	作動不良	調整, 補修, 取替
流量計発信器・演算器	作動不良	調整, 補修, 取替
【電源設備】		
分電盤	外装損傷, 腐食	補修, 塗装替え
電源ケーブル	損傷	補修, 取替
プルボックス・ハンドホール	損傷, 汚損, 腐食	補修, 清掃, 塗装替え
電線管	損傷, 腐食	補修, 取替

事後保全項目表

サブシステム名	(29) 除塵設備 スクリーン (30) 除塵設備 除塵機（レーキ循環） (31) 除塵設備 除塵機（トラッシュカー）	
装置区分	主な保全内容	対 処/対 応
【スクリーン】		
スクリーンパネル	変形	補修
支持桁	変形	補修
【除塵機 レーキ循環】		
	伸び	調整, 取替
軸受	摩耗・損傷	清掃, 給油, 取替
	異音	清掃, 給油
集中給油装置	油質不良	取替
	作動不良	補修, 清掃, 油取替
	油漏れ	補修, 取替, 給油
エプロン・フレム・ガイトレール	変形・損傷	補修
機械台	変形・損傷	補修
【除塵機 トラッシュカー】		
伝導チェーン・スプロケット	摩耗	給油, 取替
	伸び	調整, 取替
軸受	摩耗・損傷	清掃, 給油, 取替
	異音	清掃, 給油
巻上ドラム	損傷	補修, 取替
ワイヤロープ	変形	補修, 取替
集中給油装置	油質不良	取替
	作動不良	補修, 清掃, 油取替
	油漏れ	補修, 取替, 給油
ワイパー	作動不良	清掃, 調整
エプロン	変形・損傷	補修
機械台	変形・損傷	補修

事後保全項目表

サブシステム名	(34) 係船設備 巻上装置・主ロープ・受ローラ (35) 係船設備 昇降台車・走行レール (36) 係船設備 浮棧橋	
装置区分	主な保全内容	対 処/対 応
【巻上装置等】		
軸	曲がり, 損傷	補修, 取替
軸継手	損傷, 変形	補修, 取替
	芯狂い, 振動, 異音	調整, 補修
軸受	固着, 過熱, 振動, 作動不良	給油, 分解, 補修, 取替
巻上ドラム	損傷	補修, 取替
主ワイヤロープ	変形	補修, 取替
ワイヤロープ 端末調整装置	ロープ長さ, ゆるみ	調整
	ソケットの損傷	取替
休止装置	作動不良	給油, 調整
台車位置計	盤面のくもり	乾燥, 清掃
機械台	損傷, 変形, 移動(ずれ)	補修
受ローラ	損傷, 変形, 作動不良	給油, 補修, 取替
取付ボルトナット	ゆるみ, 脱落	増締め, 取付
【昇降台車・レール・浮棧橋】		
台車本体フレーム	変形・損傷	補修
車輪	変形・損傷, 作動不良	給油, 補修, 取替
船台	変形・損傷	補修
レール	変形・損傷・磨耗	補修, 取替
レールストッパー	変形・損傷	補修, 取替
浮棧橋フレーム	変形・損傷	補修
フロート	変形・損傷	補修
係留装置	変形・損傷	補修
ボルトナット	ゆるみ, 脱落	増締め, 取付

事後保全項目表

サブシステム名	(42) 深層曝気設備 浮上槽・係留装置 (43) 深層曝気設備 上昇管・下降管・給気装置 (44) 深層曝気設備 巻上装置 (上昇管・下降管とも)	
装置区分	主な保全内容	対 処/対 応
【浮上槽・係留装置・上昇管・下降管・給気装置】		
フレーム・床板	損傷, 変形	補修
フロート	損傷, 変形	補修
係留ワイヤ・調整ワイヤ カウンタウエイトワイヤ	変形	補修, 取替
空気圧縮機	弛み (Vベルト)	Vベルト交換
	振動, 異音	調整, 補修, 給油
	基準異常 (圧力)	漏れ箇所点検, モータ点検
	作動不良 (弁類)	再調整, 部品交換
給気ホース	損傷, 変形, やぶれ	補修, 取替
【巻上装置】		
巻上ドラム	損傷	補修, 取替
ワイヤロープ	変形	補修, 取替
ワイヤロープ 端末調整装置	ロープ長さ, ゆるみ	調整
	ソケットの損傷	取替
取付ボルトナット	ゆるみ, 脱落	増締め, 取付

事後保全項目表

装置区分	主な保全内容	対 処/対 応
サブシステム名	(45) 揚水ポンプ設備 主ポンプ (渦巻ポンプ) (46) 揚排水ポンプ設備 主配管 (47) 揚排水ポンプ設備 吐出弁 (48) 揚排水ポンプ設備 逆止弁	
【主ポンプ】		
ケーシング	詰り (ケーシングドレン)	清掃
グランドパッキン	漏洩	パッキン交換, 再締付等
圧力計・連成計・真空計	作動不良	補修, 交換, 調整
フロースイッチ	作動不良	補修, 交換, 調整
水位計	作動不良	調整, 補修, 取替
軸受用グリースポンプ	作動不良	清掃, 取替
【水中モータポンプの場合】		
メカニカルシール	漏水	分解, 補修
キャブタイヤケーブル	損傷, シール不良	補修, 取替
サーマルプロテクタ	作動不良	補修, 取替
浸水検知器	作動不良	補修, 取替
【主配管】		
吸込管・吐出管	損傷・変形	補修
流量計	表示値異常	乾燥, 清掃, 調整, 補修
【吐出弁・逆止弁】		
弁本体	詰り (ドレン)	清掃
水密ゴム	漏水	補修, 取替
グランドパッキン	漏水	パッキン交換, 再締付等
開度計	作動不良	再調整, 補修, 取替

事後保全項目表

サブシステム名	(50) 揚排水ポンプ設備 始動・制御用抵抗器（液体抵抗器） (51) 揚排水ポンプ設備 給水・冷却水系統 (52) 揚排水ポンプ設備 満水系統	
装置区分	主な保全内容	対 処/対 応
【始動・制御用抵抗器】		
抵抗器本体（外装）	変形・破損	補修
タンク	損傷	補修，取替
電解液クーラ	損傷	補修，取替
配線	断線	断線部補修，交換
【給水・冷却水系統】		
水槽類	汚損	清掃，再塗装
	作動不良（ホールタップ）	清掃，補修
	詰り（ドレン）	清掃
電磁弁（電動弁）	作動不良	分解清掃，補修，取替
フローリレー	作動不良	補修，交換，調整
オートストレーナ	作動不良（逆洗弁）	分解清掃，部品交換
圧力計・温度計	作動不良	補修，交換，調整
	漏洩（配管）	漏洩部交換，パッキン交換，増締め等
潤滑水ポンプ・軸封水ポンプ	作動不良（圧力計）	調整，清掃，取替
【満水系統】		
補給水槽	汚損	清掃，再塗装
	作動不良（ホールタップ）	清掃，補修
	詰り（ドレン）	清掃
電磁弁（電動弁）	作動不良	分解清掃，補修，取替
真空計	作動不良	補修，交換，調整
	漏洩（配管）	漏洩部交換，パッキン交換，増締め等
満水検知器	作動不良	分解清掃，補修，取替

事後保全項目表

サブシステム名	(53) 揚排水ポンプ設備 制御用配電盤 (54) 揚排水ポンプ設備 機場集中操作盤	
装置区分	主な保全内容	対 処/対 応
【制御用配電盤】		
盤外装	汚損・変形	補修, 塗装替え
盤取付ボルト	弛み, 脱落	増締め, 取付
表示灯	ランプ切れ	交換
電圧計・電流計・指示計	表示値異常	調整, 取替
変圧器	作動不良	乾燥, 取替
盤内端子台	弛み (取付部)	増締め
盤内配線	断線, 被覆の損傷, 端子腐食	補修, 取替
スペースヒータ	作動不良	補修, 取替
【機場集中操作盤】		
盤外装	汚損・変形	補修, 塗装替え
盤取付ボルト	弛み, 脱落	増締め, 取付
表示灯	ランプ切れ	交換
電圧計・電流計・指示計	表示値異常	調整, 取替
電力量計・運転時間計・記録計	表示値異常	調整, 取替
変圧器	作動不良	乾燥, 取替
変流器	基準異常 (電流)	調整, 取替
進相コンデンサ	作動不良	取替
盤内端子台	弛み (取付部)	増締め
盤内配線	断線, 被覆の損傷, 端子腐食	補修, 取替
タイプライタ	作動不良	再調整, 補修, 取替
スペースヒータ	作動不良	補修, 取替

事後保全項目表

サブシステム名	(55) 揚排水ポンプ設備 機側操作盤 (56) 揚排水ポンプ設備 補助継電器盤 (57) 揚排水ポンプ設備 計装盤	
装置区分	主な保全内容	対 処/対 応
【機側操作盤】		
盤外装	汚損・変形	補修, 塗装替え
盤取付ボルト	弛み, 脱落	増締め, 取付
表示灯	ランプ切れ	交換
電圧計・電流計・指示計	表示値異常	調整, 取替
盤内配線	断線, 被覆の損傷, 端子腐食	補修, 取替
スペースヒータ	作動不良	補修, 取替
【補助継電器盤】		
盤外装	汚損・変形	補修, 塗装替え
盤取付ボルト	弛み, 脱落	増締め, 取付
表示灯	ランプ切れ	交換
盤内端子台	弛み (取付部)	増締め
盤内配線	断線, 被覆の損傷, 端子腐食	補修, 取替
スペースヒータ	作動不良	補修, 取替
【計装盤】		
盤外装	汚損・変形	補修, 塗装替え
盤取付ボルト	弛み, 脱落	増締め, 取付
表示灯	ランプ切れ	交換
指示計・記録計	表示値異常	調整, 取替
警報装置	作動不良	補修, 取替
監視用センサ類	作動不良	調整, 補修, 取替
盤内端子台	弛み (取付部)	増締め
盤内配線	断線, 被覆の損傷, 端子腐食	補修, 取替
スペースヒータ	作動不良	補修, 取替

事後保全項目表

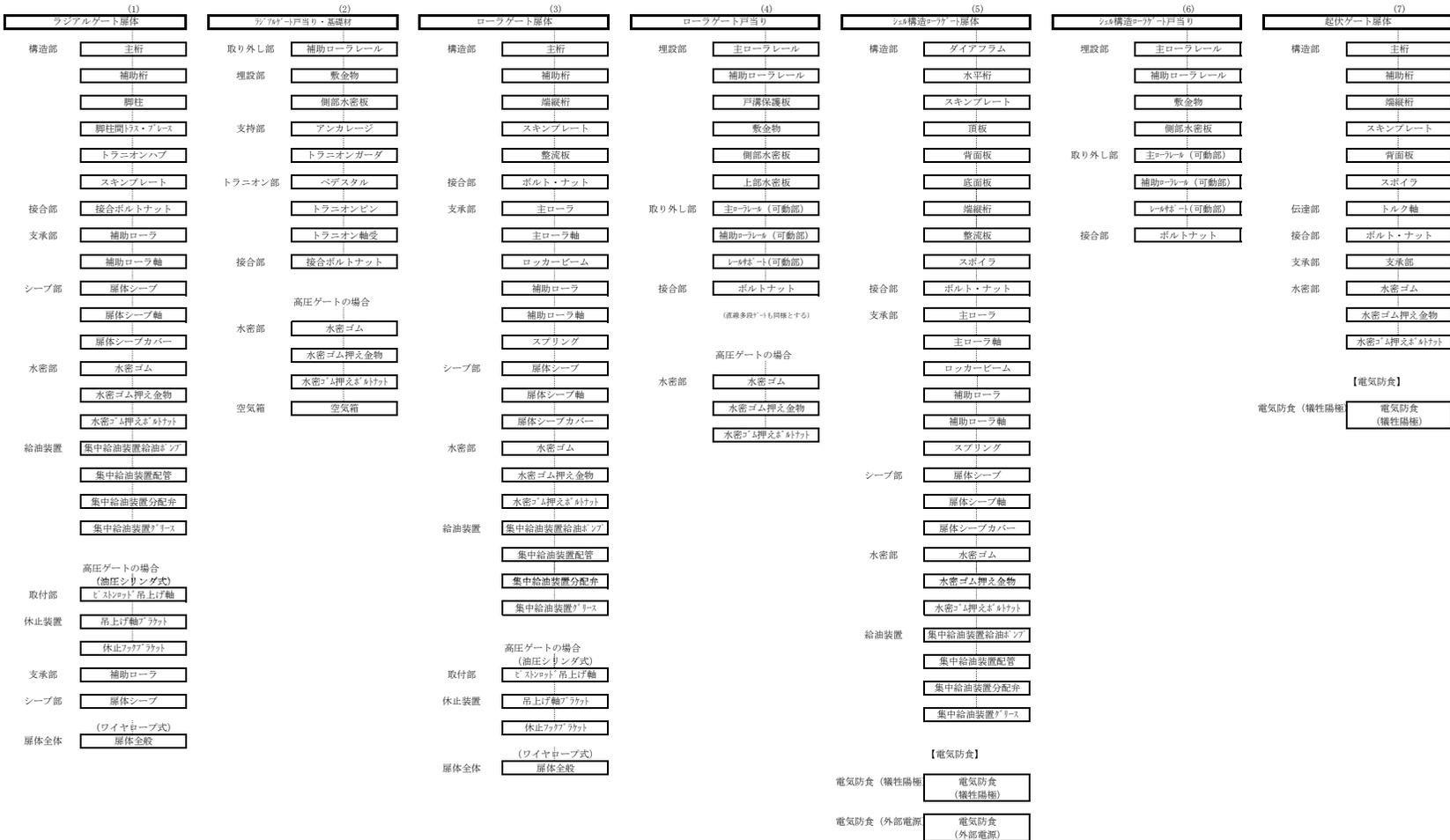
サブシステム名	(60) 排水ポンプ設備 原動機 (ディーゼルエンジン)	
装置区分	主な保全内容	対 処/対 応
圧力計・温度計	作動不良	補修, 交換, 調整
	漏洩 (配管)	漏洩部交換, パッキン交換, 増締め等
回転計	作動不良	調整, 補修, 取替
速度スイッチ	作動不良	調整, 補修, 取替
排気管	損傷, 変形	補修, 取替
【燃料系統】		
【潤滑油系統】		
機関オイルパン	油質劣化	潤滑油交換
油濾過器	作動不良	分解清掃, エLEMENT交換, 油交換
油圧スイッチ	作動不良	再調整, 油圧スイッチ交換
【冷却水系統】		
清水冷却器・潤滑油冷却器	漏洩	補修, 取替
	防食亜鉛の消耗	防食亜鉛交換
フロースイッチ・水温スイッチ	作動不良	調整, 補修, 取替
ラジエータ (ラジエータ形式の場合)	損傷, 変形	補修, 取替
	弛み (ファンベルト)	ベルト交換, 再調整
	損傷, 亀裂 (ホース)	ホース交換

事後保全項目表

サブシステム名	(63) 排水ポンプ設備 燃料系統 (64) 排水ポンプ設備 始動空気系統	
装置区分	主な保全内容	対 処/対 応
【燃料系統】		
燃料小出槽	詰り (ドレン)	配管清掃
圧力計	作動不良	補修, 交換, 調整
	漏洩 (配管)	漏洩部交換, パッキン交換, 増締め等
【始動空気系統】		
空気圧縮機	詰り (フィルタ)	フィルタ清掃
	弛み (Vベルト)	Vベルト交換
	作動不良 (アンローダ弁)	補修, 交換, 調整
始動空気槽	詰り (ドレン)	清掃
	変形, 損傷	補修, 交換, 調整
	作動不良 (圧力計)	補修, 交換, 調整
圧力スイッチ	作動不良	補修, 交換, 調整
電磁弁	作動不良	補修, 交換, 調整
減圧弁	作動不良	補修, 交換, 調整
【電気始動の場合】		
セルモータ	作動不良	電源系統点検, 補修
電磁スイッチ	作動不良	補修, 交換, 調整

システムブロック図

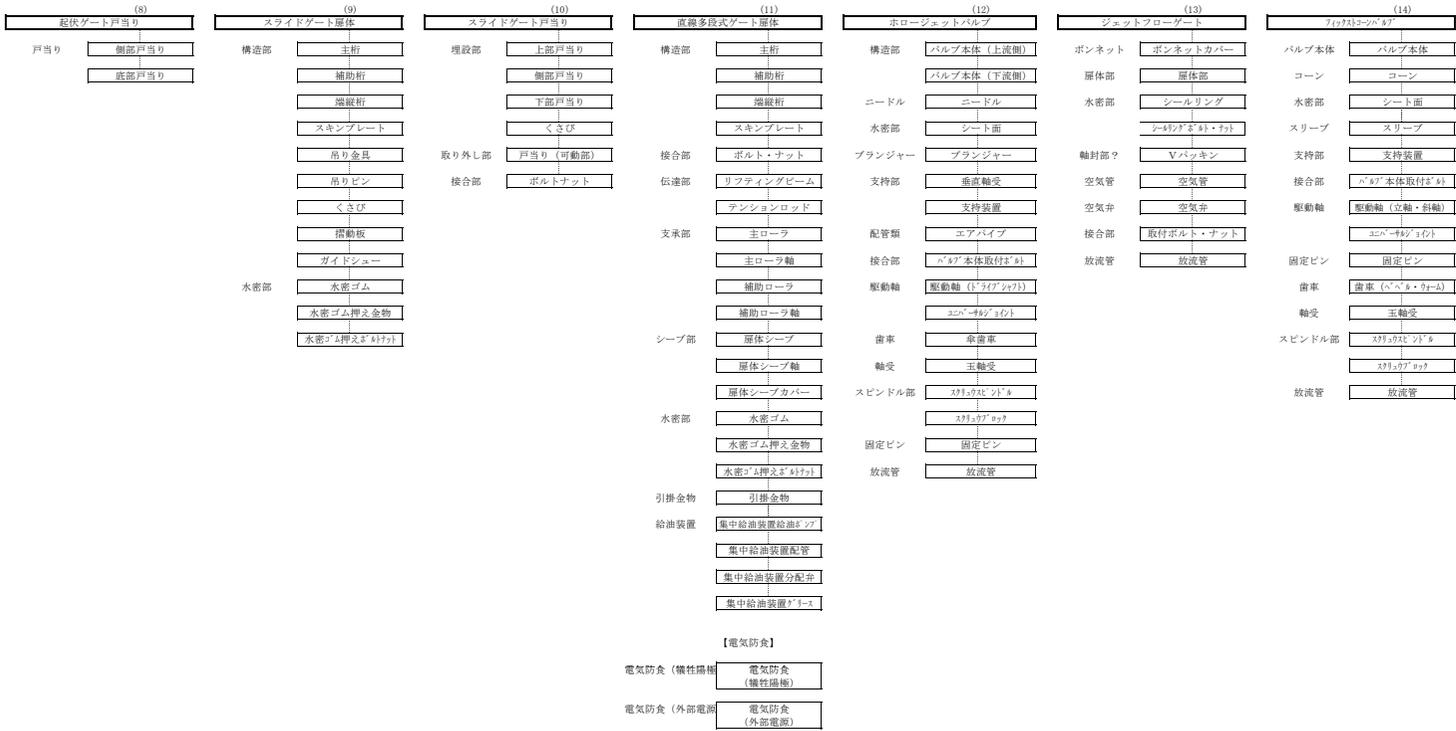
1. 水門設備の標準サブシステムブロック図 1/5



□ : サブシステム

□ : 機器・部品

水門設備の標準サブシステムブロック図 2 / 5

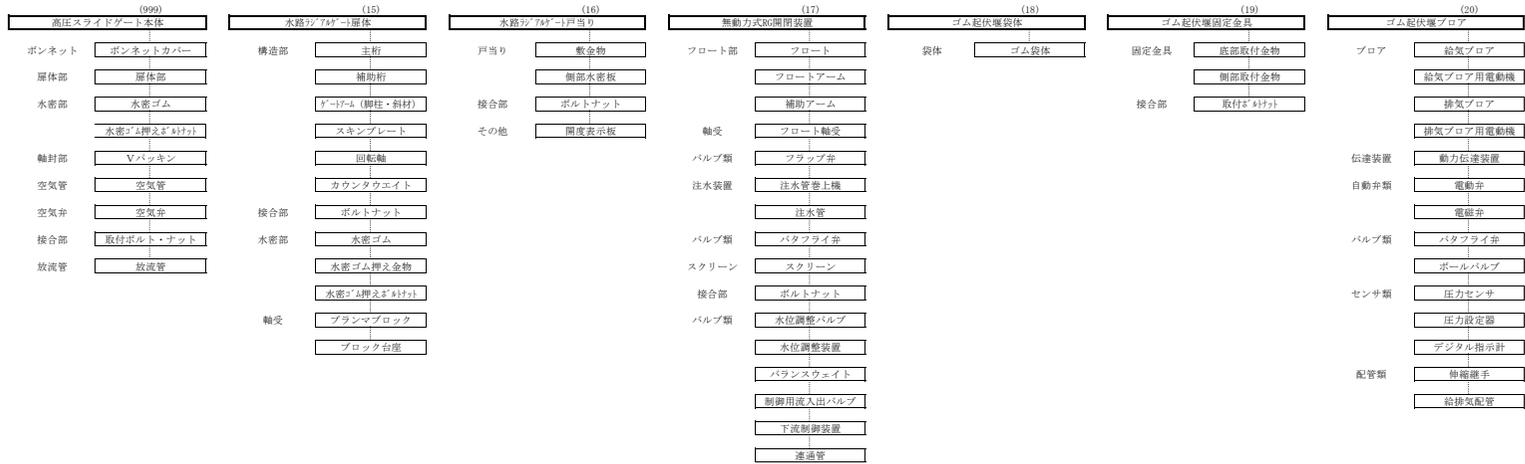


(戸当りはローゲート戸当りと同様とする)

サブシステム

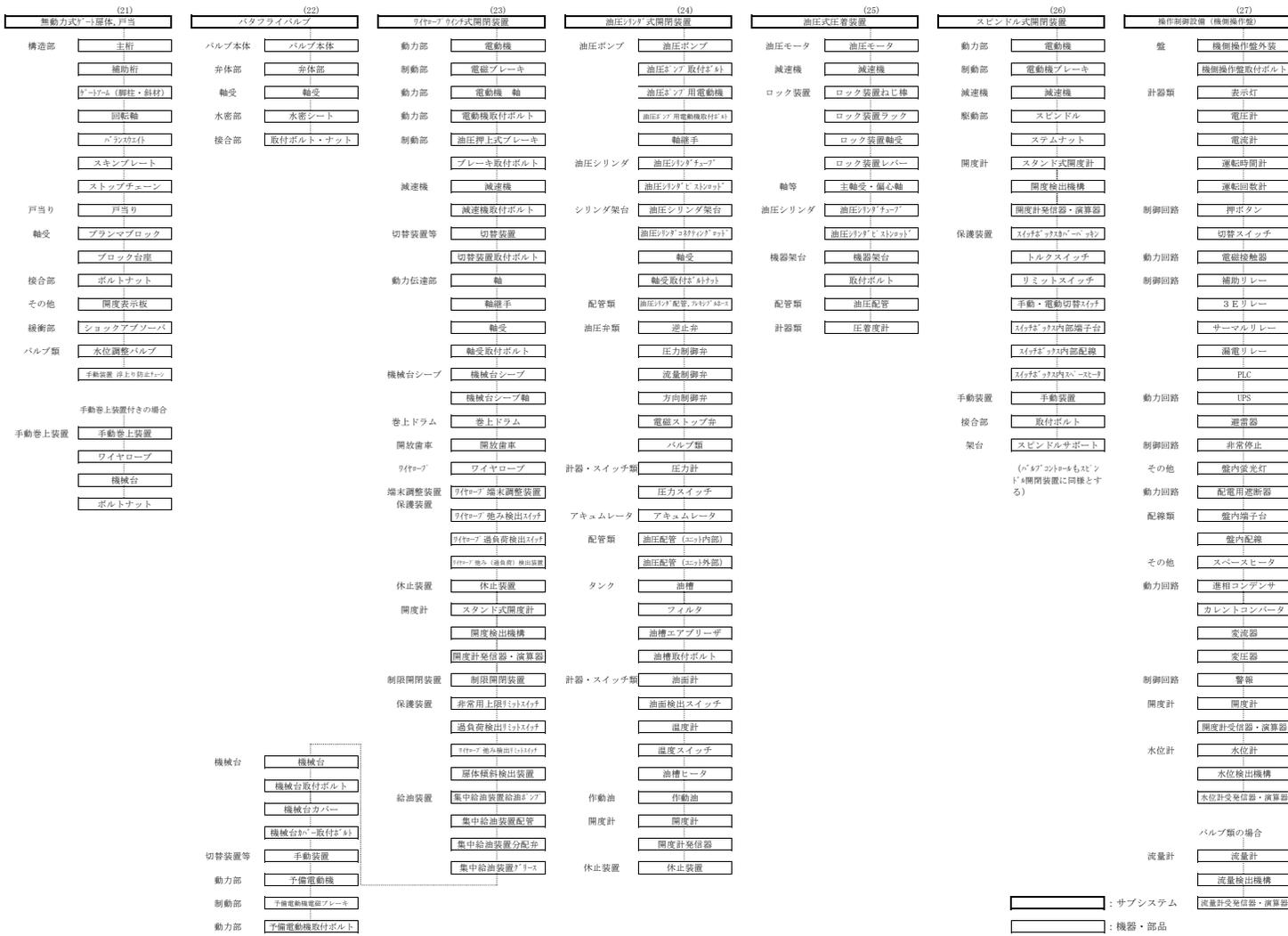
機器・部品

水門設備の標準サブシステムブロック図 3 / 5



: サブシステム
 : 機器・部品

水門設備の標準サブシステムブロック図 4 / 5



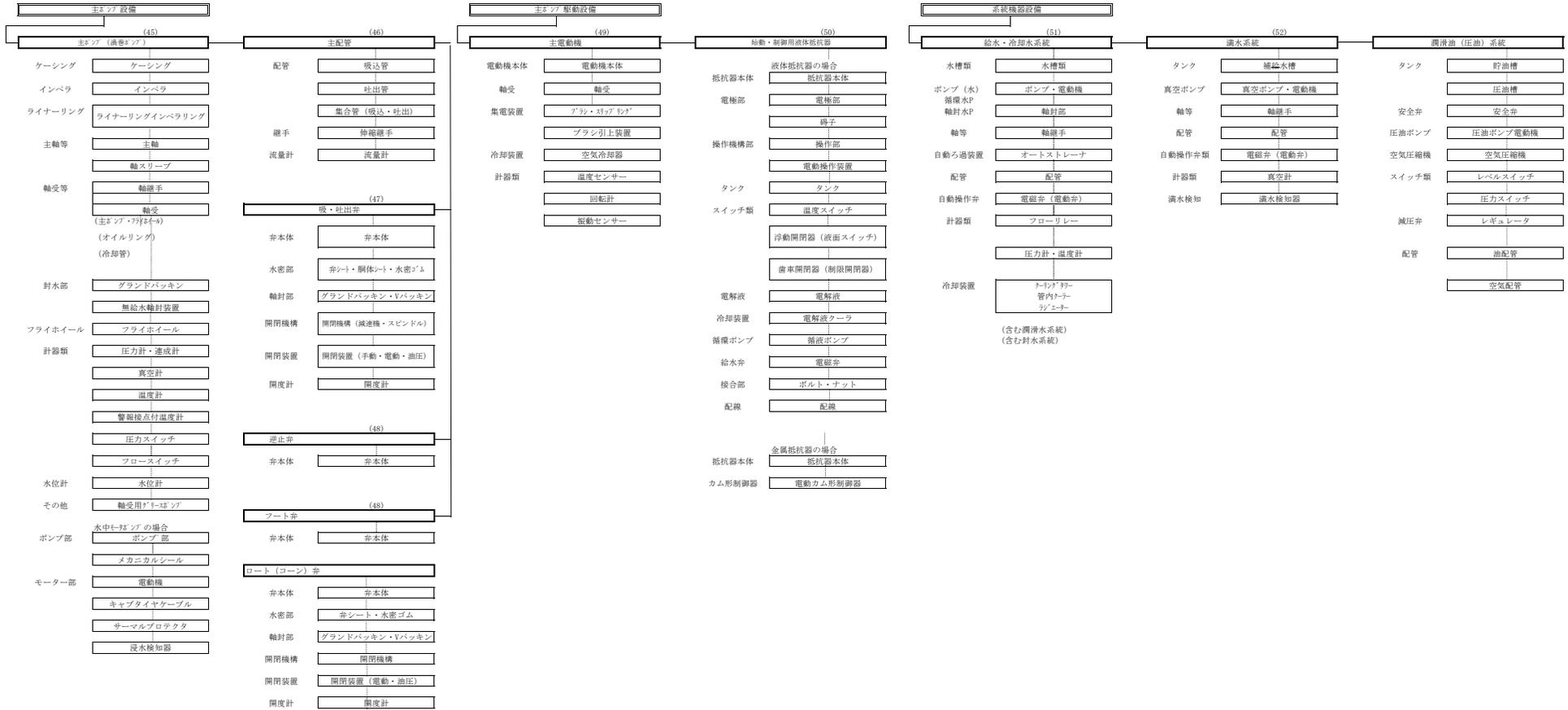
：サブシステム
：機器・部品

水門設備の標準サブシステムブロック図 5 / 5

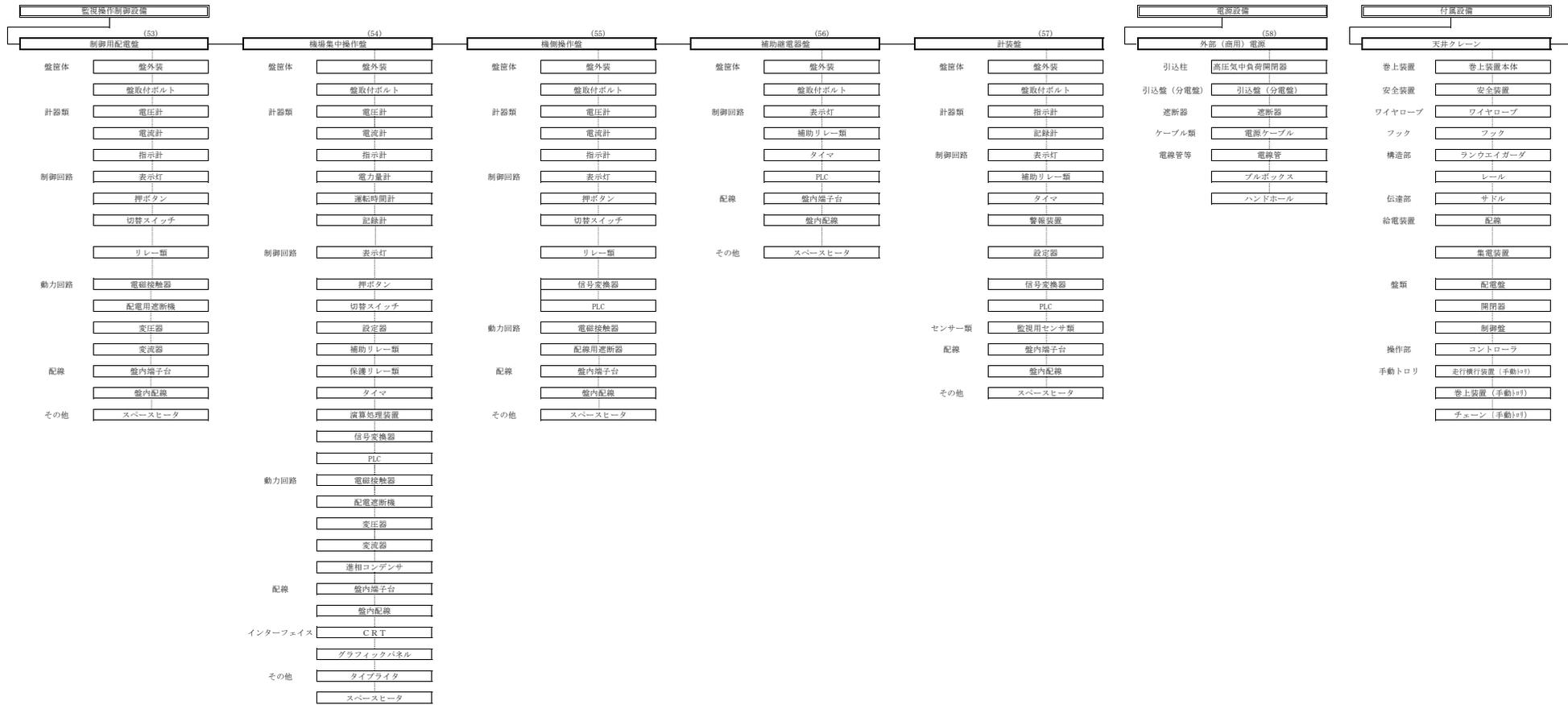


: サブシステム
 : 機器・部品

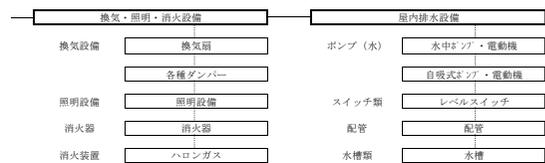
3. ポンプ設備の標準サブシステムブロック図 1/7 (揚水ポンプ1/3)



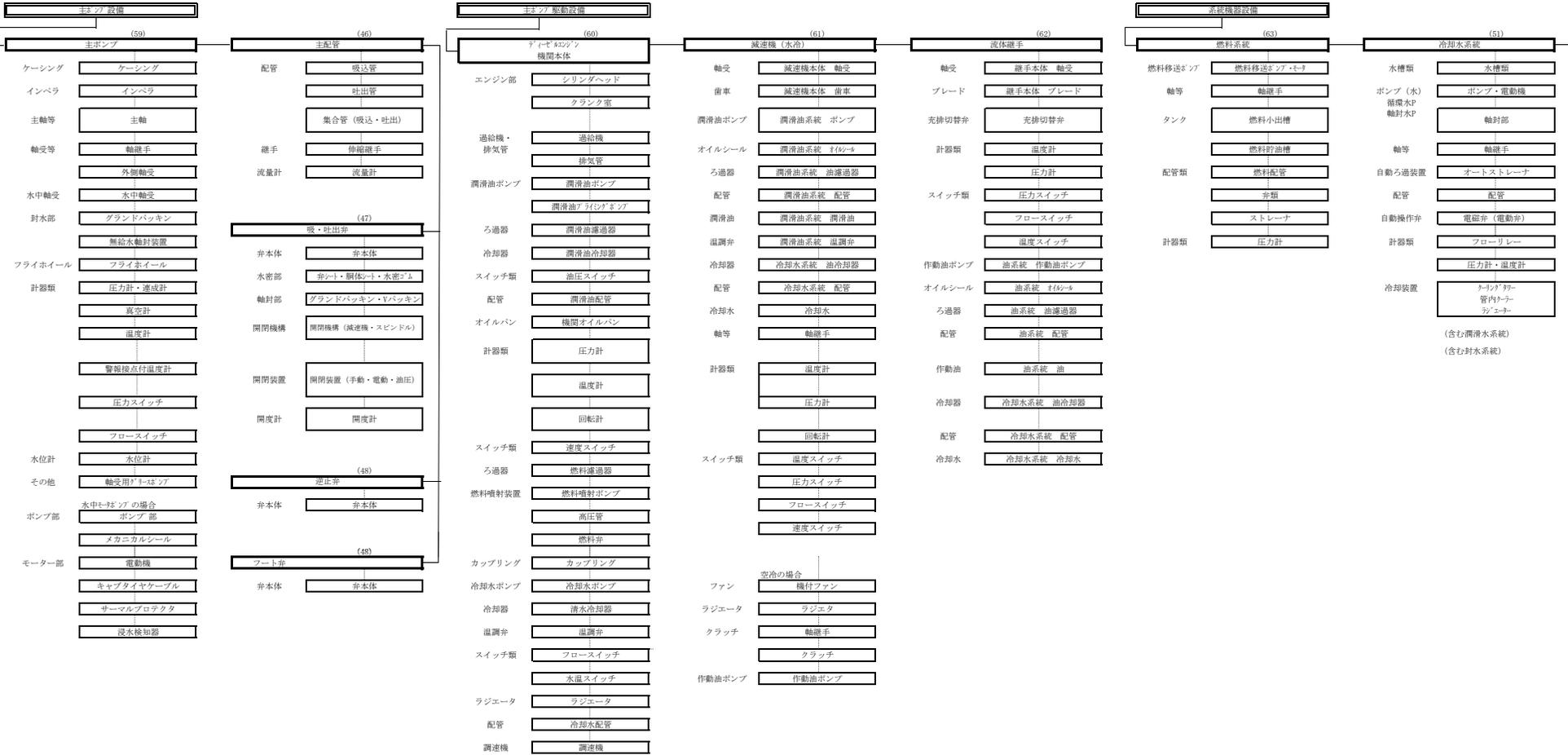
ポンプ設備の標準サブシステムブロック図 2/7 (揚水ポンプ2/3)



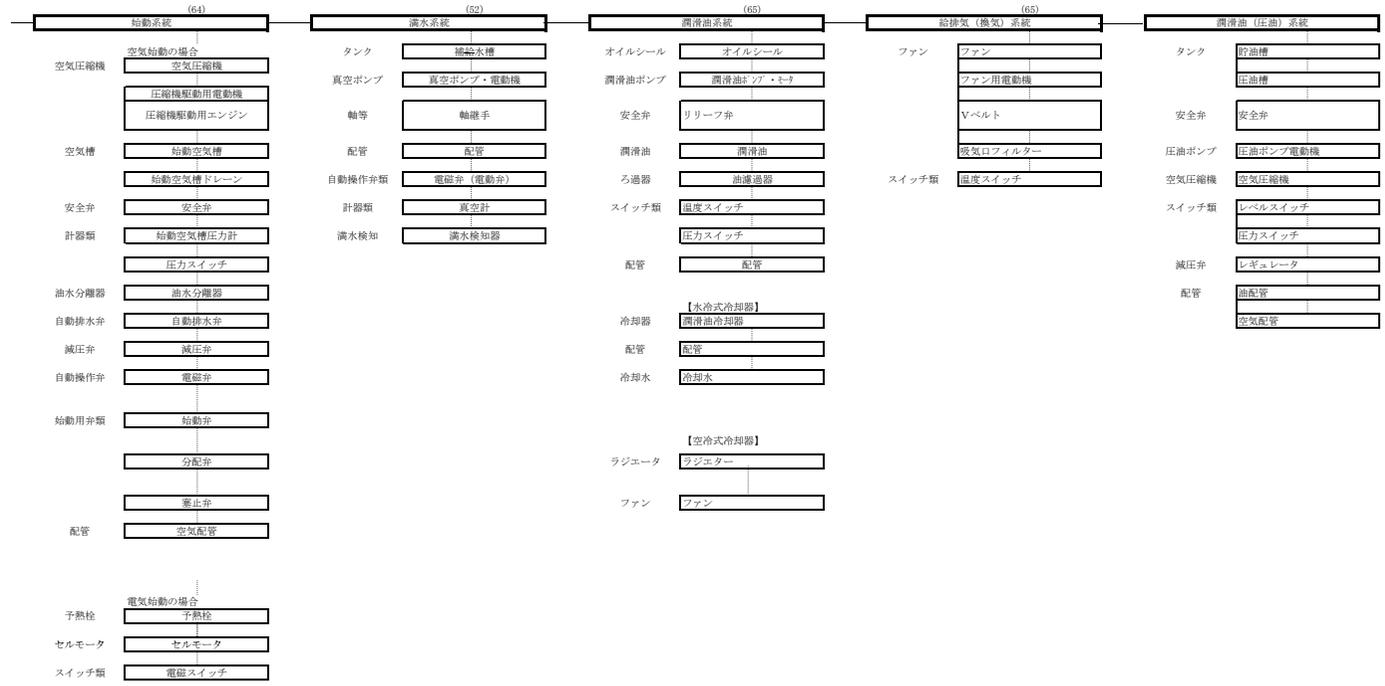
ポンプ設備の標準サブシステムブロック図 3/7 (給水ポンプ3/3)



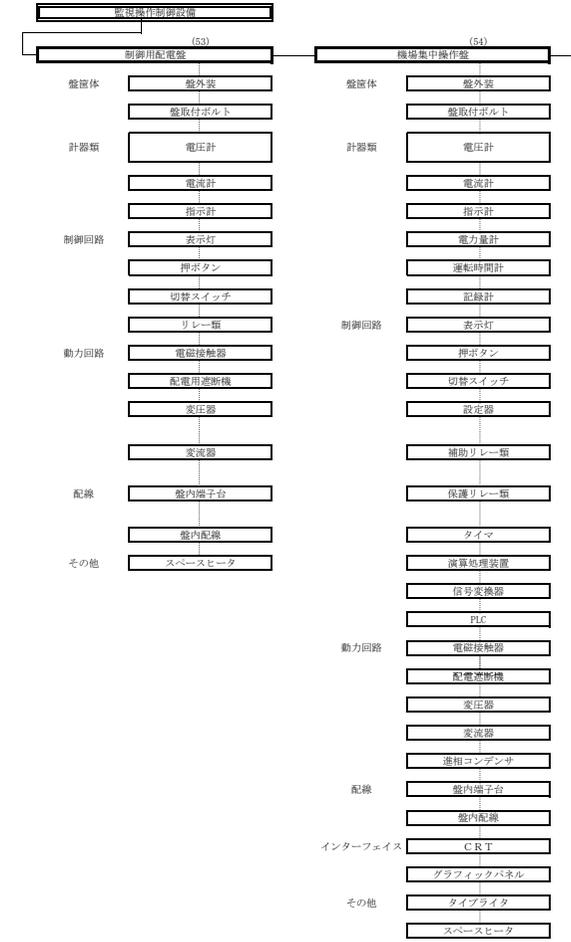
ポンプ設備の標準サブシステムブロック図 4/7 (排水ポンプ1/4)



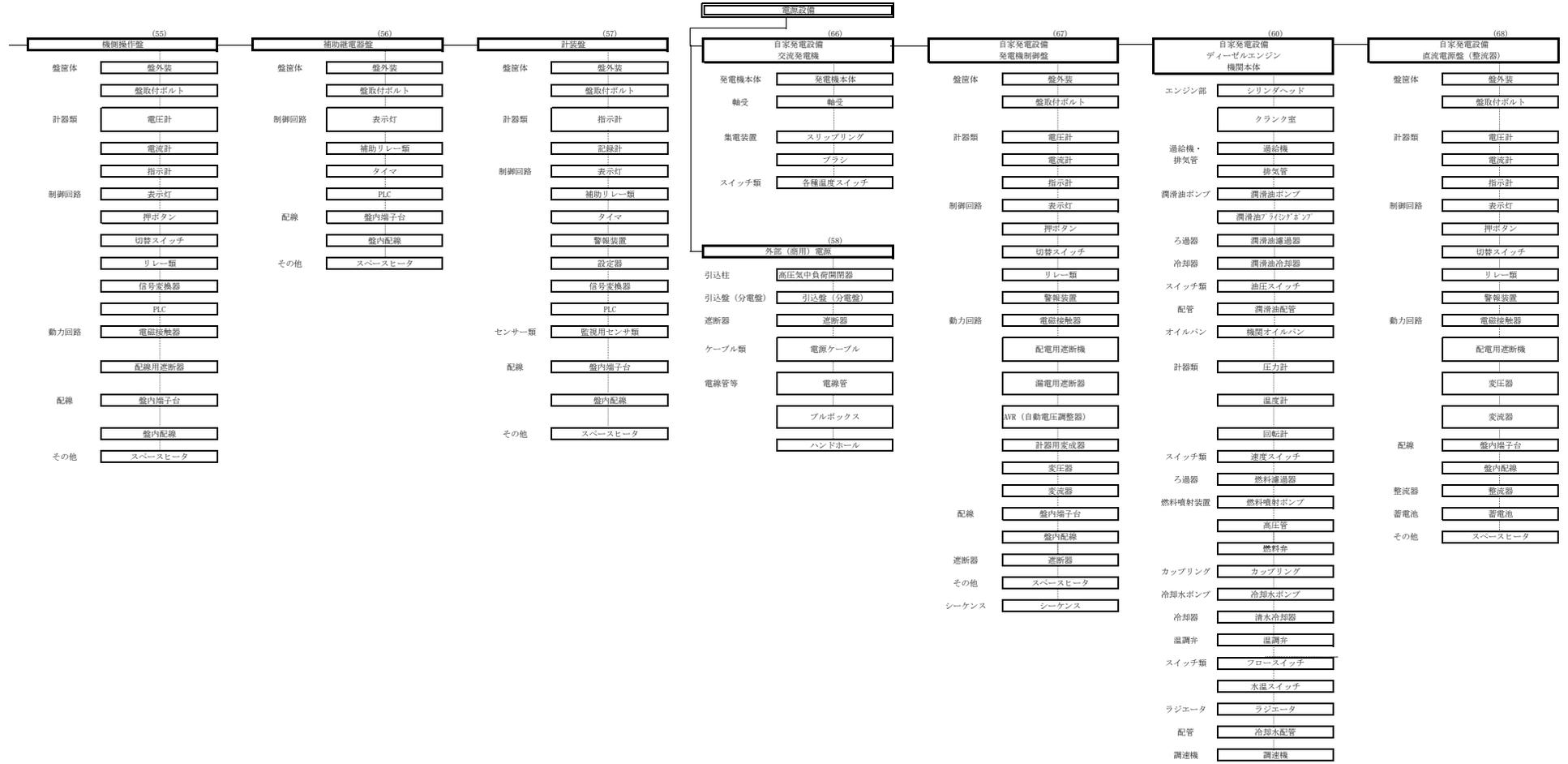
ポンプ設備の標準サブシステムブロック図 5/7 (排水ポンプ2/4)



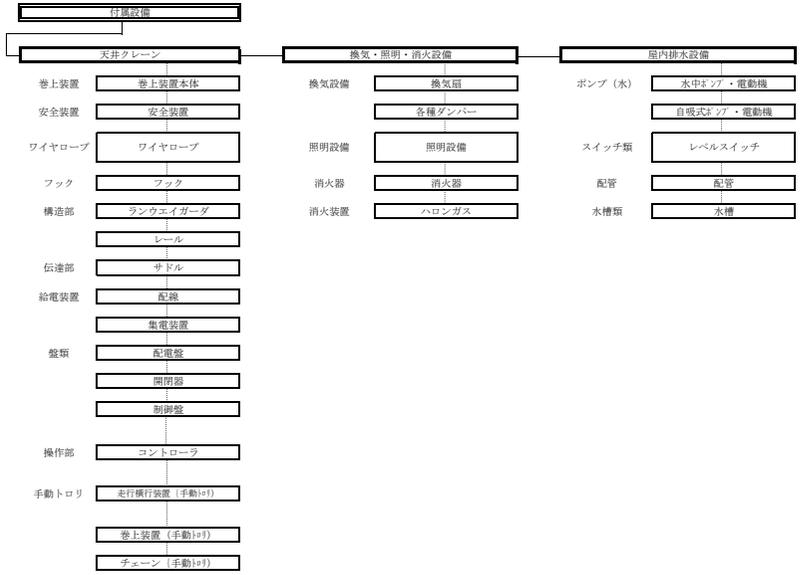
ポンプ設備の標準サブシステム



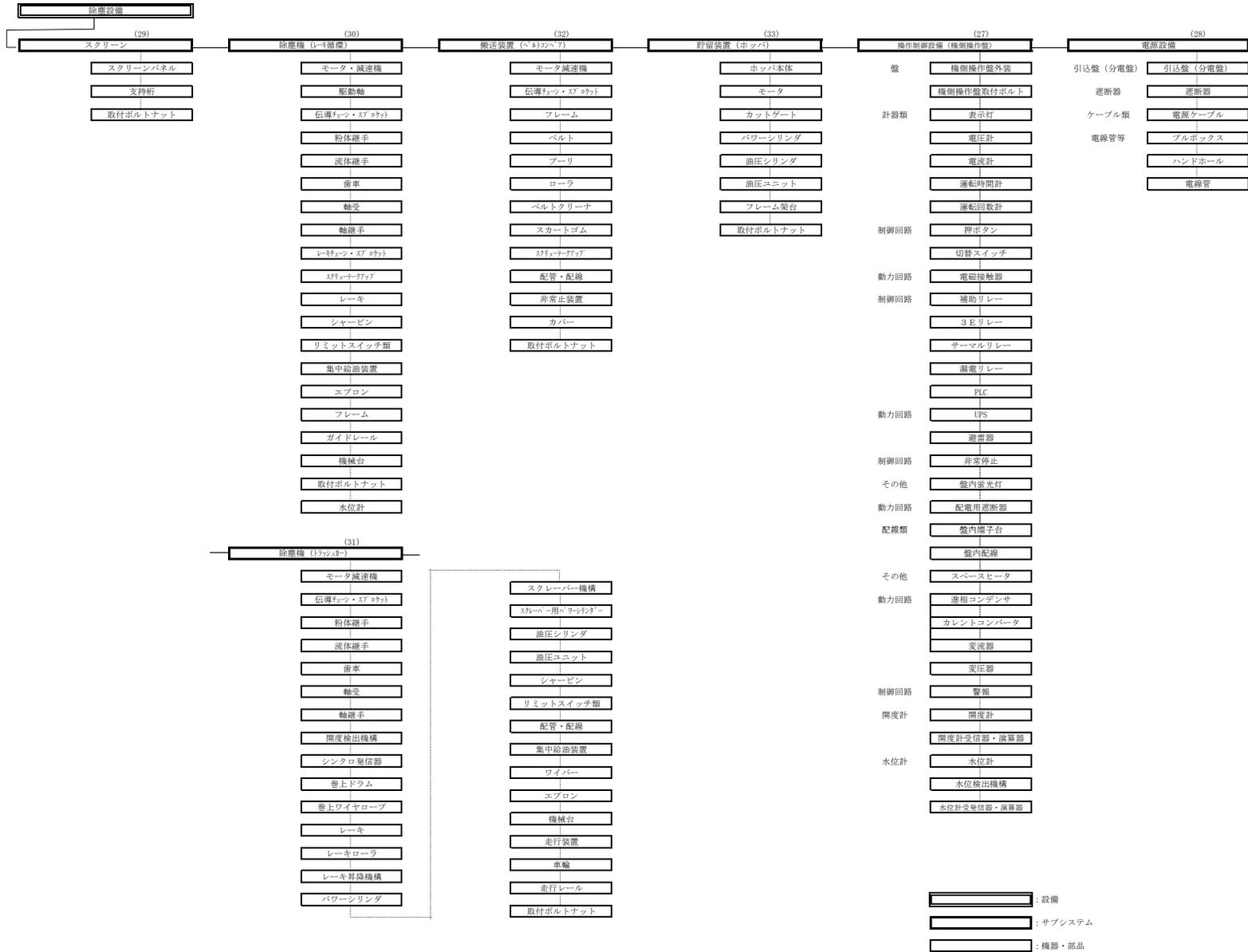
テムブロック図 6/7 (排水ポンプ3/4)



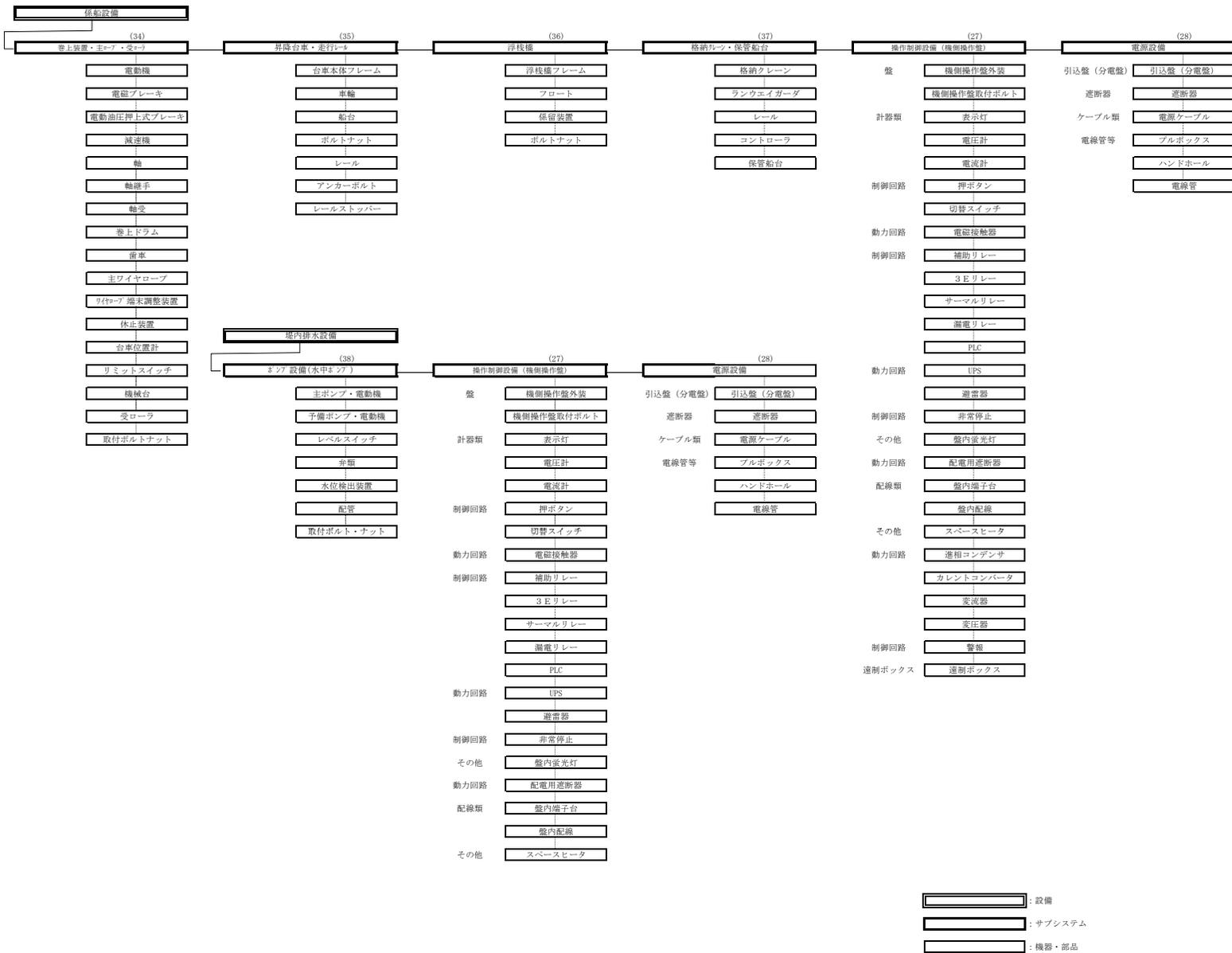
ポンプ設備の標準サブシステムブロック図 7/7 (排水ポンプ4/4)



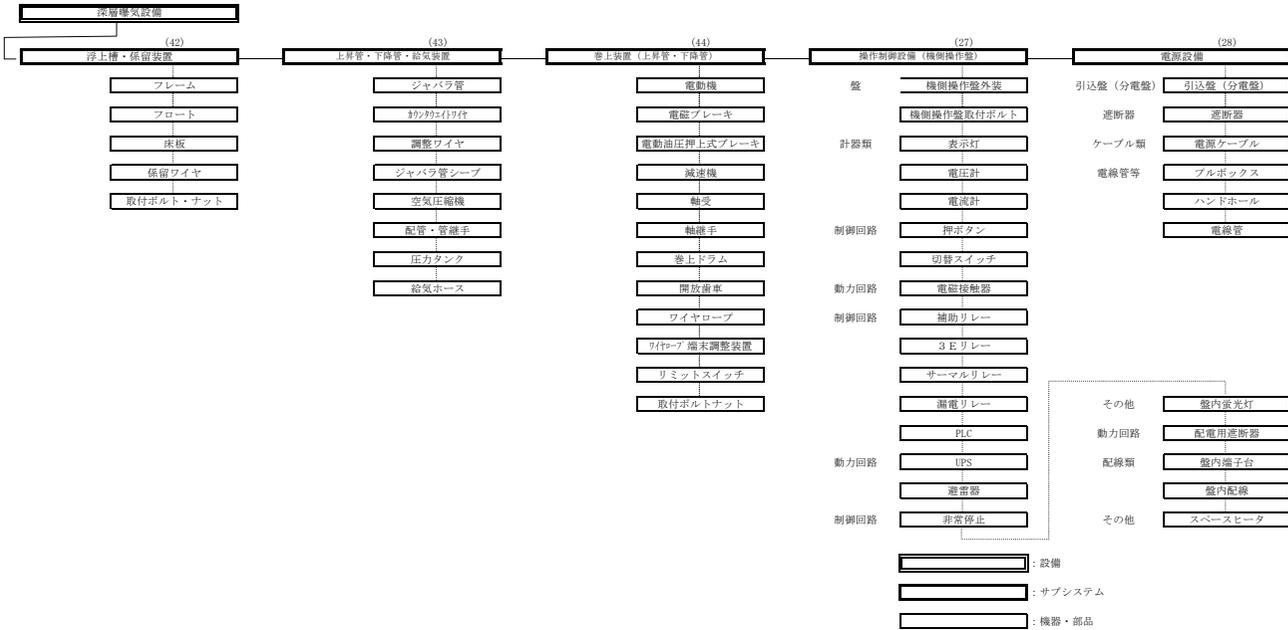
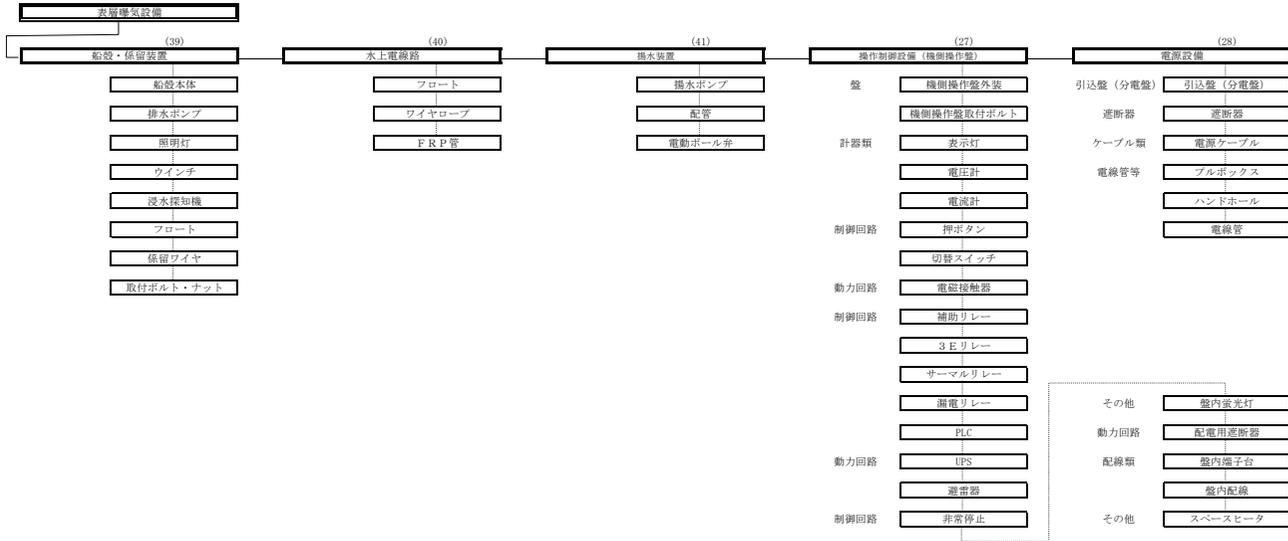
2. 付属設備の標準サブシステムブロック図 1/4



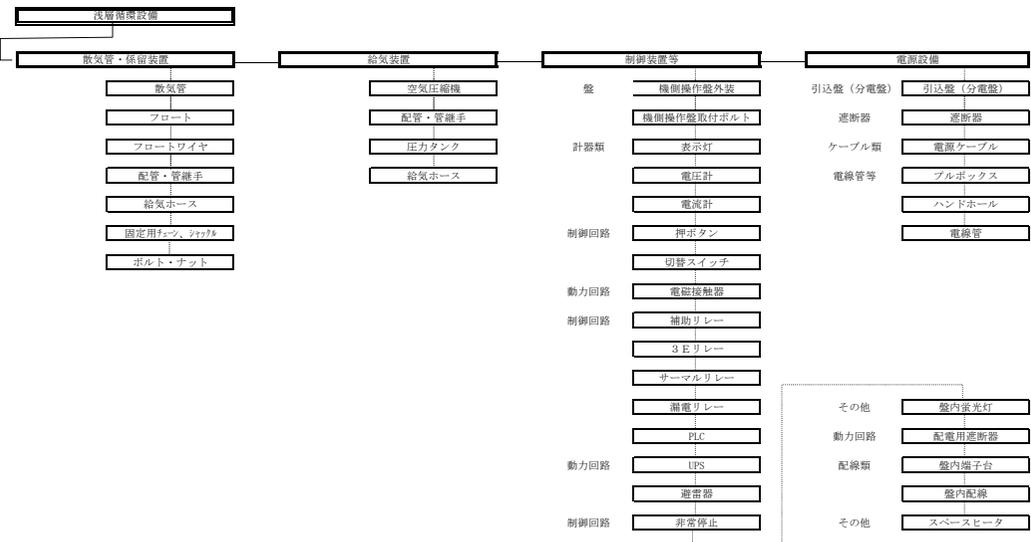
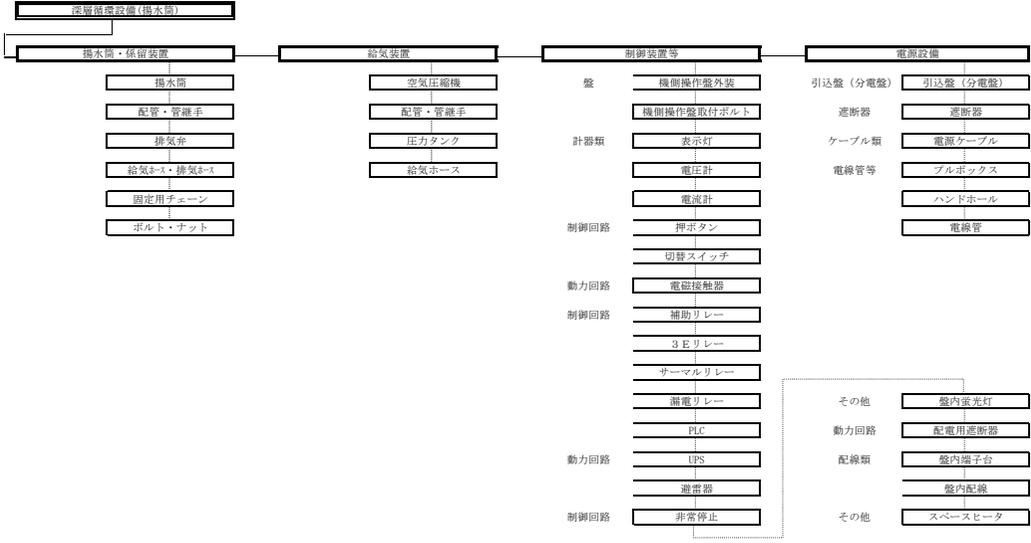
付属設備の標準サブシステムブロック図 2/4



付属設備の標準サブシステムブロック図 3/4



付属設備の標準サブシステムブロック図 4/4



 : 設備
 : サブシステム
 : 機器・部品